

平成 26 年 3 月会議

津幡町議会会議録

平成26年 3 月 4 日再開

平成26年 3 月13日散会

津幡町議会

平成26年津幡町議会 3月会議会議録 目 次

第1号（3月4日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	3
1. 再開・開議（午前10時00分）	4
1. 会議期間の報告	4
1. 議事日程の報告	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案上程（議案第5号～議案第47号）	4
1. 散 会（午前11時11分）	16

第2号（3月5日）

1. 出席議員、欠席議員	17
1. 説明のため出席した者	17
1. 職務のため出席した事務局職員	17
1. 議事日程（第2号）	18
1. 本日の会議に付した事件	18
1. 開 議（午前10時00分）	19
1. 議事日程の報告	19
1. 会議時間の延長	19
1. 議案上程（議案第5号～議案第47号）	19
1. 議案に対する質疑	19
1. 委員会付託	19
1. 町政一般質問	19
13番 南田孝是議員	19
8番 酒井義光議員	24
2番 西村 稔議員	27
5番 中村一子議員	32
1. 休 憩（午前11時57分）	41
1. 再 開（午後1時00分）	41
5番 中村一子議員	41
3番 黒田英世議員	43
4番 荒井 克議員	47
9番 塩谷道子議員	51
1. 休 憩（午後2時27分）	59

1. 再 開（午後 2 時40分）	59
6 番 森山時夫議員	59
1 番 八十嶋孝司議員	62
1. 散 会（午後 3 時24分）	67
第 3 号（3 月13日）	
1. 出席議員、欠席議員	69
1. 説明のため出席した者	69
1. 職務のため出席した事務局職員	69
1. 議事日程（第 3 号）	70
1. 本日の会議に付した事件	70
1. 開 議（午後 1 時30分）	71
1. 議事日程の報告	71
1. 会議時間の延長	71
1. 議案等上程（議案第 5 号～議案第47号、請願第 1 号）	71
1. 委員長報告	71
1. 委員長報告に対する質疑	76
1. 討 論	76
1. 採 決	86
1. 休 憩（午後 2 時49分）	87
1. 再 開（午後 3 時05分）	87
1. 議会議案上程（議会議案第 1 号）	87
1. 質 疑	88
1. 討 論	88
1. 採 決	99
1. 閉議・散会（午後 4 時19分）	100
1. 署名議員	101

平成26年3月4日(火)

○出席議員(17名)

議長	道下政博	副議長	多賀吉一
1番	八十嶋孝司	2番	西村稔
3番	黒田英世	4番	荒井克
5番	中村一子	6番	森山時夫
7番	角井外喜雄	8番	酒井義光
9番	塩谷道子	11番	向正則
13番	南田孝是	14番	谷口正一
15番	山崎太市	16番	洲崎正昭
17番	河上孝夫		

○欠席議員(1名)

18番	谷下紀義
-----	------

○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	副町長	坂本守
総務部長	長和義	総務課長	河上孝光
企画財政課長	大田新太郎	監理課長	太田和夫
税務課長	吉本良二	町民福祉部長	板坂要
町民児童課長	羽塚誠一	保険年金課長	岡田一博
健康福祉課長	小倉一郎	産業建設部長	竹本信幸
都市建設課長	岩本正男	農林振興課長	柘田和男
交流経済課長	伊藤和人	環境水道部長	宮川真一
上下水道課長	八田信二	生活環境課長	石庫要
会計管理者	岡本昌広	会計課長	橋屋俊一
監査委員事務局長	田縁義信	消防長	西田伸幸
教育長	早川尚之	教育部長 兼教育総務課長	瀧川嘉孝
学校教育課長	吉田二郎	生涯教育課長	吉岡洋
河北中央病院事務長 兼事務課長	酒井菊次		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹田学	議事係長	瀬戸久枝
総務課長補佐	田中健一	財政係長	杉田純也
管財用地係長	田辺利行		

○議事日程（第1号）

平成26年3月4日（火）午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案上程（議案第5号～議案第47号）

（質疑・委員会付託）

議案第5号 平成26年度津幡町一般会計予算

議案第6号 平成26年度津幡町国民健康保険特別会計予算

議案第7号 平成26年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算

議案第8号 平成26年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第9号 平成26年度津幡町介護保険特別会計予算

議案第10号 平成26年度津幡町簡易水道事業特別会計予算

議案第11号 平成26年度津幡町公共下水道事業特別会計予算

議案第12号 平成26年度津幡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第13号 平成26年度津幡町バス事業特別会計予算

議案第14号 平成26年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第15号 平成26年度津幡町河合谷財産区特別会計予算

議案第16号 平成26年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算

議案第17号 平成26年度津幡町水道事業会計予算

議案第18号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第9号）

議案第19号 平成25年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第20号 平成25年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算
（第1号）

議案第21号 平成25年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第22号 平成25年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第23号 平成25年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第24号 平成25年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議案第25号 平成25年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）

議案第26号 平成25年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）

議案第27号 平成25年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号）

議案第28号 平成25年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算
（第2号）

議案第29号 平成25年度津幡町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第30号 津幡町生活安全条例の一部を改正する条例について

議案第31号 津幡町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例について

議案第32号 津幡町総合計画策定条例について

議案第33号 津幡町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第34号 津幡町消防長及び消防署長の資格を定める条例について

- 議案第35号 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 津幡町子ども・子育て会議条例について
- 議案第37号 津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 津幡町国民健康保険直営診療所条例及び津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第42号 上大田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第43号 朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第44号 町道路線の認定について
- 議案第45号 「請負契約の締結について」の議決の一部変更について
- 議案第46号 平成25年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計自己資本金の減額について
- 議案第47号 石川県市町議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜再開・開議＞

- 道下政博議長 ただいまから、平成26年津幡町議会 3月会議を再開いたします。
本日の出席議員数は、定数18人中、17人であります。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

- 道下政博議長 本日再開の3月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から3月13日までの10日間といたします。

＜議事日程の報告＞

- 道下政博議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議録署名議員の指名＞

- 道下政博議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本3月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において16番 洲崎正昭議員、17番 河上孝夫議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

- 道下政博議長 日程第2 諸般の報告をいたします。
本3月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、町長に出席を要求いたしました。
説明員については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。
次に、本日までに受理した請願第1号は、津幡町議会会議規則第91条および第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。
次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成26年1月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

- 道下政博議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第5号から議案第47号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

- 矢田富郎町長 本日ここに、平成26年津幡町議会 3月会議が開かれるに当たり、町政運営の基本方針および施策につきまして申し上げますとともに、提案いたしました平成26年度一般会計ほか各会計の当初予算ならびにその他の諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。
東日本大震災の発生から間もなく3年が経過しようとしております。3月会議が始まりますと、

真っ先にこの大震災のことがよみがえります。住宅や車を簡単に押し流し、人をものみ込んでいく大津波の映像は、今も消えることなく脳裏に焼きついております。この大震災の被災者の一人でもあります宮城県仙台市出身の羽生結弦選手が、さきのソチオリンピックで見事に金メダルを獲得いたしました。競技終了後に話した被災地を思う熱い言葉は国民の心を打ち、何よりもこの大震災によって被害に遭われた方々に夢と勇気を与えるものでありました。地震発生当初、約47万人に上った避難者は、現在は約27万人となりましたが、今もなおそのほとんどの人たちは仮設住宅等での生活となっております。犠牲になられた方々のご冥福を改めてお祈りいたしますとともに、住宅再建と被災地の一日も早い復興を強く願うものでございます。

本年は甲午の年であります。60年前、同じ甲午の年となる昭和29年3月に津幡町、中条村、笠谷村、井上村、英田村の1町4村が合併して新生津幡町が誕生しました。同年5月には羽咋郡河合谷村が編入合併、10月には森本町の浅谷を編入いたしました。その後、昭和32年2月に倶利伽羅村が編入合併し、現在の津幡町がスタートしたわけでございます。そして、合併後まもなくの財政難を克服し、はんなりする津幡川の改修の後、生活道路網を重点的に整備するなど、町民の生活基盤づくりを進めてきた結果、合併当時の人口約2万2,000人が現在では約3万8,000人となるなど、津幡町は大きな発展を遂げてまいりました。経済成長が成熟した日本社会は現在、少子高齢化が加速しており、今までのような発展は望めないかもしれません。しかし、4年前の町長就任時、私はこの本会議場で「住んでよかったと実感できるまちづくり、地域づくり。それが私の思いである」と申しあげました。この信念は今も変わることなく、私が政治に携わった31年前からの政治理念であり、基本姿勢でもございます。

さて、平成26年度の当初予算でございますが、本年2月会議にて承認していただきました平成25年度一般会計や特別会計の補正予算と合わせ、15か月予算として一体的に執行するものでございます。4月に町長選挙を控え、本来であれば準通年型の予算編成も検討すべきかもしれませんが、平成26年度の国・県補助事業につきまして、そのほとんどが計画決定済みの継続事業であること、また単独事業につきましても辺地対策事業のように年度当初から予算計上しなければ起債申請などの関係で執行が困難な事業が多いことなどから、あえて通常どおりの通年型予算編成とさせていただきます。

新年度では、これまで進めてきました大河ドラマ誘致関連事業や科学のまちづくり関連事業などに加え、北陸新幹線金沢開業イベント開催などに係る費用や森林セラピー基地である県森林公園の利用促進に向けた費用などを新たに計上したほか、平成28年度を初年度とする第五次津幡町総合計画の策定にも着手いたします。

福祉施策では、消費税引き上げに伴う単年度措置として子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金を計上したほか、これまで国の定期予防接種化に先駆けて行ってきました町単独による予防接種への助成をさらに充実し、乳幼児のB型肝炎ワクチン接種に対する助成制度を新たに創設いたします。また、末梢血幹細胞提供者とその提供者が従事する町内の事業所に助成金を交付する骨髓移植ドナー支援事業も新年度からスタートいたします。また、入所希望者が定員を大幅に超えた津幡小学校区の放課後児童健全育成施設を分離して追加設置するとともに、婚姻歴のないひとり親家庭の保育料につきまして負担軽減を図る制度も創設し、子ども、子育ての支援をしてまいります。

教育施策では、支援を必要とする児童生徒に対し、適切に対応できるよう小中学校の教育支援

員を増員し、学校での学習生活の支援を図ってまいります。また、中学生海外派遣交流事業を発展させ、姉妹校であるノーザン・ビーチス校との交流事業として新年度も引き続き中学生を派遣し、ホームステイをしながら体験通学により英語や国際文化を学んでいただきます。新年度には、新たに小学生国内派遣交流事業を創設することといたしました。これは、環境整備基金を活用して、当町と災害時相互応援協定を締結しております福岡県岡垣町の児童と交流し、友好を図るとともに、小学生のコミュニケーション能力を高めていただくことを目的としたものでございます。さらに、昨年10月の暴風により被害を受けました全小中学校のグラウンドの補修工事を重点的に行うなど、教育環境の改善に努めてまいります。

観光や交流施策では、大河ドラマ誘致活動にも重要な拠点となる倶利伽羅公園周辺の八重桜再生に着手するとともに、公園に続く倶利伽羅地内の町道竹橋倶利伽羅線につきましても大型観光バス車両が通行できるよう整備を進めてまいります。さらに、津幡駅前広場の改修に続き、中津幡駅のトイレ改修や本津幡駅の駐車場整備、さらに中津幡駅や能瀬駅周辺の整備も行うことで、北陸新幹線金沢開業による観光客誘致に備えたいと考えております。

定住施策では、昨年10月に新たに創設いたしました定住促進支援制度が実質的に始まることから、その予算を計上するとともに、新たな試みとして、いわゆる婚活事業にも取り組み、定住人口の拡大を図ってまいります。また、町民の皆さまが待ち望む屋内温水プールの整備につきましても、より具体的な計画をお示しできるよう、継続して調査予算を計上したところでございます。

防災・減災施策では、これまで民間企業や自治体間での防災応援協定の締結やデジタル防災行政無線の整備により町民の皆さまの安全、安心の向上を図ってまいりました。平成28年5月に予定される消防救急無線の完全デジタル化に対応するため、消防救急デジタル無線の整備に本格的に着手いたします。これにより、確実かつ効率的な消防活動や救急搬送患者の個人情報の保護などに大きな効果が得られることとなります。また、県内のほかの自治体に先駆けて作成いたしました既存の土砂災害ハザードマップに地すべり防止区域を追加表示し、防災情報の充実を図ってまいります。

以上、主要な施策の概要につきまして申し上げます。

引き続き厳しい財政環境のもとではございますが、限られた財源を有効に活用し、住民サービスの向上と地域活性化を進めてまいりたいと考えているところでございます。特に1年後には、北陸新幹線金沢開業を迎えます。交流人口の増加とともに、人や物の流れも変わります。農業の活性化や企業誘致を見据えた産業、雇用の創出など、未来に希望のある施策と地域の活力あるまちづくりを推進し、次世代に受け継いでいただける町、住んでよかったと実感できるまちづくりのために全力を傾注して取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、平成26年度津幡町一般会計当初予算および特別会計当初予算ならびにその他の諸議案につきまして、順を追ってその概要を説明申し上げます。

議案第5号 平成26年度津幡町一般会計予算について。

本予算は、前年度当初比1.1パーセント減となる120億3,300万円を計上いたしております。

まず、主な歳入につきまして説明いたします。

1款町税は、個人住民税において均等割税率の引き上げや所得環境の改善による所得割課税額および景気回復兆しによる法人町民税の増額が見込まれることなどから、前年度当初予算に比べ3.3パーセント増となる37億6,042万7,000円を計上いたしました。

2 款地方譲与税は、国の地方財政計画と前年度の決算見込みにエコカー減税が継続されていることなども勘案し、前年度同額の 1 億 2,700 万 1,000 円を計上いたしました。

6 款地方消費税交付金は、景気の回復と消費税率の引き上げに伴う地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ 5,000 万円増となる 3 億 4,000 万円を計上いたしました。

10 款地方交付税は、国の地方財政計画で 1.1 パーセント減となっていることに加え、普通交付税で措置される地方債の残高も減少していることなどから、前年度当初予算比 7,000 万円、1.9 パーセント減の 36 億 1,000 万円を計上いたしました。

12 款分担金及び負担金 4 億 690 万 5,000 円は、各種農林事業に係る農林水産業費分担金 1,274 万 9,000 円や民生費負担金である保育園保育料 3 億 9,102 万 8,000 円が主なものであります。

14 款国庫支出金および 15 款県支出金は、合わせて 19 億 5,400 万円を計上いたしました。国庫および県負担金として障害者福祉関係経費や国民健康保険基盤安定事業費などに係る社会福祉負担金や児童手当、私立保育園運営費などに係る児童福祉費負担金を計上いたしております。国庫補助金としては、子育て世帯臨時特例給付金給付事業や臨時福祉給付金給付事業に係る民生費補助金に加え、あがた公園整備事業や歴史資料館整備事業など、各種事業に係る社会資本整備総合交付金、県補助金として買物弱者支援事業に対する起業支援型地域雇用創造事業補助金や農林施設災害復旧事業に対する補助金、さらに各種社会福祉事業や児童福祉事業、農林事業に係る補助金を計上しております。このほか、県税徴収取扱費や国民年金事務費など、国・県からの委託金も計上いたしております。

16 款財産収入は、財政調整基金などの各種基金に係る利子および配当金や町有地貸付料および加賀爪地内の普通財産売却収入など、1,331 万 4,000 円を計上いたしました。

18 款繰入金は、5 億 5,024 万 9,000 円を計上いたしました。主なものは、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計繰入金合わせて 2,173 万 8,000 円のほか、財政調整基金繰入金 4 億 7,000 万円、地域づくり推進事業基金繰入金 3,194 万 3,000 円、環境整備基金繰入金 1,200 万円などであります。

20 款諸収入は、1 億 8,334 万 9,000 円を計上しております。主なものは、水道事業経営健全化資金貸付金元金収入 1,000 万円や延払機械設備貸与事業資金貸付金元利収入 4,131 万 1,000 円、宝くじ市町村交付金 990 万円、環境整備協力費 3,600 万円などであります。

21 款町債は、前年度に比べ 7,990 万円減となる 9 億 2,100 万円を計上いたしました。主なものは、各種道路や都市公園整備に係る土木債 1 億 7,860 万円、消防デジタル無線整備や河合谷消防分団車購入などに係る消防債 1 億 4,720 万円、臨時財政対策債 5 億 7,000 万円などであります。

次に、歳出につきまして主なものをご説明いたします。

1 款議会費 1 億 5,294 万 5,000 円は、議員報酬や議会だより発刊費、町村議会議員共済会負担金のほか、各常任委員会等の研修活動費などであります。

2 款総務費は、11 億 3,477 万 1,000 円を計上いたしました。1 項総務管理費として特別職および一般職の給与費などの一般管理費 4 億 7,852 万 9,000 円、広報つばた発刊費やケーブルテレビ番組制作費などの広報費 1,835 万 1,000 円、庁舎や機械車両等管理費、地籍調査事業費などの財産管理費 9,374 万 4,000 円、平成 28 年度を初年度とする第五次総合計画策定費やケーブルテレビ事業特別会計繰出金などの企画費 4,170 万 9,000 円、基幹業務システム管理費などの電算費 1 億 664 万 2,000 円などを計上したほか、町税の賦課および徴収費である 2 項徴税费で 1 億 2,556 万 5,000 円、3 項

戸籍住民登録費7,853万9,000円、町長選挙および農業委員会委員選挙などの4項選挙費で2,329万円、7項防犯と交通安全対策費で1,838万4,000円を計上しております。

3款民生費は、35億217万7,000円を計上いたしました。1項社会福祉費として、民生児童委員活動費や社会福祉協議会活動費などの社会福祉総務費1億1,273万8,000円、障害者自立支援給付費などの障害福祉費6億2,961万2,000円、老人保護措置事業費など老人福祉費7,130万6,000円、国民健康保険基盤安定繰出金などの国民健康保険費1億3,760万4,000円、介護保険特別会計繰出金などの介護保険費3億7,087万9,000円、消費税の引き上げに伴う単年度措置としての臨時福祉給付金給付事業費8,494万7,000円などを計上いたしました。2項児童福祉費として、児童手当費や放課後児童健全育成事業費などの児童福祉総務費8億1,784万円、民間保育園運営費負担金を含めた児童保育運営費11億7,339万5,000円、消費税の引き上げに伴う単年度措置として、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費5,951万1,000円などを計上しております。

4款衛生費は、17億379万円を計上いたしました。1項保健衛生費として、母子保健事業や子ども医療給付費など、衛生総務費で1億7,390万1,000円、感染症予防費や高齢者インフルエンザ予防費などの予防費9,033万4,000円、基本健康診査費やがん検診費などの健康増進事業費3,761万1,000円のほか、後期高齢者医療費3億9,796万9,000円や河北中央病院事業運営費を負担する病院費2億774万円などを計上いたしました。2項環境衛生費では、河北郡市広域事務組合に対する火葬場管理運営負担金や石川工業高等専門学校との共同研究による再生可能エネルギー導入促進事業など、環境保全費4,850万7,000円、墓地公園の連絡道路整備事業費を含む墓地費1,603万3,000円、水道事業会計や簡易水道事業特別会計に対する補助金、負担金や繰出金などの上水道費3,451万8,000円などを計上しております。3項清掃費としてごみ収集委託料や河北郡市広域事務組合負担金などの塵芥処理費5億7,604万円、し尿処理費として老朽化に伴う水処理施設建設負担金を含む河北郡市広域事務組合負担金7,310万1,000円を計上いたしました。

5款労働費4,029万9,000円は、指定管理者によるサンライフ津幡管理費761万5,000円、シルバー人材センター運営費1,171万8,000円や買物弱者支援事業に係る起業支援型地域雇用創造事業費1,662万2,000円などであります。なお、今後も一層複雑化、高度化する消費者トラブルに対応するための相談窓口対応の充実およびトラブルを未然に防止するための消費者教育、啓発を引き続き行い、町民の皆さまの安全で安心できる消費生活に資するため、消費生活相談室および専任の相談員を配置するための消費生活相談員報酬等も計上いたしております。

6款農林水産業費は、4億6,382万6,000円を計上いたしました。1項農業費として、農業委員会費3,096万5,000円、中山間地域直接支払制度事業費や各種農業振興補助金などの農業振興費1億348万7,000円、農業基盤整備促進事業費や土地改良施設維持管理適正化事業費、河北潟周辺排水対策費などの農地費9,264万9,000円、倶利伽羅塾管理費などの山村振興等農林漁業特別対策事業費4,636万円、農業集落排水事業特別会計への繰出金1億2,113万5,000円などを計上いたしております。2項林業費は、森林保全対策造林事業費や道整備交付金による林道整備事業費などを計上した林業振興費3,630万5,000円が主なものであります。

7款商工費は、2億5,728万5,000円を計上いたしました。1項商工費として、商工会育成費や延払機械設備貸与事業資金貸付金などの商工振興費6,277万7,000円、八重桜再生事業を含む倶利伽羅公園管理費や北陸新幹線開業を見据えた観光宣伝などの観光費1,398万9,000円、企業誘致事務費や土地開発公社運営健全化助成費などの企業誘致費4,181万4,000円を計上しております。2

項交通政策費は、津幡駅バリアフリー化事業補助金や本津幡駅乗車券発売等管理費などを計上した交通政策総務費で7,314万2,000円、バス事業特別会計繰出金などを計上したバス対策費3,867万6,000円、並行在来線運行支援基金負担金や並行在来線の利用促進啓発に係る地域活動補助金などの北陸新幹線対策費301万円を計上しております。

8款土木費は、11億7,769万4,000円を計上いたしました。2項道路橋梁費として、町道の維持修繕や歴史国道の維持管理などを行う道路維持費4,015万1,000円、社会資本整備総合交付金や道整備交付金などを活用して各種道路事業を実施する道路新設改良費1億6,893万7,000円のほか、道路除雪や消雪施設整備などの除雪対策費9,685万8,000円を計上しております。3項河川費では、河川改修費1,390万8,000円や町内2か所における急傾斜地崩壊防止対策事業費1,025万円などを計上しております。4項都市計画費では、社会資本整備総合交付金を活用して、あがた、住吉、中央の3つの都市公園整備事業を行うほか、町内の公園管理を行う公園事業費1億5,119万7,000円、公共下水道事業特別会計繰出金である公共下水道事業費6億1,700万円を計上しております。5項住宅費では、新たに創設する既存住宅の耐震化を促進するための耐震診断費や耐震改修工事費補助金などのほか、町営住宅の維持管理を行う住宅管理費1,450万1,000円などを計上いたしました。

9款消防費5億2,520万1,000円は、消防施設費として2市2町による消防通信指令事務共同運用や耐震性防火水槽設置、消防救急デジタル無線整備事業や河合谷消防分団のポンプ自動車更新事業などを実施するほか、消防団費、常備消防費などが主なものであり、町民の生命、財産を守るためのものです。

10款教育費10億8,656万3,000円は、教育施設全般の管理と教育の振興や充実を図るためのものです。1項教育総務費1億6,775万7,000円の主なものは、英語活動補助員を配置する語学指導事業費や学校図書館司書配置事業費のほか、科学教育推進費や教育センター運営費などがあります。2項小学校費2億9,212万9,000円は、パソコンによる情報教育推進事業費や特別支援学級費、就学奨励費などを計上した教育振興費5,789万3,000円と9つの小学校の維持管理等に係る学校管理費2億3,423万6,000円を計上したものであります。3項中学校費1億5,317万8,000円は、遠距離等通学費やスクールバス運行費のほか、パソコンによる情報教育推進事業費や放課後課外活動推進費、中学生海外派遣交流事業などを計上した教育振興費5,299万8,000円と2つの中学校の維持管理等に係る学校管理費1億18万円であります。4項幼稚園費5,376万2,000円は、つばた幼稚園の管理運営と私立幼稚園運営助成費などがあります。5項社会教育費2億8,701万円は、各種生涯学習活動費や公民館管理費、図書館費や文化会館費に加え、小学生国内派遣交流事業などの青少年対策費や歴史資料館建設に係る実施設計費などを計上しております。6項保健体育費1億3,272万7,000円は、生涯スポーツ推進事業費のほか、各種大会開催費、体育施設管理費に加え、町民の多くの皆さまが待ち望んでおられます屋内温水プールについて、引き続き基本構想調査費390万6,000円を計上しております。

11款災害復旧費5,311万6,000円は、農林水産施設および公共土木施設に係る災害復旧事業費であります。

12款公債費19億3,333万3,000円は、長期借入金元金償還費16億9,626万5,000円、同じく利子償還費2億3,701万8,000円などがございます。なお、平成26年度末における一般会計の町債残高は、前年より約7億7,500万円減の166億2,000万円余りとなる見込みであります。

第2表債務負担行為は、第五次総合計画策定費ほか3件について、事業の期間および限度額をそれぞれ定めるものであります。

第3表地方債は、県営土地改良事業ほか14件について、限度額および借入条件をそれぞれ定めるものでございます。

議案第6号 平成26年度津幡町国民健康保険特別会計予算について。

本予算は、現在の被保険者数や近年の1人当たり医療費の推移などを参考に、前年度当初に比べ2.6パーセント増となる34億4,896万円を計上するものであります。

議案第7号 平成26年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について。

本予算は、528万2,000円をもって河合谷診療所を運営し、地区住民の健康と適正医療を保持するものであります。

議案第8号 平成26年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算について。

本予算は、近年の給付実績の動向などを参考に、前年度当初比4.8パーセント増となる3億1,167万9,000円を計上し、後期高齢者医療制度の事業ならびに財政運営の安定化を図るため、共通運営経費負担金等を石川県後期高齢者医療広域連合へ納付するものなどであります。

議案第9号 平成26年度津幡町介護保険特別会計予算について。

本予算は、近年の給付実績などを参考に、前年度当初比6.1パーセント増となる25億7,382万円を計上し、高齢社会の進展により増加が見込まれる要支援、要介護者に対する介護サービス給付等を行うものであります。

議案第10号 平成26年度津幡町簡易水道事業特別会計予算について。

本予算は、416万2,000円を計上し、上河合地区ほか2つの地区の簡易水道を管理運営するものであります。

議案第11号 平成26年度津幡町公共下水道事業特別会計予算について。

本予算は、前年度予算比2.0パーセント減となる総額19億604万3,000円をもって浄化センターや汚水管渠施設などの適正な管理を行うとともに汚水管渠整備を行い、公共下水道事業の普及に努めるものであります。

第2表地方債は、公共下水道事業ほか2件について、限度額および借入条件をそれぞれ定めるものであります。

議案第12号 平成26年度津幡町農業集落排水事業特別会計予算について。

本予算は、前年度予算比2.5パーセント増となる1億9,877万7,000円を計上し、富田処理場ほか9か所の処理場の管理運営を行うものであります。

第2表地方債は、下水道資本費平準化債について、限度額および借入条件をそれぞれ定めるものであります。

議案第13号 平成26年度津幡町バス事業特別会計予算について。

本予算は、1億404万3,000円をもって廃止代替路線や自主運行路線および福祉バス路線の22路線に係る運行経費のほか、本年度は老朽化したバス車両1台を更新し、通院、通学、買物等の利便を図り、町民サービスに努めるものであります。

第2表地方債は、町営バス車両購入費について、限度額および借入条件をそれぞれ定めるものであります。

議案第14号 平成26年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算について。

本予算は、平成17年8月より供用を開始しております津幡町第2期地域ケーブルテレビの運営を6,635万円をもって行い、情報通信格差の是正と地域情報化を推進するものであります。

議案第15号 平成26年度津幡町河合谷財産区特別会計予算について。

本予算は、35万円をもって河合谷財産区植林地の管理を行うものであります。

議案第16号 平成26年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算について。

本予算は、1日平均53人の入院患者と143人の外来患者を見込み、収益的支出で11億6,100万円を予定しております。資本的支出では3億4,534万4,000円を予定し、病院改修工事に加え、エックス線テレビ装置や人工呼吸器を更新するもので、引き続き地域医療の中核となる医療施設を目指すものであります。企業債につきましては、病院改修事業および医療機器等購入費について、限度額および借入条件を定めるものであります。

議案第17号 平成26年度津幡町水道事業会計予算について。

本予算は、収益的支出で8億6,387万9,000円を予定しております。1日平均1万52立方メートルを給水し、町民の生活用水確保に努めるものであります。資本的支出では2億7,220万7,000円を予定し、第8次拡張事業として太田、北中条地内の配水幹線の拡張を実施するほか、老朽管更新事業や水道管布設替工事も実施するものであります。企業債につきましては、老朽管更新事業ほか2件について、企業債の限度額および借入条件を定めるものであります。

続いて、平成25年度各会計の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第18号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第9号）について。

本補正は、年度末を控え各種事業の実績見込みを踏まえて増減調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ1億9,668万6,000円を減額し、予算総額を132億8,354万2,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

1款町税1億3,000万円の補正は、平成25年度の収入実績を参考に見込んだもので、雇用や所得の回復により個人町民税や法人町民税が、住宅の新增築増加等により固定資産税が、それぞれ増額となるものであります。

10款地方交付税455万7,000円の補正は、国の補正予算に伴う調整額の戻しが発生したことによる普通交付税の増であります。

13款使用料及び手数料648万5,000円の補正は、25年度新たに分譲した墓地区画の永代使用の増が主なものであります。

14款国庫支出金の減額869万1,000円は、各種国庫支出金充当事業費の確定による減額で、国庫負担金では土木施設災害復旧事業や児童保育運営費の減、国庫補助金では携帯電話等基地局整備事業や障害者地域支援事業の減が主なものであります。

15款県支出金の減額1億1,716万1,000円は、各種県支出金充当事業費の確定により総額で減額となったもので、農林施設災害復旧事業1億2,437万1,000円の減が主なものであります。

16款財産収入711万1,000円の補正は、各基金の債券運用による一括運用利息の増であります。

18款繰入金の減額1億7,906万6,000円は、財源調整による財政調整基金繰入金の減額が主なものであります。

20款諸収入162万1,000円の補正は、一部企業で予定していた資金の借り入れを取りやめたことにより延払機械設備貸与事業資金貸付金元利収入で604万2,000円の減額となったものの、国民健

康保険特別会計から高額医療費の確定により心身障害者医療費返納金792万4,000円が増額となったことが主なものであります。

21款町債の減額4,230万円は、農林水産業債や消防債で増額となったものの、社会資本整備総合交付金の事業間調整による土木債および事業費の確定による総務債と災害復旧債が減となり、全体で減額となったものであります。

続いて、歳出の主なものをご説明をいたします。

1款議会費の減額162万円は、各委員会の研修活動事業費の確定による減額が主なものであります。

2款総務費1,486万5,000円の補正は、運用益の増に伴う財政調整基金ほか基金の積立金の増額が主なもので、地域づくり推進事業基金積立金については運用益のほか平成26年度実施予定の町機材倉庫建設事業の財源として地域の元気臨時交付金による積立金2,000万円を含むものであります。

3款民生費の5,176万5,000円の補正は、保育園運営費や老人保護措置事業費などで減額となったものの、国民健康保険特別会計繰出金が4,726万9,000円、介護保険特別会計繰出金が1,611万3,000円増額となったことが主なものであります。

4款衛生費の減額4,578万2,000円の主なものは、子宮頸がん予防接種者の減に伴う感染症予防費の減や墓地公園連絡道路整備事業の不執行に伴う墓地公園整備費の減によるものであります。

6款農林水産業費の1,161万9,000円の補正は、農地流動化集積事業費や農地集積協力促進事業費、経営体支援事業など、事業費の確定による増が主なものであります。

8款土木費の減額2,096万9,000円の主なものは、県営道路事業負担金や道路除雪費など、一部の事業で増となったものの、年度末における各種事業の財源整理の中で社会資本整備総合交付金・市街地による町道整備事業が4,362万4,000円減額となったことにより、全体で減となったものであります。

10款教育費の減額338万3,000円は、小中学校や幼稚園、生涯教育施設や体育施設などの管理費で電気料や燃料代の高騰による光熱水費の増額があるものの、小中学校情報教育推進事業に係る新規パソコンリース料の入札による減額や各種事業費の確定による減額により、全体でも減となったものであります。

11款災害復旧費の減額1億8,662万7,000円は、平成25年度発生の公共土木災害復旧事業費および農林施設災害復旧事業費の事業費確定と、一部事業の施工が平成26年度となったことによる減額であります。

12款公債費の減額1,977万7,000円の主なものは、長期借入金償還利子において、平成24年度借入金の額と利率が確定したことにより減額となったものであります。なお、長期借入金元金償還で増となったのは、平成14年度に利率見直し方式で借り入れた町債が利率見直し時期を迎え、見直し後の金利が下がったことから毎回の償還金に占める元金の割合が上がったことによるものであり、全体の元利償還額としては減額となっているものであります。

第2表繰越明許費につきましては、障害者自立支援システム改修費ほか16事業、合計7億8,132万6,000円について、国の緊急経済対策に対応したことなどにより年度内の完成が見込めないため、翌年度へ繰り越すものであります。

第3表債務負担行為補正は、住民基本台帳ネットワークシステム更新事業ほか2事業について、

事業費の確定に伴い限度額をそれぞれ変更するものであります。

第4表地方債補正は、事業費の確定に伴い携帯電話等基地局整備事業（辺地対策）ほか13事業において限度額をそれぞれ変更するものであります。

議案第19号 平成25年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ6,251万6,000円を増額するもので、実績による療養給付費3,800万円と過年度療養給付費の精算による償還金2,526万9,000円が主なものであります。

議案第20号 平成25年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ5万1,000円を増額するもので、市町村職員共済組合負担金の追加が主なものであります。

議案第21号 平成25年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ754万5,000円を増額するもので、給付実績による後期高齢者医療広域連合への納付金の増が主なものであります。

議案第22号 平成25年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ6,375万2,000円を増額するもので、施設介護サービスや高額医療合算介護サービスなど、利用実績に基づき各種事業費の増が主なものであります。

議案第23号 平成25年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ87万7,000円を減額するもので、各種事業の確定による減額とそれに伴う財源の調整であります。

議案第24号 平成25年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1,754万円を減額するもので、各種事業費の確定による減額とそれに伴う財源の調整であります。

第2表繰越明許費は、污水管渠整備事業費について、国の緊急経済対策に対応したことなどにより年度内の完成が見込めないため、翌年度へ繰り越すものであります。

第3表地方債補正は、事業費の確定に伴い、公共下水道事業について限度額を変更するものであります。

議案第25号 平成25年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ38万7,000円を減額するもので、事業費の実績による町営バス運営費の減額が主なものであります。

議案第26号 平成25年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ57万7,000円を減額するもので、事業費の実績によるケーブルテレビ運営費の減額が主なものであります。

議案第27号 平成25年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ41万8,000円を増額するもので、間伐材売払分収金を河合谷財産区基金に積み立てるものであります。

議案第28号 平成25年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第2号）について。

本補正の主なものは、病院運営費に係る地方交付税措置額の増により収益的収入において98万円の増額補正を予定し、収益的支出において新公営企業会計制度対応に係るシステム改修費用98

万円の増額補正を予定するものであります。

議案第29号 平成25年度津幡町水道事業会計補正予算（第1号）について。

本補正は、年度末の事業費確定により主要な建設改良事業費をそれぞれ変更するとともに、収益的収入において給水収益等の営業収益金5,068万5,000円を増額補正し、原水費および浄水費等の営業費用において138万8,000円の減額補正と予定利益5,207万3,000円の増額補正をするものであります。さらに、資本的収入において工事負担金1,050万円の減額補正を、資本的支出で建設改良費474万9,000円の減額補正をするものであります。

次に、各条例の改正等についてご説明申し上げます。

議案第30号 津幡町生活安全条例の一部を改正する条例について。

本案は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪等に巻き込まれた被害者等に対し、受けた被害から再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害者等の定義を追加するものでございます。

議案第31号 津幡町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、金沢ケーブルテレビの利用料が消費税および地方消費税の税率引き上げ等に伴い改正されたため、津幡町ケーブルテレビ施設に係る利用料も同一料金とするものでございます。

議案第32号 津幡町総合計画策定条例について。

本案は、地域主権改革のもと、町の総合計画の基本部分である基本構想が議会の議決義務から削除されたことに伴い、町総合計画の策定に当たり、議会の議決について必要な事項を条例で定めるものでございます。

議案第33号 津幡町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、津幡町消防手数料の一部を改正するものでございます。

議案第34号 津幡町消防長及び消防署長の資格を定める条例について。

本案は、地方分権改革により消防組織法が改正されたことに伴い、本町の消防長および消防署長の資格について必要な事項を定めるものでございます。

議案第35号 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、津幡放課後児童センターの利用者が増加したことに伴い、新たに津幡第2放課後児童センターを設置するものでございます。

議案第36号 津幡町子ども・子育て会議条例について。

本案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、町が実施する児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策について調査審議する機関として設置する子ども・子育て会議の組織、運営等について必要な事項を定めるものでございます。

議案第37号 津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、子ども・子育て会議の委員および津幡町表彰委員の報酬を定めるものでございます。

議案第38号 津幡町国民健康保険直営診療所条例及び津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、河北中央病院の一般病室のうち2人部屋17室を廃止し、個室を9室から23室に増室して病室環境の改善と利便性の向上を図るとともに、病院経営の改善を図るため、病床数を減じるものでございます。

議案第39号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、良質な地域医療を効率的に提供するための医師の確保および民間医師の給与水準に照らし、医療職給料表（一）の適用を受ける河北中央病院の医師職員に地域手当を支給するためのものでございます。

議案第40号 津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、河北中央病院の医師職員に手術等の医療等業務に係る特殊勤務手当を支給するためのものでございます。

議案第41号 下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本案は、消防施設の整備事業として河合谷分団消防ポンプ自動車を更新する費用を追加するものでございます。

議案第42号 上大田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本案は、消防施設の整備事業として耐震性貯水槽の整備事業費を追加するものでございます。

議案第43号 朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本案は、大河ドラマ誘致活動にも重要な拠点となる龍ヶ峰城公園や俱利伽羅公園の整備事業費およびその接続道路となる町道竹橋俱利伽羅線の改良工事などの事業費を追加するものでございます。

議案第44号 町道路線の認定について。

本案は、道路法第8条第2項の規定により、庄ト12番10地先を起点とし、庄ト12番13地先を終点とする道路を町道庄68号線として、また池ヶ原レ1番地先を起点とし、池ヶ原ハ93番7地先を終点とする道路を池ヶ原6号線として、それぞれ町道に認定編入するものでございます。

議案第45号 「請負契約の締結について」の議決の一部変更について。

本案は、平成25年津幡町議会10月会議におきまして議決されました議案第78号 請負契約の締結について（津幡駅前広場駐輪場整備工事）は、工期を延長する必要があるもので、消費税差額相当分を追加するため、請負契約額2億7,772万5,000円を2億8,566万円に改めるものでございます。

現在、仮契約を締結中でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当しますので、本議会の承認をお願いするものでございます。

議案第46号 平成25年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計自己資本金の減額について。

本案は、地方公営企業法の改正により、一般会計からの繰入金を自己資本金として整理していたものを、新公営企業会計制度ではその他資本剰余金として整理できることとなったため、勘定科目の振替処理を行い、その自己資本金を減額するものでございます。

議案第47号 石川縣市町議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

本案は、石川縣市町議会議員公務災害補償等組合の組織団体に、石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合、石川縣市町村消防賞じゅつ金組合を加えるものでございます。

以上、本議会にご提案を申し上げました議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、

各常任委員会におきまして関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案のとおり決定、承認を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

＜散 会＞

○道下政博議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時11分

平成26年3月5日(水)

○出席議員(17名)

議長	道下政博	副議長	多賀吉一
1番	八十嶋孝司	2番	西村稔
3番	黒田英世	4番	荒井克
5番	中村一子	6番	森山時夫
7番	角井外喜雄	8番	酒井義光
9番	塩谷道子	11番	向正則
13番	南田孝是	14番	谷口正一
15番	山崎太市	16番	洲崎正昭
17番	河上孝夫		

○欠席議員(1名)

18番	谷下紀義
-----	------

○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	副町長	坂本守
総務部長	長和義	総務課長	河上孝光
企画財政課長	大田新太郎	監理課長	太田和夫
町民福祉部長	板坂要	町民児童課長	羽塚誠一
保険年金課長	岡田一博	健康福祉課長	小倉一郎
産業建設部長	竹本信幸	都市建設課長	岩本正男
農林振興課長	榭田和男	交流経済課長	伊藤和人
環境水道部長	宮川真一	上下水道課長	八田信二
生活環境課長	石庫要	会計管理者	岡本昌広
会計課長	橋屋俊一	監査委員事務局長	田縁義信
消防長	西田伸幸	教育長	早川尚之
教育部長 兼教育総務課長	瀧川嘉孝	学校教育課長	吉田二郎
生涯教育課長	吉岡洋	河北中央病院事務長 兼事務課長	酒井菊次

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹田学	議事係長	瀬戸久枝
総務課長補佐	田中健一	財政係長	杉田純也
管財用地係長	田辺利行		

○議事日程（第2号）

平成26年3月5日（水）午前10時00分開議

日程第1 議案上程（議案第5号～議案第47号）

（質疑・委員会付託）

日程第2 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

<開 議>

○道下政博議長 本日の出席議員数は、17人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○道下政博議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

○道下政博議長 なお、あらかじめ、本日の会議時間の延長をしておきます。

<議案上程>

○道下政博議長 日程第1 議案上程の件を議題とし、議案第5号から議案第47号までを一括して議題といたします。

<議案に対する質疑>

○道下政博議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<委員会付託>

○道下政博議長 ただいま議題となっております議案第5号から議案第47号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

<町政一般質問>

○道下政博議長 日程第2 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるように的確な質問をお願いいたします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

13番 南田孝是議員。

[13番 南田孝是議員 登壇]

○13番 南田孝是議員 13番、南田です。

私のほうから4点について質問をさせていただきます。

初めに、デマンド方式による福祉バスの運行を検討できないかについてお聞きします。

デマンド方式によって、行きたいときに、行きたいところに、また財政負担の軽減や公共交通空白地域の解消に向けた取り組みで、デマンドバスが多くの自治体でふえてきております。交通システムをデマンド型で運用することによって、利用者のニーズに合わせて車両を効率的に動かすことができるからであります。当町でもデマンド交通システムで過疎地域や高齢者の外出支援を行うことで、これまで以上に地域活性化や人々のコミュニティーの拡張に貢献できると考えま

す。取り組んでいる自治体のデマンドバスでは、利用者の自宅を含む乗降場所と発着時刻を指定するだけで、条件を満たす最適な予約候補を提案できるようにしております。そして、運行の利用実績や利用者登録数の増減傾向等、利用に応じて蓄積されていくデータをシステムにより多方面に分析することによって、乗り合い率の向上を素早く提案できるようになります。

私は、福祉バスの目的は高齢者の通院や買い物のほか、気軽に外出できる機会をふやすための交通手段と私は理解しております。現状の津幡町の福祉バスの現状はどうでしょうか。平成23年度では年間利用者が約2万3,000人で、利用者1人当たり約547円、24年度は年間利用者が約2万2,000人で、約576円と聞いております。そして、福祉バスの乗降調査の結果では、平成25年の6月の調査ではウェルピア倉見に全体の78.8パーセント、9月では80パーセントの人が乗降しています。結果から見て、私はウェルピア倉見で専用にバスの運用も考えたほうが住民サービスにつながると思います。

このデマンド方式による福祉バスの運行について、矢田町長の答弁をお願いいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 南田議員のデマンド方式による福祉バスの運行を検討できないかのご質問にお答えいたします。

まず、本町の福祉バスの運行経緯についてご説明をさせていただきます。

平成6年に高齢者福祉施設ウェルピア倉見が完成し、そこへ町内各地区から交通弱者等の施設利用促進と利便性確保のため町営バス運行の要望があり、平成7年7月から高齢者等のための公共交通確保を目的とする町営バスの運行が開始されました。続いて、平成8年12月には全町内を12方面に分けてウェルピア倉見、行政福祉センター、河北中央病院に停車し、週1回往復する無料の福祉バスを新設いたしました。これが現在の福祉バスの始まりであります。平成12年11月にはおやど商店街、旧図書館前での乗降を追加し、週1回から週2回の運行に改正、平成21年3月から現在の運行形態となったものでございます。ウェルピア倉見での専用バスの運用をというご提案につきましては、各コース週2回の往復運行ではありますが、現行の福祉バス運行がその役割を担っているものと認識をしているところでございます。

さて、ご質問の趣旨でもありますデマンド方式による福祉バスの運行の検討についてでございますが、本町では倶利伽羅、萩坂方面と瓜生区への簡易的なデマンド運行を行っておりますが、システムを導入したデマンド運行の形態になっていないのが現状であります。そのような状況ではありますが、高齢者や交通弱者の方々のニーズや実情に応じた福祉バス運行が必要であると考えており、本町の福祉バスとしてどのような運行が最適であるかを継続的に調査、研究することが重要であろうと考えております。

今後も利便性や経費等を勘案しながらデマンド運行の先進事例なども調査し、福祉バスの運行を検討していきたいと思っております。

以上です。

○道下政博議長 南田孝是議員。

○13番 南田孝是議員 再質問はありません。

2点目に入ります。

2点目に、アクティブシニア応援事業についてお聞きします。

健康長寿実現のための最大の特効薬は、高齢期の社会参加と言われております。高齢者の社会参加や生きがいづくりを奨励、支援する事業を当町に考えていただけないでしょうか。

真に国民の健康長寿を実現するためには、食事、運動といった基本的な国民に対する健康指導は言うまでもないところでありますが、もっと必要で大事なこととして、高齢期の社会参加の推進、つまり年齢にかかわらず、いつまでも社会に参加し続け、生きがいを感じながら暮らし続ける社会にしていくことだと思います。退職したらすることがない、行くところがない、会う人がいないとあって、家に閉じこもった生活を送ってしまう人も少なくはありません。そうした人は、すぐに健康を害してしまうのが通例であります。

高齢期の社会参加の推進を図ることこそが、住民の健康長寿を牽引する最大の特効薬と考えます。一例としては、2009年以来、千葉県柏市では生きがい就労事業に取り組んできております。主に高齢男性の意見として、働きに出るというライフスタイルは最も長年なれ親しんだライフスタイルであって明確な外出目的となること、就労の場では明確な自分の役割、居場所が与えられること、またわずかでも年金にプラスされる収入を得ることができ、生活のゆとりもふえるということを目指意識があると答えております。また、体は元気なままで、まだまだ活躍できるという自己効力感、就労意欲が高いこともあり、そしてできるだけフレキシブルな形で単日、短時間での無理のない働き方を希望するニーズが多く、そのニーズにこたえる就労の場を地域の中に数多くつくれば、就労を通じた人と人とのつながりが生まれ、また地域の課題解決に資する場を開拓することで、コミュニティーが質的にも改善されると考えます。事業者および就労シニア双方にとってメリットがある高齢者の就労モデル事例としては、施設入所者の話し相手、レクリエーションの補助、植栽の世話、草むしり、行事の手伝い、歌や音楽の指導や披露、囲碁、将棋等の相手などを挙げております。

高齢者の社会参加や生きがいづくりを奨励、支援する事業、アクティブシニア応援事業について、町長に答弁をお願いいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 アクティブシニア応援事業をとのご質問にお答えをいたします。

国の人口推計によりますと、団塊の世代の方が満65歳を迎えました平成25年9月の我が国の高齢者人口は前年より112万2,000人増加し、3,180万6,000人となりました。また、総人口に対する65歳以上の割合を示す高齢化率も25パーセントと、4人に1人が高齢者であります。

本町におきましては、昨年末の高齢化率が20.5パーセントと、全国平均より低い数値ではございますが、年々高齢化率は高くなっていくことが予測されております。そうした状況下ではあります、団塊の世代を中心に、まだまだ現役で活躍できる力を持ったアクティブシニアと呼ばれる方が大勢いるはずだと思っております。そして、高齢になってもできるだけ長く、元気に、生きがいをもって生活が送れますよう、退職後の活動の場、就労の場をつくり出していくことが重要であると考えております。現在進めております農業公園計画の運営につきましても、元気な高齢者の方々の就労の場の一つとして考えているところでございます。

本町では高齢者の社会参加の促進を図るため、各種ボランティア活動の活性化に取り組んでおります。地域で介護予防の考え方や方法を広める介護予防メイト、認知症の理解を促進するキャラバンメイト、町民の健康をサポートする健康づくり推進員、町内35か所にあるふれあいいきい

きサロンのお世話役、社会福祉協議会を核とした各種ボランティア団体会員などの活動が地域への貢献とともに、本人自身の生きがいと活躍の場となっております。なお、公的サービスで対応できない日常生活の支援を有償ボランティアで行う地域支え合い事業や有償のシルバー人材センターなどの活動なども展開されているところでございます。

また、介護保険制度が改正されることにより、平成29年4月までに新しい介護予防・日常生活支援総合事業が開始されることとなります。事業実施に当たりましてはボランティアを初め、住民主体の取り組みを含めた多様な担い手が活動できる環境の充実を図ることも重要であります。今後はボランティア活動を通して、高齢者の生きがいづくりや介護予防の推進を図るため、介護保険制度の地域支援事業を活用し、既存のボランティアや介護施設入所者等の話し相手などの活動に対して、換金可能なポイントを交付するボランティアポイント制度の創設を検討したいと思っております。このボランティアポイント制度は県内の市町ではまだ実施されていない事業でございますが、本町で先駆的に取り組むことも考えたいと思っております。

今後、事業化に向けまして、先進自治体の取り組みを調査、研究してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○道下政博議長 南田孝是議員。

○13番 南田孝是議員 前向きな答弁をありがとうございます。再質問はありません。

3点目に入ります。

歯と口腔の健康づくり条例の制定についてお聞きいたします。

歯と口腔の健康づくり条例とは、歯の健康に関して基本理念を定め、教育関係者および保健医療関係者、福祉関係者の役割を明確にし、歯科保健医療推進計画を策定、推進することで、住民の健康増進に寄与することを目的に制定しております。2008年の新潟県を皮切りに、歯や口の健康づくりを推進することにより地域住民の全身の健康増進を図ろうという歯科保健推進条例は、現在27道県と一部市町の自治体にも広がりが出てきております。背景には、この10年ほどの間に虫歯や歯周病などの歯科疾患と全身の病気との関連を示す研究結果が相次いで報告されたことが起因しております。80歳になっても自分の歯が20本以上残っていることを目指す8020運動を進める8020推進財団のまとめによりますと、47都道府県のうち、すでに27道県が条例を施行しております。残る20都府県でも検討していないという東京都と、残念ですが、なぜか制定に向けた動きがないという石川県と聞いておりました。ところが先般、地元県議の焼田氏からの情報では、県議会が6月議会に議員提案により歯と口腔の健康づくり条例が制定に向けた動きがあるということです。県保健医療計画に位置づけられているとの見解の福井県を省いては、いずれも制定への具体的な動きがあると言われております。市町村レベルでも静岡県裾野市などの全国の18市町が施行済みで、平成23年8月には国や自治体の責務を定めた歯科口腔保健法も制定され、条例への取り組みが加速する可能性も指摘されております。

これまでに制定された条例は目的や基本理念などの骨格はほぼ共通するものの、地域の実情によって違いも見られております。例えば離島を抱える長崎県は歯科医療の地域間格差是正を重視し、茨城県は8020運動に加え、64歳で24本以上という目標も掲げております。

歯科疾患をめぐっては、歯周病が肺炎や動脈硬化、肥満、糖尿病、早産や低体重児出産などに関係すると指摘されております。また、歯の喪失によるそしゃく能力低下は栄養状態を悪化させ

るほか、脳機能の低下などにもつながるとされております。

条例を制定することによって、生涯を通じて食事と会話を楽しむための歯と口腔の健康づくりと一緒に考えるきっかけにしてはどうでしょうか。また、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防へとつながるなど、全身の健康を保持、増進するための重要な要素ともなります。

以上、歯と口腔の健康づくり条例の制定について、町長から答弁をお願いいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 歯と口腔の健康づくり条例の制定をとのご質問にお答えをいたします。

平成23年8月に、歯科口腔保健の推進に関する法律が公布、施行されました。なお、口腔とは医学用語でございまして、口の中のことを言うようございまして。この法律では、国や地方公共団体、歯科医療関係者および国民の責務が明らかにされており、地方自治体においては歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施するとされております。

本町では、平成25年3月に津幡町健康づくり基本計画、つばた健康づくり21（第2次）を策定し、歯と口腔の健康づくりを位置づけた施策の推進を図っているところであります。この計画では健康寿命の延伸を最終目標としておりますが、ご質問にもありました8020運動や歯の健康フェスタにおけるフッ素塗布および歯科検診などを行うことによりライフステージに応じた歯科保健対策を推進しております。また、保育園、学校での歯科検診や妊婦および特定の年齢を対象とした歯科検診の充実を図ることなど、専門家による口腔機能の定期管理と支援も推進しております。

各施策の推進体制としては、町健康づくり推進協議会に歯科専門部会を置き、町民の各年代における取り組みについて協議を行い、施策につなげております。また、円滑な事業実施のため、定期的に町歯科医師会との打ち合わせ会を開催しており、町歯科医師会からは本町における歯科保健に関する取り組みに対して、高い評価をいただいているところであります。

ご質問の歯科保健推進条例の制定についてですが、今ほど南田議員のご質問にもありましたように、県では（仮称）石川県歯と口腔の健康づくり推進条例を政策調査会検討委員会において検討していると聞いております。

今後、本町でも町歯科医師会を初め、歯科保健関係者と町健康づくり推進計画に位置づけた歯科口腔保健に関する取り組みの進捗状況の評価を行うとともに、条例制定について協議、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○道下政博議長 南田孝是議員。

○13番 南田孝是議員 ありがとうございます。再質問はありません。

最後に4点目、職員採用試験に特別枠をとということについてお聞きします。

職員採用に当たり、当町のスポーツ、文化活動の推進を図るために、スポーツ、文化において努力を重ね、すぐれた実績をおさめた人材に対し、特別枠を設けて募集することを提案いたします。

福岡県宗像市は、2012年の職員採用試験から元気な職員枠2件、2人程度を新設して、民間企業、文化、スポーツなどですぐれた業績を持つ、個性的な即戦力の人材を求めのがねらいから、教養試験を廃止し、自己PRと適正試験で選考することにしたそうです。企業や市民活動、芸術

などの豊富な経験や知識を生かせる人、昨年度は観光振興、各種メディアを通じたPR、プロモーション活動、各種プロジェクトの実施、市民、ボランティア活動での実績と高い企画力を持った人材を募集しております。受験者は経験や業績などを具体的にまとめた元気PRシートを提出、1次試験で書類審査と職務への適応性を見る適正検査を受ける。2次試験は数分間のプレゼンテーションで自己を売り込む。市では、2011年まで社会人枠、5年以上の勤務経験者を設け、一般枠と同様に教養試験を課していました。それから、市人事課は、公務員試験は専門学校での特別な対策が必要というイメージを一掃し、人物重視にしたと話しております。

当町において、このスポーツ、文化活動の推進につながる人材育成のために、職員採用試験に特別枠を設けることについて、町長から答弁をお願いいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 職員採用試験に特別枠をとのご質問にお答えいたします。

本町の職員採用につきましては、一般教養または専門試験および論文、作文による1次試験に合格した後、適性試験および面接試験による2次試験を行い、決定をさせていただいております。本年度は新たな取り組みとして、より職務への適応性や個性など、人物的な側面を評価するとともに、その人物の資質と能力を見きわめるため、さらに3次試験として新たな面接試験を実施させていただきました。また、前年度では専門職ではありますが、豊富な経験を生かせる人材を確保するため、受験資格の年齢を引き上げ47歳までとし、社会経験の豊かな職員枠の実施をいたしました。さらには国の行政手法をじかに学びたく、国家公務員上級職からの、いわゆる出向による採用も行いました。それぞれその経験を速やかに発揮し、行政サービスの向上につながっていると評価をしているところでございます。

現在、職員の再任用制度の導入など、さまざまな要因により新規職員採用者数を減少せざるを得ない状況となっております。少ない採用枠の中で経常的に特別枠を設定することは難しいところもございますが、スポーツや文化芸能、社会経験の豊かな人材確保について前向きな検討が必要であろうと考えているところでございます。

私の掲げる住んでよかったと実感できるまちづくりには、やはりすぐれた人材が必要不可欠であります。今後におきましても、特別枠の検討を含め、優秀な人材確保に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○道下政博議長 南田孝是議員。

○13番 南田孝是議員 どうもありがとうございました。

前向きな答弁をいただき、これからの津幡町の発展のためにまたよろしく願いいたします。以上で、私の質問を終わります。

○道下政博議長 以上で13番 南田孝是議員の一般質問を終わります。

次に、8番 酒井義光議員。

〔8番 酒井義光議員 登壇〕

○8番 酒井義光議員 8番、酒井です。

まず初めに、質問に入る前に、今年度で退職されます板坂町民福祉部長、瀧川教育部長には、長年、町職員としてお勤め、本当にご苦労さまでございました。これからも健康に留意され、町

政や地区事業に対して協力、またご活躍をお祈り申し上げます。

それでは、質問に入ります。

2点の質問をさせていただきます。

まず1点目に、自転車の逆走禁止に対応した道路整備をということで質問いたします。

昨年6月に公布された改正道路交通法の一部が平成25年12月1日に施行されました。その中で、自転車の逆走が法律で禁止となりました。従来から自転車は道交法上、軽車両扱いとなっており、車道を走る場合、左側走行が義務づけられています。歩道のない道路を白の実線などで区切った外側の路側帯では左右どちらでも通行できましたが、改正後は、路側帯を走る場合、左側を通行するように限定されました。自転車専用道や自転車も通行可の標識が出ている歩道は例外となっています。このように道路交通法が改正され、ルールに違反した際の罰則は、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金が適用されることになりました。

私が以前から改善を要望してきました舟橋から五月田までは、2月24日に自転車通行帯のラインが引かれ、車道がかなり狭くなりましたが、自転車は以前に比べ平坦地を走行するため、随分走りやすく改善されました。しかし、町内全体を見ますと、歩道がマウントアップ形式や幅員不足など、かなり改良されたものの、走りにくいところも見受けられます。

安全、安心を掲げる町として、改正道路法に対応した歩車道整備を積極的に取り組むべきと思いますが、今後の取り組みについて、町長にお伺いいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 酒井議員の自転車の逆走禁止に対応した道路整備をとのご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、昨年12月1日に道路交通法が改正されたことを受けまして、これまで以上に自転車と歩行者の安全確保に向けた自転車走行空間の整備に取り組まなくてはならないことを認識しているところでございます。

12月会議でご質問がありました町道太田舟橋線のうち、並行する七尾線第一舟橋踏切から五月田踏切までの要望区間につきましては、早期の歩道部の改良は困難ということでもあり、車道部における自転車通行帯の路面標示を本町で初めて実施いたしました。計画に当たり津幡警察署と協議をさせていただき、自転車通行空間を確保するため、路肩より1メートル幅の自転車通行帯を設け、だれもが走行レーンを容易に判断できるように自転車マークを表示し、逆走することがないように左側通行の文字表示もあわせて設置いたしました。この自転車通行帯の整備により懸案区間での走行性、安全性の向上が幾分かは図られたものと考えているところでございます。

ご指摘のとおり、町内全域ではほかにも自転車利用者の多い路線が見受けられます。原則、道路交通法により、自転車は歩道を通行することはできませんが、通学路等の位置づけにより特別に自転車の通行が可能となっている歩道がございます。その中にはマウントアップ形式により歩道と車道に段差があるため、走行上、十分に安全性が確保されていない区間があることも承知をいたしております。

しかしながら、当該区間は住宅密集地の箇所が多く、歩道のフラット化には用地確保や移転補償費などの問題も発生し、今後の課題と考えているところでございます。当面は昨今の自転車交通事情を踏まえ、特に緊急性が高い路線において、車道部での自転車通行帯の整備を推進してい

きたいと考えております。

また、自転車利用者が安全で安心して通行できるよう、交通マナーの周知ならびに指導の徹底も図っていききたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○道下政博議長 酒井義光議員。

○8番 酒井義光議員 今ほどの前向きな答弁ありがとうございます。

また、徐々に検討しながら改善に取り組んでいってほしいと思います。また、マウントアップ形式を直すのはなかなか家とのすりつけで実際かなり難しいと思いますけども、ところどころ飛び上がった、ちょっと直せる程度もあったりもしますので、一応全体にちょっとチェックをしながら進めてほしいなと思います。

それでは、2点目に入ります。

空き家解消に向けた条例の制定をと質問をいたします。

空き家解消に向けた意見は以前からあり、さらに昨年6月会議で黒田議員が空き家解消条例を制定せよと一般質問されました。それについて環境課長の答弁では「空き家バンクを設立し、積極的にPRしたい」とのお話でありました。条例の制定についてはいろんな問題があり、現時点では速やかな条例の制定は難しいとのことでした。

その後11月1日に、町内区長さんに出席していただき、議会報告会が開催されましたが、意見交換の中で区長さんから黒田議員が一般質問で発言されたように、空き家は年々ふえ、景観、治安、倒壊、落雪など、いろいろな問題があり、議員から空き家解消についての条例の制定など、提案できないかとの意見がありました。区長さんは県道沿いの空き家で痛みが年々ひどくなり、さらに屋根雪が歩道に落下し、その歩道を小学生が通学路としており、危険な状況であるため、所有者にお願いし、解体していただいたとのことでした。周辺の方や区としてはよかったのですが、更地にしたことで固定資産税の特例がなくなり、税額が6倍近くに上がってしまい、町で減免などできないかと相談を受けておりましたけれども、現時点では減免などできないと私が答えただけになってきょうに至っております。

現在も地区には空き家で問題になる建物が何件もあります。例を挙げますと、能瀬駅近辺の古い空き家では、倒壊やかわらの落下のおそれ、さらに屋根雪が駅に通う通勤通学道路に落下しているケースや所有者が施設に入所し、管理できず屋根雪落下の苦情やスズメバチが空き家に巣をつくり、業者に駆除依頼をし、代金の回収にかはく市の親戚に出向き、いろいろ言われながらやっと回収できるなど、空き家に対する問題で区長さんも苦勞している状況でございます。

そのようなことから、全国の自治体では住民の生活環境を確保するためや良好な景観を保全し、安心、安全なまちづくりの推進に寄与することを目的に、空き家の適正管理に関する条例を制定し、施行しています。条例の概要は、所有者等の責務、情報の提供、所有者に対し必要な措置について助言、指導、勧告や適正な管理を行う責任の明示など条例化し、適正管理を呼びかけるものです。それぞれの自治体では解体費用に対し、上限を決めた上で1件につき2分の1の補助をするなど、取り組みをしています。

当町においても、管理条例等の制定を進め、どれだけかの期間、固定資産税の減免、解体費用の補助をするなど、空き家の解消に向けた行動をすべきと思います。議会報告会で区長さんからの意見でもあり、行政として積極的に対応すべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたしま

す。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 空き家解消に向けた条例の制定をとのご質問にお答えをいたします。

空き家は町民の皆さまの生活環境にさまざまな面で影響を与え、本町といたしましても対策に苦慮しており、また今後増加も懸念されることから大きな課題であると認識をしているところでございます。そこで、昨年7月から津幡町空き家バンク制度を創設し、空き家の所有者と利用希望者とのマッチングを進め、これまでに数件の契約が成立しております。

空き家管理条例の制定およびその条例による解体費用の補助等につきましては、昨年の議会6月会議におきまして黒田議員の一般質問に対し、私有財産の観点から多くの問題があり、現時点では速やかな条例制定は難しいとお答えしたところであります。これまでも空き家の不適切な管理による苦情もあり、町民の安全かつ快適な生活環境を著しく阻害するおそれのある空き家の現地調査を行い、津幡町環境美化条例により、所有者に対し、必要な措置を指導してきております。当面は津幡町環境美化条例に基づいた空き家対策を強化してまいりたいと考えているところでございます。

なお、空き家を取り壊した後の土地における固定資産税の減免につきましては、税の公平性の観点からも困難と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

今後も先進団体の取り組みを初め、国・県の制度や対応を注視しながら町独自の取り組みができないか調査、研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いをいたします。

以上です。

○道下政博議長 酒井義光議員。

○8番 酒井義光議員 いろいろと難しい面もあるかと思っておりますけれども、各自治体ではかなり苦労しながらでもつくって、いろいろと協力していろんな助成金もということで取り組んでおりますので、できるだけ早く取り組んでいただければなと。その難しいところを何とか乗り越えてほしいなと思っております。

これで、私の質問を終わります。

○道下政博議長 以上で8番 酒井義光議員の一般質問を終わります。

次に、2番 西村 稔議員。

〔2番 西村 稔議員 登壇〕

○2番 西村 稔議員 2番、西村 稔です。

一般質問に入る前に一言述べさせていただきます。

3月11日は、今まで経験をしたことのない大震災が起こった日です。福島県の飯舘村の菅野村長さんの言葉ですが「震災では死者もなく、けが人も出なかったんだが、放射能スポットになり村を離れなければならない。どうしたらよいか分からない。西村さん、ご支援ありがとうございます」と、こういう言葉でした。

〔議席から笑い声あり〕

村民は、村長さんを先頭に全員が疎開しました。窮地に陥ったら、町民は町長さんを頼りにします。そういうことで、2期目確実な町長へのお願いと確認について、今から質問させていただきます。

2期目確実な町長へのお願いと確認について。

4月の町長選立候補の大義名分として、4年間実現できなかったことをなし遂げるために2期目を頑張るとあります。その中に室内温水プールの設置の実現、農業公園の整備、良質な工業団地の造成をして企業誘致、雇用確保を目指す、津幡駅東口と竹橋地区に新駅をつくる、またさらに女性の登用を図るとあります。それらについてお尋ねします。

室内温水プールは交通アクセスの便利がよくて、だれもがちょっとした時間でも気楽に行ける場所につくってほしいということです。

また、農業公園、もみじ公園のように知恵を出し、無理な計画をし、わざわざ呼び寄せる場所ではなく、出向かなくてもよく、多くの町民が見える場所に、見えたら行きたくなる場所、すなわち清水丘陵地に変更できないものかということです。

津幡駅東口開設と加賀爪地区から旧検問所までの融雪装置の実現をしてほしいと思いますが、いつごろそれが可能になるか。

また、女性の登用とありますが、新年度から少なくとも女性部長1名、課長職3名の任命を行ってほしいと思います。

また、優良工業団地をどこにつくる計画なのか。

また、定住人口がふえるとのことですが、あわせて優良宅地、老人が安心して、生存期賃貸型シルバーシティの造成を行ってほしいと思います。ここで、シルバーシティについて説明いたします。例えば御門地区に2DKぐらいの平屋の1戸建て住宅を50棟ぐらいつくり、低料金で賃貸し、そこには孫たちの遊び場から集会場、診療所、駐車場等を整備し、命ある限り安心して住める町をつくってほしいと。また、生存期賃貸型とは、生きてる限り、その住居に住める権利のことです。

以上について、お答え願いたいと思います。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 西村委員の2期目確実な町長へのお願いと確認とのご質問でございますけれども、町長への立候補表明はいたしました。しかしながら、選挙までまだ40日ぐらいあります。どのような形で選挙戦が行われるか今のところ全く分からないというのが現状であろうと思います。そのようなときにあたかも町長に再選したかのような仮定での質問の答弁は、できれば差し控えさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○道下政博議長 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 再質問です。

先ほども申しましたとおり、私は矢田町長に大いなる期待をしていますし、確実に町民の100パーセントが矢田町長頑張ってほしいと、そういう声を耳にしていますので、当選確実だと思いますので……、

〔議席から笑い声あり〕

ぜひ、この実現を胸の中に刻んでおいてください。よろしくお願ひします。

すみません。再質問じゃないです。

これで……、

〔議席から笑い声あり〕

次の2番目に行かせていただきたいと思います。

私の質問は全部、町長さんが2期目を続投していただくという仮定のもとで書いたものですから……、

〔議席から笑い声あり〕

ちょっと、また返事いただけないかもしれないですけども一応、申し述べます。

金沢港より津幡経由小矢部市への道路の直線化について、町長にお尋ねします。

石川県では、環日本海時代の到来に向け、金沢港から加賀地区、能登方面の直線化を行い、より利便性を図り、時間短縮を進め、経済効果を上げるとあります。

そこで、矢田町長に金沢港より津幡経由小矢部市への直線道路建設のため、ご尽力をいただきたいと思いますので、町長さんのお考えをお聞かせください。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 おくれをとらない道路政策についてとのご質問にお答えをいたします。

西村議員もご存じのとおり、産業、経済活動を支える道路政策につきましては、大動脈となる国道8号の4車線化およびボトルネックとなっている倶利伽羅トンネルの整備や金沢外環状道路海側幹線の整備等の事業促進について、関係自治体と連携し、国に対して毎年要望しているところでございます。

この道路の整備は津幡町の経済活性につながるものであり、ひいては西村議員のご質問のお答えになるか分かりませんが、時間短縮による金沢港からの物流アクセス向上にもつながるものであると考えております。

今後も引き続き、強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○道下政博議長 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 河北郡で内灘町と津幡町があるわけなんですけども、このアクセスも重要かなと思ひまして、金沢港から内灘経由の小矢部市と、こういうことでご尽力いただきたいと思ひます。

続きまして、3番目に行きます。

定住人口増加のための一提案としての上下水道部の第三セクター方式についてお尋ねします。

他町から津幡町に移住した方々に何か問題がないかとお尋ねしますと、金沢に行くのも便利だし、生活環境も悪くないが、上下水道料金が高いのにびっくりすると言われます。今後、一段と高齢化社会になっていき、年金生活者がふえていきます。そこで、津幡町に住むとライフコストが石川県下で一番安く住める町にしたらよいと思ひます。まず、水道事業を第三セクター方式に切りかえ、最大限コストを下げ、使用料を下げることです。また、町としていろいろな助成をしております。そこで、上下水道料金にも助成を行えば、施設使用料免除、施設使用料免除というのは、メーター器、メーターボックスの使用料なんですけども、水道加入金助成を行えないでしょうか。

そうすれば、定住人口増につながると思ひますが、町長さんの考えをお聞かせください。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 定住人口増加のための一提案としての上下水道の第三セクター方式についてと
のご質問にお答えをいたします。

現在、上下水道事業の一部を民間に委託しているものの、事業のほとんどを直営で行っております。また、料金算定の基準となる直接経費につきましても、給水区域や下水道整備区域が広く、高低差もあるため、施設維持管理費や動力費などの経常経費が多額となっております。経費削減のために第三セクター方式にしてはどうかとのご質問だと思いますが、第三セクター方式は民間資金の活用や技術の活用といったメリットがございます。しかし一方では、公共性が薄れ、利潤追求が重視されるといったデメリットもあり、あわせて経営責任においても公共、民間での責任体制の不明確さも懸念されますので、現在のところ第三セクター方式での運営は考えておりません。

上水道料金は、県水受水費、施設維持管理費、人件費などの営業費用と企業債の支払い利息、資産維持費の資本費用の合計額を算定し、料金を決定しております。また、下水道使用料については、総事業費および整備後の修繕費等を勘案し、決定をさせていただいております。本来、上下水道事業は独立採算制が原則であり、料金収入等ですべてを賄わなければなりません。その原則に基づき料金などを算定すると高額な料金となるため、町は現在、上下水道料金抑制を図る意味合いから、上水道には補助金で、下水道には一般会計から下水道事業特別会計へ多額の繰り入れを行い、対応をしております。したがって、ご提案にある施設使用料免除や水道加入金助成は今のところ考えておりません。

今後、より一層の経費削減に努め、議会決算特別委員会でもご指摘がありました経営形態について、本町にあった方式を研究してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○道下政博議長 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 この件について、ちょっと再質問をさせていただきます。

水道環境部長さんにちょっと。料金未納の件数が何件あって、その取り立てをどのようにして行って、その入金率はどういうふうになってるか、ちょっとお答え願います。

○道下政博議長 宮川環境水道部長。

〔宮川真一環境水道部長 登壇〕

○宮川真一環境水道部長 今のご質問ですが、通告にありませんので、答弁は控えさせていただきます。

○道下政博議長 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 はい、分かりました。

〔議席から笑い声あり〕

通告になれば、毎日一生懸命頑張っている数字も分からないということなんで、分かりました、はい。

第4問目、高齢社会における区割りの見直しについて。

行政の区割り見直しについて、総務部長にお尋ねします。

現在、86地域の区割りがありますが、集落定住者の高齢化が進み、区長選任に苦慮しておられる区や、また区の戸数が多過ぎて大変多忙な区もあります。そこで、現状を把握し、多い区は再度細分化し、少ない区には支障がないシステムにより統合していく方法がないか。とりあえず消

防分団型にするか早急に取り組んでほしいが、何か検討されたことがあるのか。また、よい方法がないのか、総務部長にお尋ねします。

○道下政博議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 高齢社会における区割り見直しについてのご質問にお答えいたします。

初めに、本日も多くの区長さまが議会の傍聴にお見えになっておられます。区長さま方には各区のまとめ役として、また町との行政連絡事務など、日々活動していただいておりますことに、この場をおかりしまして厚くお礼申し上げます。

さて、区の組織は、その住民によって組織される親睦や共通の利益の促進、地域自治のための任意団体であります。近年は、地域におけるコミュニティーが非常に重要となり、地域の福祉活動や防災活動の組織母体として区の組織が必要不可欠となっており、積極的に取り組み、活動をしていただいております。

小さな区は消防分団区域のようにして合併してはどうかのご提案でございますけども、幾つかの集落をまとめた区長を置くことなのだろうと思います。しかし、結局のところ事務や事業を各集落に連絡することが必要になるのではないのでしょうか。ただ、大きな区におきましては区の編成として町内会が組織されていたり、班などに分割するなど、ある程度は区で行う仕事を分散して活動していると聞いております。

地域の長い歴史とつながりを持つ住民組織の区を分割したり、統合することは大変難しいのではないかと考えております。しかしながら、集落や地区の皆さまから住民総意のもとで区の合併や分割ということの相談があれば、町としましてもその意思に沿って当然検討しなければならないと思っております。

以上でございます。

○道下政博議長 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 実情に関しては非常に難しいとは思いますが、町村合併とか道州制とかというのがありますんで、その辺また区長会の皆さんと行政府がともに向き合って、いい方法がないか検討していただくよう要望しておきます。

次、5番目に移ります。

町民の幸せづくりの演出について、教育長にお尋ねします。

教育とは法を遵守し、個性豊かで実りあり、自然と共生した人間社会の形成のためにあると思います。そこで、行政は町民が幸せに生きるための演出だと思えます。まず、町民が求めていることは何かを知り、住みたい町にするためにはどうしたらいいのか。時代の流れにどのように対応していくのか。産業構造の変化、意識の変化、楽しみと誇りの持てる町にするためのビジョンが必要だと思えます。

教育も同じだと考えますので、教育から見たまちづくりについて、教育長にお答え願います。

○道下政博議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 町民の幸せづくりの演出についてのご質問にお答えいたします。

近年の社会環境は、高度情報化、国際化の進展等々いろいろございますし、あわせて核家族化や少子高齢化により人間関係の希薄化あるいは規範意識の低下など、さまざまな課題を生じさせ

ております。これらを踏まえまして、本町では教育のビジョンとも言える津幡町教育振興基本計画を現在策定をいたしております。

この計画は、教育的立場から家庭教育、学校教育、社会教育、生涯学習、文化振興、スポーツ振興などを横断的にとらえ、町民の皆さんがふるさと津幡を愛し、未来を開く心豊かな人となるよう、教育方針を示すものでございます。学校生活や学習活動が充実しているだけでなく、地域の方々がきずなで結ばれ、一人一人が社会全体の役割を認識し、助け合っている、そのようなまちづくりを形成することが、町民が幸せに生きるための教育行政の担うところであると考えております。

今後も行政、学校、地域、家庭が連絡をとりまして、時代の変化に対応しながら、教育の発展に努めてまいりたいと思っております。

以上で、答弁を終わります。

○道下政博議長 西村 稔議員。

○2番 西村 稔議員 非常に難しい時代に一生懸命取り組んでおられて、津幡町の生徒さんは非常に優秀だという声も聞きますし、本当に日ごろの努力、感謝いたします。

私の聞きたかったことは、町長さんと行政と教育というものを一緒にミックスして、今後ますます頑張ってもらいたい、こういうことなものですから、その辺よろしく願いまして、私の質問を終わります。

○道下政博議長 以上で2番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

次に、5番 中村一子議員。

〔5番 中村一子議員 登壇〕

○5番 中村一子議員 5番、中村一子です。

最初の質問、「ないものねだり」から「あるもの探し」へ。この質問は、きょうの一般質問のすべてに関係するものなのでどうぞよろしく願いいたします。

国の借金は1,000兆を超え、少子高齢化の波が襲っています。日本社会のこれからは開発の結果、次世代に借金を残していくというやり方ではもう限界ではないか。今ある巨額の借金がないものねだりの結果だったとまでは言いませんが、これからはないものねだりではなく、あるもの探し、あるものを生かすという視点が行政に求められているのではないかと考え、質問します。

ないものねだりからあるもの探しへという言葉は、吉本哲郎氏や結城登美雄氏が、もう20年近く前に提唱した、地元学に基づく言葉です。吉本さんは1990年代に熊本県水俣市役所環境課の課長として町の再生に尽力し、現在、地元学を提唱、活動している人です。吉本さんの地元学の背景には、水俣病の問題があります。彼の言う地元学とは、地元の豊かさに気づくための手段であり、陳情に見られるような、ないものねだりから地域にある資源を探すあるもの探しへ、あれがないこれがないと文句を言うのは二流、地域の資源をうまく料理するのが一流、これを黙ってやるのは超一流、あるものを組み合わせイメージする力が大切とおっしゃっています。結城さんは民俗研究家です。いたずらに格差を嘆き、都市と比べてないものねだりの愚痴をこぼすより、この土地を楽しく生きるためのあるもの探し、それをひそかに地元学と呼んでいるそうです。

数か月前、私は結城さんのお話を直接聞く機会がありました。これからの家族の生き方、暮らし方、そして地域のあり様を、その土地を生きてきた人々から学びたい。そういう結城さんのお話の中で印象に残った一つに、長野県の人口わずか2,980名の小さな村、小川村がありました。

小川村には、6つのおやき村があるそうです。おやき村というのは、おやきをつくって焼いている小屋みたいなものなのですが、その工房が中学校から歩いて15分のところにある。近所のおばあさんたちが歩いて行ける距離のところ。入社資格は65歳以上で、定年はありません。65人のおばあさんたちがおやきをつくって働いています。おやきに使う野菜は地元農家から調達し、年間売り上げは幾らかというところ、7億5,000万円もあるそうです。定年はないのに、あるときそこで働くおばあさんたち3人が「やめさせてくれ」と言ってきたそうです。「預金通帳を見たら1,200万円もたまっちゃった。このままでは使わないで死ぬような気がするから使うためにやめようと思う」と言ってきたそうです。これはないものねだりからあるもの探しの発想を転換し、今あるものの魅力に気づき、それを生かして経済的価値を生み出すという一例です。

津幡町を見れば、ここ数年、最近では、県立看護大と連携しつつ、興津創造の会、それからつい最近開店したばかりの民家を利用した中山のマコモ料理店など、これは住民主体のあるもの探しだと思います。津幡町には、先人が知恵と工夫を駆使して残してきた美しい風土があり、交通の要衝であり、長い間培われてきた財産があるはずで、津幡ならばこそ、これを指針とすべきではないか。

町長の見解を伺います。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 中村議員の「ないものねだり」から「あるもの探し」の行政へ転換せよとのご質問にお答えをいたします。

町債の発行につきましては、これまで何度もご説明したとおり、財源調達の手段だけでなく、長期間にわたり利用可能な施設の費用を公平に負担するという意味合いからも必要なものであり、その残高につきましても、厳格なシーリングのもとで発行額を定めており、毎年その残高を減額してきております。借金の残高を削減することのみに固執して、町に活気がなくなってしまうと、定住人口の増加もかなわず、税収という大切な自主財源の減少にもつながることとなってしまいます。このような町に魅力を感じるのでしょうか。

私が考えるあるもの探しとは、その地域のあり様を、この地域で生きてきた人々から学び、もう一度見つめ直し、そのよさを再発見する一つのきっかけとするものだと思っております。そういう意味からいたしますと、津幡町が進めるさまざまな施策はハード事業、ソフト事業ともに、その土地に応じた方法で地域の特色を生かし、有効に利用しようとする事業そのものであり、私の目指す町政運営もまさしくあるもの探しの中から地域を発展させていこうというものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○道下政博議長 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 再質問はしませんが、ここで初めてといたしますか、町長と少し意見が一致したのかな……、

〔議席から笑い声あり〕

という思いを持ちました。

今、知事選が始まったというか、真ただ中です。つい4日前なんですけども、3月1日付の北陸中日新聞に「石川県知事選の候補者の横顔」と題して、3人の候補者を紹介する記事があり

ました。その中で「最近感動した本は何か」という質問に対して、2人の候補者が全く同じ本を挙げていました。谷本候補と木村候補の2人が同時に感動したと言っていた本、それは何かというと、藻谷浩介さんという人が書かれた「里山資本主義」という本です。今眠っている資産を活用すべきだ、先人が守り育ててきた里山が大きな資産だということです。高度成長期の考え方は時代おくれだということです。ないものねだりからあるもの探しは、この知事選候補者2人が感動した里山主義と相呼応するものだと考えます。なお、私はどちらかの候補者を応援しているとかのいう話では全くありませんので、一言お断りしておきます。選挙期間中ですので、そういうことでよろしくをお願いします。

このような観点から、給食の地産地消、それから農業公園、温水プールの3項目にわたって質問していきます。

まず、町農業公社の設立も視野に、学校給食と地元農家をつなぐ農業振興をとということで質問いたします。

町内に限らずですが、兼業農家の多くに見られるように、農業経営は大変で、担い手の高齢化も進み、耕作放棄地もふえています。しかし、もし農業で収入が得られれば、農業は生業として成り立つ、そして継続可能となり、農業振興に寄与することになると思います。町には学校給食があります。そこで、町行政が給食の地産地消への方針をはっきりと打ち出すことができれば、農家と食と学校とが繋がって、農業振興、地域の活性化、食育にもつながるのではないかと考え、質問します。

まず、学校給食の現状についての質問です。給食での石川県および町の地場産物を使用している割合は何パーセントですか。小中学校の給食費の総額は幾らですか。給食食材の調達事情はどのようなか。そして、4月からの消費税8パーセントになりますが、給食費はどうなるのか聞きます。

次に、学校給食に地産地消を本格的に進めることを提案したいのです。給食の食材を地元で得ること。町で生産された農作物を漏らさず、漏らさずですね、販売、消費できるように学校給食に積極的に地元産を取り入れられないだろうか。

昨年4月、大阪府箕面市は学校給食に地元食材を活用すべく、農業振興課が窓口となり、市農業公社を立ち上げました。この農業公社の役割は、近所の農家の生産物を一手に引き受けて学校につなぐ受注、発注が業務です。一体どのようなことをするかというと、まず学校給食に食材を提供していただける農家さん募集の呼びかけをします。学校給食に使う年間の野菜や米の量を月別、項目別に紹介し、何月には何キロのジャガイモをつくっているとかニンジンはどうだとかタマネギはどうだとか、給食でよく使われる食材を見てもらいます。表にない食材でも農家からこんな食材はどうかという相談にも応じます。農地でどんどんつくっていただきましたら、すべて買い取らせていただきますというのが、農業公社の方針です。その主な流れを説明しますと、農家の登録をまず随時受け付けます。給食で使う1か月前に供給見込みの確認を行います。次に、給食使用1週間前に各農家へ発注量の再確認をし、出荷前日に最終確認、給食当日朝に農家が直接学校に出荷する。そして、農業公社は農家に購入費を振り込むというのが主な流れです。何らかの理由で万が一出荷できないとか、不足が生じて食材業者等から調達するので、どうぞご安心をと呼びかけています。また、手持ちのコンテナや段ボール箱で持ち込むだけなので、袋詰めや表示ラベルを張る作業も不要、流通規格外のふぞろい野菜も可能、少量でも可能です。一昨年、

2012年ですけれども、9月、箕面市の小学校給食の野菜の地産地消率は、箕面産が0パーセント、大阪産が0.5パーセントだったのが、去年、昨年ですね、4月に箕面市農業公社を設立して半年後の9月には、中学校給食の場合、野菜の地産地消率は箕面産だけで16パーセントになり、この1月には22パーセントにさらにふえ続けています。公社の存在は当然ですが、全面協力してくれた農家さんのおかげもあるということで、現在39件の登録農家から食材の提供を受けています。箕面市農業公社は学校給食を通して、地元から食材を積極的に購入することで、食育と農業振興と地域活性化を可能としました。

そして、この農業公社の役割にはもう一つ大きな役割があります。耕作放棄地を預かって、学校給食農場として活用しているそうです。このような取り組みは、将来的には学校給食のみならず、町内の保育園や福祉施設、病院等への食材の提供にもつながるのではないだろうかと思われまます。どのようにすればこのようなことが実現可能か。箕面市の例を見ますと、農業公園を立ち上げた、ごめんなさい……、

〔議席から笑い声あり〕

農業公社を立ち上げたことが、笑わないでください、大きいと思います。農業公社というと、農業公社ということですね、農地保有合理化事業等にかかわることが主なものと考えられますが、箕面市農業公社の場合、その主な役割は学校給食に食材を提供してくれる農家からその食材を直接購入して、給食を通じて農家と学校とをつなぐことにあります。

津幡町もこのような役割を持つ町農業公社を農業委員会と連携して立ち上げられないか。農業委員、非常にここの箕面市の場合、大きな役割を持っております。もちろんJA石川かほく等との連携も重要になります。農地の遊休化を食いとめ、町で生産された農作物を漏らさず販売、消費できるように、学校給食に積極的に地元産を取り入れていくために津幡町も農業公社を設立できないでしょうか。

地産地食をスローガンに掲げる矢田町長の見解を求めます。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 町農業公社の設立も視野に、学校給食と地元農家をつなぐ農業振興をとのご質問にお答えをいたします。

まず最初に、消費税が8パーセントになった後、給食費はどうなるのかということでございますけれども、津幡町の学校給食は、中村議員もご存じのとおり、学校ごとに調理施設を備え、給食調理員を配置する自校調理方式としております。施設に係る費用や人件費を町が負担し、燃料費相当を補助、その上で食材等については各学校で調達し、会計処理を行い、給食単価もそれぞれの学校が実情に合わせて決定をしております。それらを踏まえまして、このたびの消費税増への対応でございますけれども、各学校とも増税相当分を値上げせざるを得ないという方向で準備を進めていると聞いております。現在、各学校ではPTA役員会等で状況を説明するとともに、学校だよりなどを通して保護者に理解を求めているとのことでございます。

次に、学校給食での石川県および町の地場産物を使用している割合は何パーセントかについてでございますけれども、現在、各学校とも食材納入業者に地場産物の納入指定を行っていないこともあり、地場産物の使用割合については把握をしていないということでございます。

次に、小中学校の給食費の総額は幾らかについてでございますが、各学校がそれぞれ責任を持

って会計処理を行っていると聞いております。所管となる町教育委員会に確認いたしましたところ、各学校の平成24年度決算ベースで、9小学校の合計で約1億4,662万円、2つの中学校の合計約9,401万円、小中学校の合計では約2億4,063万円となっているとのことでございます。

次に、給食食材の調達事情についてでございますが、牛乳および米、パンの基本物資につきましては、各学校が石川県学校給食会に一括発注をしており、その他の食材も各学校がそれぞれの献立に応じて納入業者に直接発注を行っているとのことでございます。

次に、町で生産された農作物を漏らさず販売、消費できるように、学校給食に積極的に地元産を取り入れられないかとのことでございますけれども、平成21年度から本町の主要農産物である米を県学校給食会と協議の上、石川かほく農業協同組合と連携し、岩崎営農組合、田屋営農組合、市谷営農組合のご協力のもと、本町の小中学校の給食に提供しているところでございます。通常、学校給食では2等米を使用しているようでございますけれども、今申し上げました小中学校への提供する米は1等米でございまして、食味は非常によく、児童生徒および保護者からは好評の声をいただいていると聞いています。そのほかに、本町産の米粉用米を使用したパンを給食で提供するという取り組みを行い、米粉用米の利用を促進しているとの報告も聞いております。

学校給食への地元産農作物の納入についてでございますが、品質が安全であること、安定した量の食材の供給が確実に望めること、学校への納入に責任を持てること、安価な食材の納入により給食費の保護者負担がふえないことという条件が満たされれば、各学校と協議をさせていただくことが前提となりますけれども、優先的に取り入れるべきと考えているところでございます。

次に、町農業公社を設立できないかとのことでございますが、今申し上げましたとおり、すでに学校給食に地元産米を取り入れる取り組みを積極的に行っているところでございます。また、農業振興につきましても関係機関と連携を図りつつ、農業振興に係る予算も積極的に計上させていただいておるところでございます。しかしながら、農業公社を設立し、運営するとなれば、人件費など、多額の経費を要することになります。また、学校給食の食材調達のために設立するのであれば効果が薄いと考えられますので、今のところ農業公社の設立は考えておりません。

以上です。

○道下政博議長 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 再質問します。

小中学校合わせて、給食費約2億4,000万円でしたっけ、これぐらいの量でということで、金額でということなんですが、これを例えば野菜作物、農作物に関して少しでも地元農家から取り入れるということは、町にとっても農家にとっても非常に有効ではないかなという思いがあります。それが1点とですね、それと、一応これで一つお願いいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 今ほどの答弁でも申し上げましたとおり、品質が安全であること、今の時代、安全、安心という言葉がよく出てまいりますけれども、安全であること、安定した量の食材の供給が確実に望めること、先ほどの質問の中でも、箕面市ですか、突然だめになったときには納入業者からってというようなことを言われましたけれども、いつもいつもそういうことがあってもらっては困るということもあって、確実に食材がちゃんとその日に間に合うというような量を供給で

きるのかどうかということ、そして学校への納入に、同じようなことかもしれませんが、ちゃんと責任を持ってやってくれるのかどうかということ、そしてもう一つは安価な食材の納入ということで、給食費の保護者負担がふえないこと、これも大事な要素であろうというふうに思います。

先ほども申し上げましたけども、中村議員もご存じだろうと思いますけども、津幡町の給食、小中学校の給食は、あくまでもPTAの方々が主体をもってやっていただいておりますということでございまして、私がここで勝手に「じゃ、そうします」ということも言えるわけではなからうというふうにも思いますし、そういうこともご理解をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○道下政博議長 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 ありがとうございます。

再質問はいたしません、この箕面市の倉田市長さんが、39歳の若い市長さんですけども、地元の農業支援だからといってわざわざ高く買わなくても、市場と同じ調達価格でも農業への還元率は上がる、つまり市場と同じ対価で同じ量が調達できるとおっしゃっています。ですから、それは値上がりということにはつながらないと思うんですが、確かに課題は多いと思います。彼が言うには「スタートは上々だ。うまくこの仕組みが回れば、保護者からの学校給食費がダイレクトに近所の田畑を守り育てていくことになり、子どもたちの目の前には、学校の帰り道におっちゃんやんが耕してくれるようなリアルな近所で育った野菜が給食室で調理されて並ぶ。たくさんの方がつむいだ連鎖の果てに毎日自分たちの口に食べ物が入る。子どもたちはきっと何かを感じ、何かを学んでくれる」と言っています。これも私はあるもの探しと言えるのではないかと思います。

では、次の質問に移ります。

農業公園構想はだれの発案によるもので云々ですが、2006年に公表されました第四次津幡町総合計画の中には、農業公園構想はありません。第四次には丘陵公園の建設計画が掲載され、温泉利用施設などの交流施設やスポーツ、健康増進施設を集めた総合公園として整備を図るとありました。

しかし、この計画は実行されず、現在では里山の保全を主体とした町民の憩いの場、交通の利便を最大限に活用した公園にしたいということですが、いまだこの丘陵公園をどのように活用するかは具体的には決まっています。用地買収が始まったのは1997年からです。その用地取得に14億円余りが投入されており、この17年間、塩漬け状態となっています。14億円というと、津幡町の一般会計年間予算の10パーセントを超える金額です。この丘陵公園を頓挫させたまま新たに農業公園を、しかもこれから工期17年間かけてつくるとはいかがなものかと考えます。農業公園について、町民からは必要な公園なのか、だれが農業公園を必要としているのかという声が多く聞かれます。

そこでですね、改めて伺いますが、そもそも農業公園はどのようにして生まれ、だれが考え、だれが必要としているのでしょうか。また、農業公園にもみじ山がなくてはならないとされた経緯について、どのような審議を経てもみじ山はなくてはならないとされたのか。この構想に反対の声はなかったのか。町長は高さ1.5メートルのもみじの苗が十数年間で見ごろになると答弁されていましたが、私にはとてもそのように思われません。もみじ山が町長のいうメジャー観光地

となるには、何年かかるのですか。現在の予定地である倶利伽羅地区の山林が最適地であるということですが、予定地は標高90メートル余りの山林です。農業をするために、そして公園をつくるために、これから道路を新たにつくり、山林を開墾、開拓することから始めなければなりません。その開発費用も考えての最適地なのか疑問です。農業公園は箱物建設とどこが違うのかという思いを持たざるを得ません。町にとって本当に必要不可欠なものならば、たとえ建設費の9割が町の借金と国からの補助金であったとしてもつくらなければならないと思います。しかし、農業公園はそれに値するものでしょうか。17年間かかるという財政上の理由を納得できるように説明できますか。そして、完成までに17年間かかるのであれば、今から約20年後に完成することになり、そのときまで、あるいは完成後も矢田町長が首長として携わるかどうかは不透明です。首長。矢田町長が首長としてです。町長でもいいです。任期中に完成させることができないかもしれない、次の世代にも荷物になるかもしれないような計画を実行することに対して、その責任の重さを町長はどのように考えているのか。町は5年後には黒字と見込んでいますが、もし収益が上らず赤字経営となった場合、町が赤字分を補てんしての財政負担を負わなければならない。そういうことについても、町民に対して説明しなければならないのではないかと。説明会やシンポジウム開催を再三要求していますが、開けませんとは、その開かない理由は何ですか。今後設置するという推進協議会は、町民への説明とは別物です。町民の声を聞くことなく、町民のコンセンサスを得たと言えるのですか。

町長に答弁を求めます。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 農業公園はだれの発案によるもので、だれが必要としているのかということなどの質問にお答えいたしますけれども、まず最初に、中村議員にちょっと質問をさせていただきますけれども、だれの発案によるものかということで、どこそこのだれそれさんですと、私がここで言ったら、あなたはどうされるつもりなんですか。そこへ行って、こんな質問をされるつもりなんですか。

○道下政博議長 中村議員、町長の反問に対しての答弁をお願いします。

○5番 中村一子議員 だれという名前がなくてもいいです。どのような形でその農業公園構想が生まれたのか。それはどのような形で必要とされているのか。そういう答弁で結構です。

よろしくをお願いします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 それでは、先ほど来からのご質問にお答えいたします。

まず丘陵公園を頓挫させたまま農業公園はいかかなものかということでございますけれども、津幡丘陵公園につきましては、当初の計画時からその取り巻く環境や社会情勢が著しく変化したことから、見直しが必要となったものでございます。津幡丘陵公園用地は取得当時から乱開発などによる下流域の雨水排水対策にも考慮されていると伺っております。引き続き活用方法を検討していく方針であり、頓挫したものではありません。また、その丘陵公園も農業公園の建設予定地の候補の一つとして検討してまいりましたが、総合的に見て農業公園基本構想にお示しいたしました区域がすぐれており、建設予定地に決定したところでございます。

次に、農業公園構想はどのように生まれ、だれが考えたのかということでございますけれども、津幡町の今後の発展に地産地食をキーワードとした農林業振興と特産化をさきの町長選挙の際に公約として挙げさせていただきました。そんな中、この公約について、町民のいろんな皆さま方から多くのご意見、ご要望をいただきましたが、その内容といたしましては地域の特産物を生産する施設や気軽に農業に触れ合うことができる施設、6次産業化を促進する施設などが欲しいというものでございました。そうした中、本町をめぐる状況を見ますと、本町には目立った観光施設がない一方で、平成27年春には北陸新幹線が金沢まで開業し、首都圏から本県に多くの方々がお越しになることが予想され、新たに観光施設となるうる名所を整備することの意義は大きいと言えます。このようなことを総合的に考えて、農業公園構想となったものでございます。

次に、だれが農業公園を必要としているのかとのことでございますけれども、農業公園を整備することにより交流人口の増加、ひいては地域の活性化につながることから、多くの方々に必要とされるものだと私は考えております。

次に、箱物とどう違うのかとのことでございますけれども、中村議員の言われる箱物の定義はよく理解できませんが、農業公園は、これまで申し上げてきた目的が示すように、多くの方々にお越しいただき、多様な交流を楽しむことができるものであるほか、6次産業化を促進し、農業の振興を図る施設となるものであります。

次に、次の世代の負担についてどう考えるのか、町が赤字分を補てんする場合、町民に対して説明すべきということについてですが、昨年の議会12月会議で中村議員への答弁でお答えいたしましたとおり、財政負担にはならないと考えております。また、そのような事態に陥らないように努力することが町としての責務だと考えております。

次に、もみじ山、最適地、17年かかるという財政上の理由、説明会の開催、町民のコンセンサスにつきましては、昨年の議会12月会議の一般質問で中村議員、黒田議員、塩谷議員への答弁でお答えしたとおりでございますけれども、もみじ山につきましては、何年、17年後ということですが、5年生ぐらいの1メートル50ぐらいと先ほど中村議員も言われましたけれども、およそ5年生ぐらいのものであろうというふうに聞いております。種から植えれば20年かかるかもしれないけれども、5年生のものであれば15年後ぐらいということになれば17年後、ちょうど完成と同時に見ごろを迎えることになるのではないかなというふうに思っております。

それともう一つ、17年後にはお前まだやってるのかというようなお話でございますけれども、中村議員も私も同じでございます。

〔議席から笑い声あり〕

4年に一度、町民の審判を受ける立場にあるわけでございますから、そんな先のことを考えながら私はやってるつもりは全くございません。しかしながら、現在いる我々は10年後、20年後、30年後、皆さん方や私の子どもや孫の時代に、津幡町にいい施設があると言われるようなものを私はつくっておきたい。そして、何度もこの議場で申し上げましたけれども、10年後、20年後、30年後の観光地をつくりましょうやと、そういう強い信念を持ってやっているということだけご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○道下政博議長 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 再質問いたします。

まず、公約にあったということですが、確かにどこかにあったのかなと思いますが、選挙のときの公約を私ちょっと読んで、もう一回読んでみようと思いましたが、河北潟に水辺公園というのがあったんですが、その水辺公園が農業公園に変更されたのかなと今思ったんですが、違いますかね。

それともう1点。もう1点なんですが、もみじ山のことについてですけども、町長は12月の議会のときにもみじ山っていうのは集客力があると。津幡町にもみじがあればメジャー観光地になるとおっしゃって、その引き合いに出されたもみじ園ですかね、3か所ありました。一つは、東福寺のもみじですよ。ここは国宝に指定されたお寺や、そういった重要文化財が多くあり、そしてあの室町幕府の足利義持がその時代に、約600年前に伐採した桜のかわりに楓を植えたとなっています。それから2番目に挙げられた神代植物公園ですね。これは確かに東京都調布市にある東京都立の植物公園で、都立としては唯一の植物公園です。園内には約4,500種類、10万株の植物が植えられているそうです。それから、3番目に町長挙げられていました新潟長岡市のもみじ園、このもみじ園は明治29年ごろ、大地主の高橋家の別荘の庭園としてつくられたもので、樹齢150年から200年のもみじや山桜、楓、それからツツジなど、多くの植物が植えられているそうです。私は、この津幡町のもみじ山を決して否定するものではありませんが、このもみじ山とですね、この町長が挙げられたこの3か所の例というのは、あまりにもその違うのではないかと。これはないものねだりの一つではないかと思いますが、いかがでしょうか。

〔議席から笑い声あり〕

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 まず一つ目の河北潟の水辺公園の親水ゾーンですね、これとはまた別の思いでございます。農業振興という思いから、農業公園というようなことでございます。

それから、京都の東福寺、これは私も見たことがありますけども、大変すばらしいもみじでございますけども、東京の神代ですか、それから長岡、今言われるように百何十年もたったもみじがっていうようなこと言われますけども、津幡町も20年、30年でなくなるわけじゃなくて、100年後、200年後も津幡町あるだろうと思います。そのころになったときに、我々は当然生きてるわけじゃないですけども、津幡の農業公園におっとり頑固な立派なもみじあるぞいやと言われるようなことになっておれば、私は草葉の陰から大いな喜びになるであろうというふうに思っています。

以上です。

○道下政博議長 この際、暫時休憩いたしまして……、

○5番 中村一子議員 議長、まだ……、

〔「暫時休憩だぞ」と呼ぶ者あり〕

〔「議長が仕切っているんだぞ」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 中村議員、再質問ですか。

○5番 中村一子議員 再質問です。

○道下政博議長 再質問……、

○5番 中村一子議員 はい、すぐ終わります。

〔議席から笑い声あり〕

○道下政博議長 それでは、再質問を許します。

○5番 中村一子議員 ありがとうございます。本当にありがとうございます。

〔議席から笑い声あり〕

そうですね。町長、農業振興ということでおっしゃっていますが、私いつもちょっと疑問なのは高いですね、農業公園の場所が。なので、どうやって高齢者や……、

〔「山手の農業を侮辱するようなことというもんじゃない」と呼ぶ者あり〕

それから高齢者やそれから子どもたちが、やっぱり車でないと行けないところなんだと思うんですよ。そういったところの配慮がね、即その高齢者やそれから子どもや市民農園として活用できるのかなっていうことを疑問に感じております。ですので質問なんですけど、この検討委員会等を設置するようなことは考えられないかということをお願いさせていただきます。

よろしくをお願いします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 高いところって言われましたけれども、もっともっと高いところに津幡の町民がたくさん住んでおられるということもご理解をいただきたいなというふうに思いますし、ある意味では高いところの米はおいしいというようなこともあります。

別に前回の質問でしたか、米をつくるのかってというようなこと言われましたけれども、米だけではありませんけれども、ちゃんとそれぞれに対応しているようなものっていうのは当然あるだろうと思いますし、もし子どもたちやお年寄りが出てくるのであれば、当然そこへ向けてのバスというものも当然必要であるというふうに思っております。

以上です。

○道下政博議長 この際、暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開いたしたいと思います。

〔休憩〕 午前11時57分

〔再開〕 午後1時00分

○道下政博議長 ただいまの出席議員数は、17人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

5番 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 それでは、午前中に引き続き、最後の質問に入らせていただきたいと思います。

きょうは、ないものねだりからあるもの探しへと始まりまして、いろいろと町長の答弁をいただきました。農業公園については説明会を何で開かないのかって質問には答弁いただいてなかったのではないかなと、先ほどから思っているんですが、議事進行上、このプールの温水をどう確保するのか、温水プール基本構想の見直しをということで質問させていただきます。

先月の2月全員協議会で、今ここに持ってきておりましたが、初めて室内温水プール基本構想が示されました。

〔中村議員 温水プール基本構想資料を提示〕

その中で、候補地を抽出する際の条件に、温水をどう確保するのかという項目が見当たりません。ありませんでした。温水をどのように確保するのかということは、プールの維持管理、運営

に大きく影響するのは明白で、候補地の選定条件として、必要不可欠な項目であるはずで、温水の確保については考慮しないで適地を選定することはおかしいのではないかと、無効ではないかと思えます。

この基本構想では、役場の隣接する中央公園か運動公園内の2か所の候補地が有力で、この2つの候補地をもとに基本計画の策定に取り組むという全協での説明だったかと思えますが、この温水をどう確保するのかを含めた上での基本構想でなければならないのではないかと。候補地も含め基本構想の見直しが必要ではないかということでお聞きしたいと思えます。

それからまた、温水の確保について、どのようなやり方があると町は想定しているのか。

以上、温水の確保について、町長、答弁をお願いいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 プールの温水をどう確保するのか、温水プール基本構想の見直しをすればどうかのご質問にお答えをいたします。

町の温水プールは、だれもが利用できる、町民の身近にある、また健康増進、体力づくりができるということを目指して、プロジェクトチームにおいて基本構想を策定させていただきました。プールの建設地選定といたしまして、だれもが利用しやすい場所であることや一団の土地が確保できること、また法的な規制や地形などを検討し、数値化により評価点の高かった2地区を有力候補地としたものであります。2月の議会全員協議会でも何人かの議員からご意見をいただきましたが、温水のための熱源の確保は温水プールの運営にとって大切なことでもあります。

適地評価の過程におきまして、温泉に関する資料調査は当然行い、熱源確保についても検討いたしております。その上で、より町民の皆さまに喜んで利用していただけるかを重点におきまして総合的に評価したものでございます。近隣市町の事例といたしましても、プールの水につきましては水道水をボイラーで温めている施設や温泉の熱を利用しても適温に達しないことから、さらにボイラーで加温している事例があるように、温水の熱源確保には大変苦慮しているというのが現状のようでございます。ちなみに、この近隣で言いますと、内灘とかほく市にありますけれども、内灘は温泉の熱を利用しているけれども20度程度しかならず、ボイラーで温めている、水は水道水を使っているということでございますし、高松のアクロス、すみません、失礼しました、かほく市のアクロス高松は、水をボイラーで温めているということのようでございます。

温泉浴場とは異なりまして、温水プールは従来からボイラーで温めることが一般的でしたが、現在におきましては燃料経費削減に有効な設備としてヒートポンプ方式の採用も考えられ、それらの設備も大いに視野に入れた検討をさせていただいているところでございます。

今年度は基本構想の段階であり具体的な設備までは未定でありますけれども、来年度より各事例を参考にしながら、温水の確保のためにより効率的な方法を検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

以上です。

○道下政博議長 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 再質問します。

ということは、この2つの今候補地が挙がっておりますけれども、これに決定したと、どちらか

に決定したということであるのかないのかっていうことを1点、答弁をお願いいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 有力な候補地として選定をさせていただきましたけども、最終的な決定ではないと。2つありますから、最終決定ではないということになりますけども、そのほかにもこれはいいとこだっているのがあれば、考える余地がまだあるということを理解していただきたいと思っております。

○道下政博議長 中村一子議員。

○5番 中村一子議員 ありがとうございます。再質問はいたしません。

候補地が今後もっといいところが出てくれば考えていかれるということで、ぜひ今後も深く検討していただいて、町政を進めていっていただきたいなと思っております。

きょうはありがとうございました。

○道下政博議長 以上で5番 中村一子議員の一般質問を終わります。

次に、3番 黒田英世議員。

〔3番 黒田英世議員 登壇〕

○3番 黒田英世議員 3番、黒田です。

2つの点に絞って質問をさせていただきます。

まず1つ目は、災害時の教育現場におけるリスク管理体制の整備状況についてということで質問をします。

さきの12月会議にもお話しさせていただきましたが、津幡町にとって大きな影響をもたらす森本・富樫断層帯に関し、今後30年の間に断層が引き起こす地震の発生率が8パーセントに引き上げられました。このことはご案内のとおりでございます。とりわけ行政面積が大きい津幡町においては、自然災害に対し、他の自治体に比べ多方面にわたる危機管理に敏感であるべきと、必然的にさまざまな局面への対応が必要だと考えます。

そこで、学校現場における災害時のリスク管理についてお尋ねします。

東日本大震災から、はや3年が経過しようとしており、この大震災において多くの子どもたちが犠牲となりました。こうした中で、釜石の奇跡と言われた釜石市の小中学校の全生徒2,926人のうち、生存率は実に99.8パーセントであったと後日、マスコミ各社は報じております。これは単なる偶然ではなく、釜石市が8年前から取り組みを始めた学校現場における徹底した防災、減災に関する意識改革と防災教育に加え、日常不断の訓練が功を奏した結果でありました。

これらの事実を踏まえ、文部科学省は大震災後、教育現場における防災教育、防災管理について、これまでの指針や制度を抜本的に見直し、自治体に対し、それぞれ地域の実情に応じた早急な対応を求めています。石川県においても危機管理監室危機対策課においては幼稚園段階、小学校段階、中学校段階、高等学校段階とに分け、それぞれの段階ごとに防災教育の目標を定めています。加えて、石川県教育委員会においては石川の学校安全管理指針、そしてその補足版、さらには石川の地震災害対応マニュアルなどで広範囲かつ細かく定めています。

そこで、これらに加え、津幡町の地域性を考慮し、町立幼稚園、小中学校の防災教育には一般論的なマニュアルではなく、各学校の立地条件などを加味し、災害に直面した場合を想定した真に役立つ実務的な災害時危機管理マニュアルの整備が不可欠であると考えます。

釜石市同様に校長先生を初めとして、すべての教職員に加え、児童生徒の意識改革を可能にする実務的な防災教育の必要性を痛感いたします。

そこで、当町の教育現場における実務的な危機管理マニュアルの整備状況に加え、具体的な事柄2点について質問させていただきます。

1つは、災害時の児童生徒の引き渡しルールについてであります。幼稚園、小中学校など、被災時における保護者への児童の引き渡しや待機方法について、手順やルールを保護者との間で決めておくことが重要とされています。当町において、これらが明確に定められているか。

次に、災害時、児童生徒を園内あるいは校内に待機されることを想定し、校内に飲料水や食料、救急用品などを備蓄しておくことが必要ですが、現状はどの程度整備されているのか。その整備状況についてお尋ねをいたします。

質問を整理しますと、1つ目には、意識改革まで求める実際に即した教育現場の危機管理マニュアルの整備状況。2つ目には、災害時の児童生徒の引き渡しルールの明確化、校内に飲料水や食料、救急用品などの整備状況、備蓄状況。

以上の3つの課題について、早川教育長の答弁を求めます。

○道下政博議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 黒田議員の災害時の教育現場におけるリスク管理体制を強化せよとのご質問にお答えいたします。

東日本大震災以降、防災体制の整備、防災教育の充実喫緊の課題として、津幡町の小中学校等においてもマニュアルの見直しや訓練の充実を行うなど、取り組みを進めております。

最初のご質問の教育現場における実務的な管理マニュアルの整備状況についてでございますけれども、平成23年12月に各学校の危機管理マニュアルを大きく見直しまして、有事の際の行動をきめ細かく具体的に示したものといたしました。ご質問にもございますけれども、学校ごとの地理的状况を踏まえ、学校ごとに避難場所、避難経路などを複数指定したものとし、その経路も具体的に明示するという状況にいたしております。

次に、災害時の児童生徒の引き渡しルールについてのご質問ですが、前述のマニュアルにおきまして、災害発生時の保護者への児童引き渡しの条件、手段を明示したものとしております。チェック表なども作りまして、具体的にチェックしていくという形のものにいたしております。

学校によりましては、さらに訓練時の詳しい手順書も作成しております。学校では、新しいマニュアルに沿って平成24年度に地域、保護者の参加をいただきながら、初めて児童の引き渡し訓練を行いました。25年度には、さらに6校で実施をいたしております。今後はすべての学校で当然行っていきたいというふうに考えております。また、こうした訓練は、県から派遣を受けた学校防災アドバイザーの指導のもと実施するなど、関係機関との連携により効果的に行うよう努力を、努めているところでもございます。さらに今後ですが、どの学校におきましても引き渡しの条件や手段が共通化され、教員がどの学校に勤務しても対応でき得よう訓練を実施していくことが重要だと考えております。いずれにいたしましても、いざという際の教師が果たす役割は非常に大きいものであります。私どもとともに危機感と緊張感を持って備えていきたいというふうに考えております。

最後に、災害時に児童生徒が校内に待機することを想定した飲料水や食料、救急用品などの備

蓄の状況についてでございますが、応急用の救急用品等は保健室に備えてございますけれども、食料等は備えていないというのが現状でございます。学校施設は災害時には避難所となることから、今後の町全体の防災体制の方策も含めまして、総合的に防災担当部局と協議してまいりたいというふうに考えております。なお、学校現場で最近では食物アレルギーへの対応も非常に重要な課題として出てきております。エピペンを準備しなければならないという現状も現実でございますので、平成25年度、今年度ですけれども、10月に食物アレルギー発症の未然防止を目的に、うちの学校現場と教育委員会と一緒に食物アレルギー対応マニュアルを作成いたしました。26年度には、万が一発生事例が起こった場合に、しっかりと対応できるようなマニュアルを作成したいというふうに考えているところでございます。

今後におきましても児童生徒の安全、安心を最優先にさまざまな危機管理対応に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

終わります。

○道下政博議長 黒田英世議員。

○3番 黒田英世議員 ありがとうございます。

津幡の教育現場においては、それぞれ学校単位の特殊性も生かしながら危機管理マニュアルが整備されているということでございますので、安心をいたしました。引き続きですね、この管理マニュアル、管理マニュアルというのはもう言うまでもありませんが、常に改版をしていくということが非常に大事でありますので、このことも考慮していただきながら、常に新しいマニュアルづくりにご努力をいただきたいというふうに思います。

それで、もう一つは今、早川教育長がおっしゃられた中で「先生がどの学校に勤務しても」というのは非常に大事なことだと思っております。したがって、津幡町内のどの学校に新しい先生が勤務されてきても、短期間の間に避難マニュアルについて習熟するというようなことをぜひとも行っていただきたいというふうに思います。

それと、備蓄でございますが、これについては町全体の災害対策ということと並行して考えていきたい、あるいは食物アレルギーについても、個々の児童のアレルギーに対してマニュアルをつくっていききたいということでございますので、ぜひとも進めていただきたいというふうに思います。これはお願いでございます。

次に、行政情報の発信強化をということで質問をさせていただきます。町民の皆さまにかかわる行政情報の発信強化について質問させていただきます。

昨今、世界的なSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの普及を背景に、素早く、効率的に行政サービスを提供するための情報インフラとしてその活用が加速をしております。政府が東日本大震災以降、防災の一手段としてインターネットの利用を自治体に求める動きも手伝い、今後、自治体とSNSのコラボレーションが一気に広がる可能性があります。また、すでに多くの自治体がSNSを活用し、行政情報を発信しております。

現在、津幡町では行政情報の発信手段として、冊子、広報つばたに加え、インターネットを利用したホームページでさまざまな行政情報について公開するとともに、その情報は日々更新されており、だれでも、いつでも閲覧が可能となっております。加えて、防災、防犯情報などについては、通信希望登録者にはEメールの無料配信を行っておりますし、YouTubeを使ってイベントなどの動画を発信しています。

しかしながら、行政情報やイベント情報などの提供手段として、現状のままでは十分とは言い切れないのではないかとこのように考えます。世代世代に対応した情報発信が必要であり、とりわけ活字離れが顕著な若い世代に向けた情報発信手段として、スマートフォンやタブレット端末などを利用したLINEやTwitter、Facebookなどのコミュニケーションアプリに加え、動画サイトであるYouTubeを使い、これまでの行政情報のかたいイメージを払拭し、やわらかく、そして分かりやすい文章で、あるいはまた動画で伝えることも行政サービスの一環だと考えます。

例えば1歳児健診の案内や各種ワクチン接種の日程など、子育てに関する情報や住民健康診断の日程や各種の補助制度の要綱、要領、イベント情報など、日常的な情報に加え、津幡町独自の定住人口促進制度や太陽光発電助成制度など、住宅にかかわるさまざまな制度のPRや日常生活に直結する条例の変更など、伝えたい情報を登録者にピンポイントで配信が可能となるような仕組みが必要であると考えます。また、こういった分かりやすい行政情報を全国の若い世代に発信するということにより、定住人口の増加促進や交流人口の増加につなげるという、二次的な効果も期待できるものというふうに考えます。

この点について、情報推進やホームページを所管する大田企画財政課長の答弁を求めます。

○道下政博議長 大田企画財政課長。

〔大田新太郎企画財政課長 登壇〕

○大田新太郎企画財政課長 行政情報の発信強化をとのご質問にお答えいたします。

ご提案のとおり昨今、FacebookやTwitter、LINEを初めとするソーシャル・ネットワーキング・サービス、SNSにつきましては、世界的な普及を背景に、素早く、効率的に行政情報を提供するための情報インフラとしての活用が進んでいます。また、東日本大震災以降、災害発生時の情報伝達手段としてもWebサイトへの情報掲載とあわせ、SNSを利用することが有効な方法として注目されています。昨年12月に時事通信社が実施した全国世論調査で、スマートフォン利用者が20歳代では8割を超え、さらにFacebook、Twitter、LINEなどに関して「使う」と答えた割合は6割を超え、若い人たちの利用が多いとの調査結果が出ております。

SNSは、いろいろな情報発信ツールの中でも若い人たちに対しての有効な情報提供手段であります。SNS特有の情報拡散力の高さを生かし、若い人たちにもっと地域に関心、愛着を持ってもらおうと、観光やイベント情報に加え、子育てや就職関連など、若い人に関心の高い生活に密着した情報まで、さまざまな情報を届けている自治体もございます。また、その反対に、SNSを利用して住民の声を積極的に集めようとする自治体もございます。

本町においても、若い人たちにもっと地域に関心、愛着を持ってもらうために、関心の高い情報を配信するツールとして、またその中から若い人たちの声をくみ取るツールとして、SNSは重要な役割を果たすものと考えております。ご提案にあるとおり、定住人口や交流人口の増加のほか、町の施策への反映に寄与するものと期待されます。

一方、インターネット社会の特性である匿名性や情報拡散力の高さを踏まえると、一度発信した情報の回収は困難であり、発信する情報についてはより慎重な取り扱いが求められ、発信する内容の確認方法など、運用、利用についてのガイドライン、指針等の策定が必要であると考えられます。また、常に情報が最新の状態に保たれている必要があり、タイムリーな情報をタイムリーに掲載していくことが求められることから、運用体制のあり方を検討する必要があります。

現時点では、スマートフォンやタブレット端末などを持たない人にも必要な情報が行き渡るよ

う、広報紙やホームページなどで情報提供することを基本としてまいりたいと思っております。また、それを補う手段としてSNSを活用し、かた苦しいイメージとならないよう、ゆるキャラなどを取り入れるなどして工夫をしながら町の魅力の積極的な紹介を通して、町の情報発信力の強化につながるよう前向きに検討してまいりたいと考えております。

○道下政博議長 黒田英世議員。

○3番 黒田英世議員 ご答弁をいただきありがとうございます。

大田企画財政課長とはSNSそのものについては、認識を同じくするものであろうというふう
に受けとめました。多分、きょうあしたというわけにはいかないと思いますが、体制を早急に整
備されてSNSを有効に利用していただきたいというふうに思います。印刷物というのは、やは
りディレイタイムが生じます。したがって、SNSは即時性が強みでございますので、ぜひとも
このあたりを有利に利用するようなシステムづくりを早急をお願いしたいと思います。

これで、3番、黒田の質問を終わります。

ありがとうございました。

○道下政博議長 以上で3番 黒田英世議員の一般質問を終わります。

次に、4番 荒井 克議員。

〔4番 荒井 克議員 登壇〕

○4番 荒井 克議員 4番、荒井 克です。

私からは3点について質問をいたします。

まず1点目は、旭山工業団地の公園整備について質問をいたします。

首都圏へ2時間30分でつながる北陸新幹線の開業が1年後に迫っております。これは私たち大
人のみならず、子どもたちにとっても走り抜ける新幹線をいつでも見ることができる大きな夢が
実現されることでもあり、そしてまた休日には家族で新幹線を楽しむ光景があちらこちらで見ら
れることと思います。

旭山工業団地を上がっていくと、すぐに右手に旭山工業団地第2公園があり、走り抜ける新幹
線が一望できる場所があります。ほとんどが高架の北陸新幹線の路盤の中で数少ない見下ろせる
場所であり、絶好の撮影スポットでもあり、まさに眺望絶佳というべき、すばらしい景色であり
ます。開通すれば、先ほど申し上げましたが、そこに子どもたちや家族連れ、若者が町内外から
訪れることは間違いないことでしょう。しかしながら、人が集まるとなるといろいろな課題がつ
いてくるわけで、まず安全対策であります。今現在はロープの囲いになっており、くぐり抜け
るのが容易であり、急なり面にすべり出す危険性があります。また、休日には多くの車で訪れ、
路上駐車のおそれもあります。ごみやトイレなど、環境問題などもついてくると考えられます。

26年度に公園内のあずまや改修等が予算提示されておりますが、安全フェンスや階段手すりな
どの設置などの安全対策、路上駐車対策として駐車場の確保、ごみ問題への環境整備などを考え
ていくべきではないでしょうか。ほかに雑木の伐採や倶利伽羅塾などへの近隣施設への案内板、
列車の通過予告時刻表などもあれば分かりやすいのではないのでしょうか。また、公園の名称も親
しみやすくユニークなものに変えることができないかということで、新幹線開業で各市や町が経
済効果をねらったあらゆる施策を考えている中、町でも少しでも潤うことにつながることで
あればと思います。

以上の点について、岩本建設課長に答弁をお願いいたします。

○道下政博議長 岩本都市建設課長。

〔岩本正男都市建設課長 登壇〕

○岩本正男都市建設課長 荒井議員の旭山工業団地の公園整備をのご質問にお答えいたします。

現在、旭山工業団地には旭山1号公園と旭山2号公園の2か所あり、平成4年に津幡町土地開発公社が企業誘致を目的に開発を行った際に整備された公園で、この工業団地で働く従業員の憩いの場として利用されております。旭山2号公園は来年春に開業を予定している北陸新幹線が望める絶好の場所に位置し、鉄道ファンや子ども連れの家族など、町内外から多数訪れることが想定されます。荒井議員のご質問にもありますように、安全面については、現状はロープさくでの囲いで容易にすり抜けることができ危険なことや駐車場がないため路上駐車のおそれがあり、事故の原因にもつながることが考えられます。

先月の予算内示会でも説明させていただきましたが、あずまやのコンクリート柱が経年劣化に伴いひび割れを起こしているため、補修費用として工事費を計上させていただいておりますが、すでに町長からは北陸新幹線の開業までに、さらに一体的な整備の検討について指示を受けております。現在、フェンスや階段の手すりの設置、路上駐車を防止するための駐車場整備、近隣施設紹介やごみ捨て禁止等、各種案内サインの設置や記念植樹など、具体的な計画の検討を始めたところでございます。

また、公園の名称についても愛称という形で親しみやすく、地域に合ったものを募集方法などもあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○道下政博議長 荒井 克議員。

○4番 荒井 克議員 どうもありがとうございます。

いろんな計画があるということで、またよろしく申し上げます。安全対策をしっかり講じ、多くの人に楽しんでいってもらおう公園にぜひお願いしたいと思います。そしてまた、津幡の観光スポットとしてなっていけばと思います。

次に、2点目といたしまして、商店街の街路灯をLED化にということで質問いたします。

以前にもLED照明の普及について質問いたしましたが、これは従来の照明より小さい電力で点灯が可能であり、電気使用量も少なく、コスト面では大きく削減できます。放熱量も少なく、結果としてCO₂の削減につながり、また寿命も長いというメリットや既存の蛍光灯などに含まれている有害物質を含まないなど、環境負荷の少ない照明でもあるということでもあります。

今、津幡町内のおやど、太白、津幡中央銀座、庄町と4つの商店街に2灯用のポールが87か所設置してあり、LED化を望んでおります。その中には町の補助金を利用して一部LED照明への切りかえに取り組んでいる地域もありますが、その他の商店街は思うように予算組みができないのが現実であります。商店の廃業でシャッターが閉まったままであったり、撤退し、空き地になっていたり、皆さまご存じのとおり、人通りの少ない商店街であります。この現状はもちろん津幡だけではなく、全国どこの商店街も抱えた大きな課題であるということは言うまでもありません。その中で街路灯照明の維持管理をしていくということは限界が来ているのではないかと思います。一つの地域は年間20万円余りの電気料金を1軒6,000円で16軒の商店で支払っており、毎年10万円以上の赤字が出ております。一つの地域は50軒余りで支払っておりますが、今のところ赤字ではないが先が見えてきている。しかもその中で半分以上が一般世帯であり、高齢者世帯も多くあります。商店街と隣接してる中津幡駅、本津幡駅からの通勤通学の人たちが毎

日安心して家路に帰れるのも、商店街が管理している街路灯が夕方から朝までこうこうと輝いていることにもあるのではないのでしょうか。

中小企業庁が昨年から行っている商店街まちづくり事業は26年度も募集される予定になっておりますが、補助率3分の2はすごく魅力はあります。しかしながら、あとの3分の1に対して商店街ではまだまだハードルが高く、前に進めないのが現状であります。町には津幡町商店街環境整備事業等補助金交付要綱が町には定められており、これは補助率5分の1、上限500万円であります。

そこで、国と町の補助金を併用して使えないか、町の補助率を上げることができないかということをお聞きしたいと思いますが、ある商店では2灯の照明を1灯にするか、時間を3分の1ぐらいに短縮するかなどのお話も出ておりますが、いずれにしろ早急な対応が必要であります。CO₂による環境問題への取り組みも踏まえて、LED照明の普及には町民、地域、商店街、町が一体となって考えていくべきだと考えます。

以上、竹本産業建設部長に答弁をお願いいたします。

○道下政博議長 竹本産業建設部長。

〔竹本信幸産業建設部長 登壇〕

○竹本信幸産業建設部長 商店街の街路灯をLEDについてのご質問にお答えいたします。

商店街は地域の生活を支える商業機能として重要な役割を担っていると、荒井議員の言われるとおり、夜でも明るい街路は地域の安全、安心な生活を守る役割も担っていると考えています。しかしながら、商店街の街路灯が経費節減によって暗くなったり、減少したりすることは、防犯およびにぎわいの面において非常に憂慮すべき問題であり、街路灯をLED照明に切りかえることは環境面などに大変有効な手段であると思います。

そこで、荒井議員の言われる中小企業庁の商店街まちづくり事業補助金ですが、この補助金は目的とも合致いたしますので、ぜひ活用していただきたいと思っております。申請には自治体からの要請も必要であるということですので、その際には採択となるようできるだけ協力させていただきたいと思っております。ご質問にあります、この補助金と町の商店街環境整備事業等補助金を併用して使えないかについてですが、この商店街まちづくり事業補助金につきましては、特に法律、町規則などでも併用の制限はございませんので、一体的な活用は可能であります。ただし、国の補助率が対象経費の3分の2でありますので、町は残りの3分の1を対象経費とし、その5分の1が補助金となりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、町の補助率についてですが、現在の補助率は国の補助金などがあつた場合も考慮に入れて設定した経緯があるため、現時点では補助率を上げることは考えておりませんが、今後は国や県の動向を踏まえ、見直しについて検討してまいりたいということを思います。

以上です。

○道下政博議長 荒井 克議員。

○4番 荒井 克議員 また今後の検討をよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、商売は確かに企業努力であります、しかしながら郊外には大型店が次々と進出している中、昔ながらの商店街は買い物客の減少や高齢化などにより廃業がやむを得ないところがあります。ぜひまた今後、国の動向を見ながらよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3点目といたしまして、学校にエレベーターの設置ができないかということで質問いた

します。

津幡町の学校にエレベーターが設置できないかということですが、今やバリアフリーが当たり前のようになっている時代ですが、学校にいまだにエレベーターが設置されていないところの方が大半であります。体が不自由な子どもが入学するとき、その時点で検討が始まり、卒業するまでに設置できるかというとなかなかそう簡単に進めないのが各自治体の課題であると思います。

エレベーターの設置で自力移動ができるようになり、人に頼らなくても自分で行きたいところに行けるようになることは、大きな喜びであると思います。また、地域に開かれた学校として高齢者の方とも交流ができるなど、子どもたちだけではなく、保護者や地域の方も安心して学校に来てもらうことができるのではないのでしょうか。もちろん大災害時に教室が避難場所として使用されることも考えていかねばならないと思います。エレベーター設置はスペース的に不可能な学校もあると思いますが、いすに座ったまま上りおりすることができるいす式階段昇降機などの取りつけも考えられると思います。

そこで現在、町の学校施設においてエレベーターが設置されている建物はどれだけあるのか。また、設置されている学校では利便性を含めての声も高いと思いますが、先生方や関係者の方からはどのような声が聞こえてきているのか。保護者からの要望はあるのか。

今後どう対応していくのか、吉田学校教育課長にお伺いいたします。

○道下政博議長 吉田学校教育課長。

〔吉田二郎学校教育課長 登壇〕

○吉田二郎学校教育課長 学校にエレベーターの設置をとのご質問にお答えいたします。

学校は、児童生徒が健やかに学校生活を送る場所であると同時に、保護者や地域の方々が学校行事や地域行事に訪れ、また災害時の緊急避難場所としても使用されるなど、地域の中核的な施設として重要性を増しております。

石川県では、平成9年にバリアフリー元年としまして、県内公共施設のバリアフリー化の取り組みを始めており、本町の学校においても、平成9年以降に校舎の新築工事設計を行った津幡中学校、津幡南中学校、そして津幡小学校はバリアフリー化に対応し、エレベーターの設置もあわせて行っております。また、中条小学校においては平成21年に、太白台小学校においては平成24年に、耐震工事とあわせて施工した大規模改造工事の際にエレベーターの設置を行っております。ご質問のエレベーターが設置されている学校施設ですが、津幡町立小中学校11校のうち、今申し上げました5校に設置がなされております。

次に、エレベーターが設置されている学校の先生や関係の方々からはどのような声が聞かれるか、また設置のない学校の保護者からの要望はあるかとのことですが、やはり階段の上りおりに困難を伴う児童生徒や保護者、地域の方には、エレベーターの設置はよい評価が聞かれるところとなっておりますし、逆に設置のない学校の保護者の皆さまからは、職員の方にお世話をかけずに校舎を移動できる環境をというご意見もちょうだいをいたしております。

最後に、今後の対応についてですが、最初に申し上げましたように、学校は地域の方々がさまざまな場面で利用していく地域の中核的な施設です。そのため、施設のバリアフリー化はその利用形態の観点からも非常に重要で進めていかなければならないことであるということで、エレベーター等の設置についても検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○道下政博議長 荒井 克議員。

○4番 荒井 克議員 どうもありがとうございました。また、前向きに検討していただきたいと思います。

エレベーターが必要なのは、本当に障害を持っている生徒だけではありません。家族や地域の方も不自由なしに足を運べる学校が必要であると思います。ぜひよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○道下政博議長 以上で4番 荒井 克議員の一般質問を終わります。

次に、9番 塩谷道子議員。

〔9番 塩谷道子議員 登壇〕

○9番 塩谷道子議員 9番、日本共産党の塩谷です。

4点について質問いたします。

まず初めに、福祉灯油の実施を求めるということでお願いいたします。

急激な円安で原油が高騰し、それに伴って灯油も高騰しています。石川県の店頭販売価格は約5年間の価格を調べますと、最高価格が2014年1月20日で18リットル、1,822円です。2009年5月の最低価格1,083円と比べると1.68倍となります。最新の価格では、2014年2月17日が1,813円で1.67倍となります。ひとり暮らしのお年寄りの生活を考えますと、灯油を自分で買いに行くということが難しくなるので、家まで届けてもらうということになります。津幡町のあるガソリンスタンドに配達価格をお聞きしましたら、18リットル当たり200円の上乗せになるとのことでしたので、2014年2月17日には18リットルで2,013円でした。ひとり暮らしのお年寄りは年金生活です。頼りの年金は昨年10月分から1パーセントの引き下げ、ことしの4月分からさらに0.7パーセントの引き下げになります。

今回の灯油の高騰は、投機マネーの流入による原油価格の高どまり、アベノミクスによる急激な円安、石油業法の廃止など、エネルギー関連の規制緩和など、政治に起因するものです。ちなみに、ご存じだと思いますが、石油業法というのは1962年に原油の輸入が自由化されたことに伴い制定されたもので、石油精製業の事業活動を調整することによって石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることを目的として制定されたものですが、2002年1月には廃止されているものです。

灯油は雪国や寒冷地にとっては、公共料金に準ずる必需品です。政治によってもたらされた高騰であるなら、国民の生活苦に対して地方自治体が手を差し伸べることが求められるのではないのでしょうか。日中は少し暖かくなったとはいえ、朝夕はまだ厳しい寒さが続きます。今週も寒い日が続くと報道していました。生活困窮者、社会的弱者、低所得者、社会福祉施設への支援策、これは喫緊の課題ではないのでしょうか。

国や県に福祉灯油の制度を具体化するように申し入れていただきたいと思います。前、津幡町で福祉灯油の制度ができたときもお聞きしますと、こういう国や県の制度があったからやりやすかったんだというふうにお聞きしております。しかしそれを待つだけでなく、町としても直ちに福祉灯油の実施を求めます。

町長の答弁よろしく願いいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員の福祉灯油を実施せよとのご質問にお答えをいたします。

昨年の議会3月会議で塩谷議員から同様のご質問をいただき、町民福祉部長が答弁いたしました。本町では平成19年度および20年度におきまして緊急福祉灯油助成事業を実施しているようでございます。これは短期間で急激に灯油価格が高騰したため、国による原油等価格高騰に係る緊急対策として、地方自治体が発行する生活困窮者に対する灯油購入費助成などに特別交付税措置を行ったものと聞いております。先般、担当課では県を通じ、県内の各市町における福祉灯油助成の実施状況も確認いたしましたけれども、今のところ実施および実施予定の市町はないとの報告を受けております。

今回ご質問のあった福祉灯油についてでございますけれども、町単独による実施は今のところ考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○道下政博議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 再質問ではありませんが、要望としてお話ししておきます。

4月からの消費税増税が決まっております。低所得者の方の生活は今後大変厳しいものになってくるのではないかと思います。それに先ほども話しましたように、年金の引き下げも行われます。私の知り合いのお年寄りの方からも大変やっぱり灯油、大事に使っとるんやってお話を聞いておりますので、ことしは今から春に向かってくるから少しは楽になると思いますが、ぜひ消費税がそのまま上がれば、やはりこの苦しさというのは同じだと思いますので、本年ですね、秋、来年度、26年度ですね、すみません、の秋からの福祉灯油の制度、ぜひ実施できるようにということもお考えいただきたいと思います。要望としてお伝えしておきます。

2つ目に、介護保険からの要支援者外しについて、3点にわたってお尋ねいたします。

1番目と2番目の質問は町民福祉部長に、そして3番目の質問は町長にお尋ねいたします。

安倍政権は、要支援1、2の人については介護保険からの給付は行わないという方針を出しています。そこで1つ目の質問ですが、要介護認定を求めたいと思ったときどうなるのかというイメージがはっきりつかめないのです、お尋ねをいたします。

現行では、要介護認定を受けようと包括支援センターの窓口に行きますと必ず受け付けをしてもらえて、1次、2次の判定によって要介護度が決まると理解しています。ところが今度、その要支援1、2の人は介護保険からの給付は行わないというように方法が変わったとなったときに、要介護認定を受けようと包括支援センターの窓口に行くと、例えば基本チェックリストみたいなものがあって、申請者と相談しながらこのチェックリストによって認定が受けられるか受けられないかが振り分けられる。認定は必要なしとなれば、市町村のサービスを受けるだけということになるのではないのでしょうか。つまり、窓口に行ったときに認定が受けられる人と受けられない人に振り分けられるということにつながりはないのでしょうか。もしこのような振り分けが行われるとしたら不服に思う人も出てくるでしょうし、なるべく認定を受けさせないようにという行政の誘導が行われるという危険性も出てくると思います。それを大変心配しております。町民の公平性を考えても、要介護認定の申請があれば、必ず要介護認定の受け付けをしてもらえることが求められると思いますが、いかがでしょうか。

次、2つ目の質問です。

現行の要支援者向けの訪問、通所介護を介護保険サービスから外し、新たな町のサービスを使う場合、果たして現行のような要支援者向けの訪問、通所介護サービスが提供してもらえるのかということです。

厚労省老健局振興課は、要介護認定を受けずに市町村サービスを使う人の限度額については、要介護度が不明なので従来の限度額が適用されなくなると認めています。具体的な限度額は政省令で決めるとしながらも、要支援1以下になる方向で検討していると説明しています。限度額が要支援1以下になればサービス量が減り、本来なら要支援1や2に該当するはずのそういう人まで要支援1以下の限度額しか適用されないということになります。12月議会では、要支援者へのサービスが町の事業に移行された場合でも、現行のサービスは低下させないとの答弁を伺っています。そのことは今も確約していただけるのでしょうか。厚労省が要支援1以下のサービスにするとっても、町として財源の確保をしていただけるのでしょうか、お尋ねいたします。

3つ目です。

3つ目の質問は、介護の質を悪化させないように、町長からも要支援者の介護保険外しをしないようにとの意見を率先して政府に伝えていただきたいという要望です。

介護に携わる方たちは、要支援1、2の人への訪問、通所介護を介護保険から外すと、症状をより重くさせてしまうと言っています。訪問介護にかわる日常的な生活支援など、専門的なサービスができるとは思えないという厳しい意見もたくさん出されています。

2月23日に茨城県つくば市で「第14回ホームヘルパー介護職全国交流集会inつくば」が開催され、全国からヘルパーらが参加しました。シンポジウムの中で出された意見を紹介します。「要支援者への訪問介護は掃除をしながら認知症の初期症状をつかんだり、食生活を把握したりして利用者を総合的に観察し、重度化を防いでいる」、つくば市の訪問介護事業所の責任者の方です。「要支援者が地域支援事業に丸投げされたらケアマネによる関係機関との連携、調整など、きめ細かな支援はできなくなる」、京都のケアマネジャーさんです。「要支援者の受け皿とされる有償ボランティアの家事支援サービスは今でも人材不足で思うように利用できない。要支援者をこうした事業で支えることはできない」、東京都の包括支援センターの方です。以上、交流集会で出された意見ですが、通所や訪問介護はその人を丸ごととらえ、支援への手がかりをつかむ上でとても大切なことで、ただ単に家事のお手伝いをするとか地域での生活の場を提供するというだけではいけないことが分かります。

北海道の社会福祉協議会事務局長の藤田さんは「かつてコムスンが北海道に大々的に入ってきたが、採算が合わないと言って1年足らずで撤退した。北海道内では7割ぐらいの自治体で社協が不採算地区も含め介護保険事業を担っている。市町村の安い事業になれば、ますますの民間事業者に期待することはできない。すでにボランティアをしている人たちはかなりの高齢者だ」と問題を提起しています。

十分な支援が受けられないと軽度者は重度化しますし、通所、訪問介護を提供している事業所も大打撃を受けて、介護職員の待遇が低下することも考えられます。介護保険が制度化したときには、要介護者を介護者だけに任せたりせずに社会で見たいこうという理想がありました。かわり方によって認知症の進み方は大きく左右されるという専門的な介護のあり方も大きく進みました。軽度の人への支援をしっかりと行うことで重度化させない取り組みも進んできました。これは日本の介護事業における財産です。これらを守るためにも、政府に対して介護保険を改悪する

なという意見をしっかりと伝えることが必要だと思います。

特養ホームの施設長らでつくる「21世紀・老人福祉の向上を目指す施設連絡会」は17日に、厚生労働省と懇談しました。懇談には各地の施設長らが参加。「介護予防を重視するというが、要支援者を保険給付から外して、自治体の地域支援事業に移行するほうが効果的との根拠が示されていない。介護保険は個人への給付であり、高齢者が暮らしやすい地域づくりは老人福祉施策で行うべきだ」と語っています。

要支援者の介護保険外しをしない、特養ホームの入所を要介護3以上に限定しない、介護職員をふやし、待遇改善のため、介護報酬の大幅な引き上げを行うなど、介護保険制度の抜本的な改善を求める要望書を署名1万6,042人分とともに提出しています。町長からも要支援者の介護保険外しをしないようにとの意見を率先して政府に伝えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

以上、3点にわたり質問いたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 介護保険からの要支援者外しについて、介護の質を悪化させないよう政府に伝えていただきたいというようなご質問でございます。お答えいたします。

国は、社会保障改革のプログラム法が平成25年12月に成立したことを受け、市町村の実情に応じた要支援者への支援の見直しについて、必要な法律案の平成26年通常国会への提出を目指しております。本町では国の方針に基づき、要支援者に対する新しい総合事業として、現在の予防給付のうち、介護予防訪問介護および通所介護が介護保険特別会計の予防給付事業から同会計の地域支援事業に移行することとなっております。

ご質問の国への要望でございますが、現在のところ考えておりませんが、介護サービスが必要な方には介護サービスを提供し、また生活支援で対応できる方には現在利用している介護サービスに見合う支援内容が提供できるよう環境整備を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○道下政博議長 板坂町民福祉部長。

〔板坂 要町民福祉部長 登壇〕

○板坂 要町民福祉部長 介護保険からの要支援者外しについてのご質問にお答えします。

初めに、要介護認定の申請についてですが、介護保険サービスを利用するには要介護認定を受ける必要があります。介護サービスの利用を希望する本人や家族から初めて要介護認定の申請を受けた場合、地域包括支援センター職員が本人の状態などを聞き取り、生活実態や希望サービスの把握を行っております。後日、町の介護認定調査員が申請人の自宅等で認定調査を行い、認定調査の結果と医師の意見書等をもとに町介護認定審査会に諮り、要介護度が決定されます。

平成29年4月までに開始することとなる新たな総合事業での訪問、通所介護および町独自の生活支援サービスのみ利用する場合は、窓口での生活機能を確認するための基本チェックリストの判定結果によりサービスを受けることができるようになります。そのため、要介護認定を受ける必要はなくなりますが、現在行っている要介護認定の申請方法が変わることはありません。従来どおり本人や家族から提出された要介護認定の申請も受け付けをし、日数はかかりますが、介護

認定審査会で要支援と判定された場合は、新たな総合事業も従来の介護サービスも受けることができます。

次に、要支援者へのサービスは低下させない、また町の財源を確保することについては、平成25年12月会議で私が塩谷議員に答弁をし、また今ほど町長より答弁したとおりであります。現在、介護保険特別会計の地域支援事業費の補助基準総額を超えた分は町が負担し、事業を実施しております。今後も現制度と同様になることから、新たな総合事業でのサービス利用者がどれだけ増加しても、サービス内容の低下はないと考えております。

なお、ご質問にある在宅サービスを利用したときのサービス利用限度額の変更等の対応についてですが、平成25年12月会議の段階でも、現在でも国や県から具体的な内容が示されておらず、今の段階ではお答えすることはできませんが、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○道下政博議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 確認のために再質問させていただきます。

今お聞きしていましたら、要介護認定を求めたときにどうなるかっていうのは変わらないというようなご返答でしたが、要支援1、2になったらもうそれは給付のほうからはしませんよということになります。その認定そのものは今と同じような方法で1次、2次という判定があって、この人は要支援ですよ、この人は要介護ですよという判定になるのでしょうか。そこまでは今までと一緒にのかどうかということをお聞きしたいと思います。

はい、すみません。よろしく申し上げます。

○道下政博議長 板坂町民福祉部長。

〔板坂 要町民福祉部長 登壇〕

○板坂 要町民福祉部長 塩谷議員の再質問にお答えいたします。

今、答弁したとおりなんですけど、初めに来られたときは包括支援センターの職員が対応して、新たな総合事業だけでいいのか、やっぱり認定申請を受けて介護認定に行くのか、それを本人さんと家族さんと話をして決めていくわけなんです。本人さんがどうしても介護認定申請をしたと言った場合は、それは受け付けをして、今までどおりの審査会にかけて判定結果が出ると思っております。よろしいでしょうか。

○道下政博議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 すみません。

もう一度、再々質問になりますが、総合事業だけでいいのかどうかということをお聞きしたいんですが、それは今もそういうことが行われているということですか。これはこういう制度になるからそういうことが行われるということなんですか。

その点だけよろしく申し上げます。

○道下政博議長 板坂町民福祉部長。

〔板坂 要町民福祉部長 登壇〕

○板坂 要町民福祉部長 お答えいたします。

新たな総合事業は次の制度で入るんで、今はそういうものはないので、普通申請されてくれば普通の、今の申請受け付けして、審査会にかけてという結果になります。今の新しい総合事業は29年4月までに開始されるということで、今はその準備段階ということで、そういうことはして

おりません。

○道下政博議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 はい、分かりました。

本当に制度そのものはまだ後になりますので、そのときに問題があったらまたお聞きするということになると思いますが、今のご答弁の中でそれぞれ町長さんも福祉部長さんも、今必要な方への介護サービスはきちっと行う、それに見合うようなサービスも行うっていうご答弁いただきましたので、それでやっていただけるとありがたいと思います。

次の質問に行きます。

3番目ですが、学力テストの学校別結果を公表しないように教育長に求めるというものです。

文部科学省は来年度の全国学力テストの実施要領を発表し、これまで禁じていた自治体による学校別結果の公表を初めて認めました。学力テストの学校別結果公表は点数競争をさらに激しくし、教育を一層学力テスト対策偏重でゆがめ、豊かな学力の形成を妨げるおそれがあります。国連の子どもの権利委員会は、日本の教育に対してあまりにも競争的であると政府に数度にわたって警告もしています。私たちはこの警告をしっかりとらえて考える必要があると思います。

今までにも学力テストの学校別結果の公表をめぐる問題が噴出しました。成績のすぐれない子をテスト当日休ませる、学力テスト対策として過去に出た問題を繰り返し練習させるなど、生きた学力を身につけることとは関係ないことで子どもたちを苦しめてきました。文科省の通達でも数値を一覧にした公表や順位をつけた公表は行わないことなどを条件にするとは言っていますが、公表することによって結果がひとり歩きすることになりかねません。全国一斉学力テストを懸念する声は多くありましたが、まさにこのことを危惧していたと思います。

子どもたちの学力の現状を知るためには全国で一斉にテストをしなくても十分に把握できます。また、学力テストをしたとしても、その結果は各学校で分析し、今後の指導に生かすことこそが大切なことです。津幡町ではずっと結果の公表はしませんでした。結果は各学校で分析し、今後の指導に生かしてきたと思います。これからも学力テストの学校別結果を公表しないように求めますが、教育長、いかがでしょうか。

○道下政博議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 学力テストの結果を公表するなというご質問にお答えいたします。

文部科学省から2014年度の全国学力学習状況調査の実施要領が示され、その中で教育委員会の判断により、学校の名前を明らかにした結果の公表が可能とされたことはご承知のとおりでございます。

さて、津幡町における学力調査の現在までの結果公表についてですが、まずそれぞれの学校において結果の調査分析をします。そして、教科ごとの重点対策項目等を見出し、指導改善につなげております。その上で、各学校は保護者の方に調査結果とともに今後の指導方針を公表、お伝えいたしております。そのことによって家庭での学習に一層のご理解をいただくなど、連携を深める手だてにもなっております。つまり、これまでも各学校は自分の学校の状況について保護者にお伝えをしている、これを公表という言い方をしております。

今回は津幡町教育委員会の判断で、津幡町教育委員会が全部の学校の状況を公表するということが今までと違ったことでございます。来年度の町全体の公表については、実は学力調査の実施

要領に調査結果の取り扱いに関する配慮事項が規定されております。その中に「児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること」となっております。この規定を受けまして、津幡町にはそうした配慮が必要となる規模の学校があることから、津幡町教育委員会が学校名を公表するという、そういう形での公表は行わないということで教育委員会にて決めたところですが、これはずっとそういう状況で続けるということを決めたことではありません。その状況の変化によっては起こり得ることもあるかと思いますが、いずれにしても学力調査の結果公表のあり方につきましては、これからも協議を続けていきたいというふうに思っています。調査の目的をしっかりと踏まえ、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○道下政博議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 再質問はいたしません。

公表しないということで、今後も子どもたちにとってはどうかということで続けて判断していただければうれしいなと思います。

次、最後になりますが、農業公園利用者の算定根拠について農林課長にお尋ねいたします。

津幡町農業公園基本計画では、農業公園の年間利用者を22万人と設定しています。年間利用者数は、計画のすべての算定根拠となります。駐車場、トイレ、園地、休憩所、体験学習施設、売店、レストラン、野菜園、果樹園、市民農園等農業体験施設など、すべての施設の規模は22万人をもとに計算された園地収容力1,100人をもとに算定されています。では、22万人はどこから導き出されたものなのか。基本計画によりますと「1時間半圏域内人口は225万人であり、他事例では後背人口の1割程度を利用者の目標値としていることを踏まえ、本公園も年間利用者数を後背人口の1割である22万人と設定した」と書いてあります。

そこで、2点質問いたします。

1つ目、津幡町が参考とした他事例とはどこなのか。

他事例と津幡町では、後背人口である都市との類似点、相違点をどのようにとらえられたのでしょうか。

2つ目、後背人口の1割程度を利用者の目標値としているとありますが、目標値はあくまで目標値です。他事例の目標値は現在達成されているのでしょうか。

以上、2点について農林振興課長にお尋ねいたします。

○道下政博議長 榊田農林振興課長。

〔榊田和男農林振興課長 登壇〕

○榊田和男農林振興課長 農業公園利用者数の算定根拠を問うとのご質問にお答えします。

最初に、津幡町が参考とした他事例はどこなのかとのことですが、平成24年第2回議会定例会6月会議で中村議員にお答えしたとおりでございます。

次に、他事例と津幡町では、後背人口を抱える都市との類似点、相違点をどのように考えたのでしょうかとのことですが、農業公園プロジェクトチームでは、後背人口については考慮せず、津幡町農業公園と同程度の面積で整備されることや交通アクセスでも高速道路や新幹線を利用できる農業公園を念頭に先進地調査を行ってまいりました。

次に、他事例の目標値は達成されているのかとのことですが、先進地調査を行った時

点でのことで述べさせていただきます。愛知県安城市の産業文化公園デンパークの目標値55万人に対して開園当初70万人の利用者があったようですが、近年では50万人前後で推移していることから、さまざまなイベントや誘客の仕掛けを検討しているとのお話を伺ってまいりました。また、同じく視察をさせていただいた三重県いなべ市農業公園では、目標として年間10万人の利用者を目指し、さまざまなイベントを開催し、ここ数年10万人前後の利用者を確保しているとのことでございました。

本町の農業公園でも、交流人口の増加を目指した魅力ある交流イベントの企画、立案をしながら、年間利用者22万人を超えるよう努力してまいります。

以上でございます。

○道下政博議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 再質問させていただきます。

後背人口でやる都市との類似点とかっていうことは考慮しないで、電車とかで来れる、新幹線とかも来れるとかみたいなことで考えたのでっていうお話でしたが、私も津幡町が他事例とした場所を一回地図で見ないかと思ってインターネットで空から写した地図で見ましたら、やっぱりすごく開けた場所ですね。デンパークにしても近くに大都市を抱えていますし、デンパークでしたら名古屋市、豊田市、岡崎市というようなところがありました。そういう、その大きなその都市を近くに抱えるところと、津幡になるとやはり地方都市ですので、金沢、富山、福井、敦賀ぐらいまで入りますかね、ぐらいの都市を抱えるところと、やはり年間のことを考えたら、どれだけ来てもらえるかっていうことを考えるときに、その後背人口を抱えるその都市っていうことも大変大事なのではないかと思ったのですが、その点については考慮が必要でなかったと言われるところをお聞かせ願いたいのですが、よろしくお願いします。

○道下政博議長 榊田農林振興課長。

〔榊田和男農林振興課長 登壇〕

○榊田和男農林振興課長 再質問にお答えいたします。

後背人口を考慮しなかったということで回答させていただきましたが、全くしないというわけではなかったですけども、まず交通のアクセス性を重点に置いた視察としております。

今後、町長さんの話もございましたが、新幹線の開通、開業もありまして、新幹線も横に通るような農業公園の視察というふうに考えて、そこの視察先を決定いたしました。

以上です。

○道下政博議長 塩谷道子議員。

○9番 塩谷道子議員 私の息子が神奈川県に住んでおりまして、行ったときにソレイユの丘っていうのがやはりすてきな農業公園が、農業公園を兼ねた公園かもしれませんが、行きましたら本当に広くて、ちょうどナスとかピーマンになっている盛りだったので、とり放題で収穫体験もできるような場所でした。そこには本当に家族連れも大変たくさん訪れてましたし、見晴らしもよかったですし、大変いい場所だなと思いましたが、やはり大都会というか都市を抱えているところと、そういうことがそんなに珍しくないところと本当に一緒なのかなっていうことをすごく感じたものでした。

そして、津幡町に森林公園というのもありますので、多分森林公園をつくる时候にも、周りにどれくらいの人口があって、どれくらいおいでるかっていうことを考えて建てられたと思うんで

すが、ちょっと調べてみましたら、開所当初から大体約16万人、少なかった年で10万人、三国山キャンプ場がオープンした年で20万人ほどで、大体その間を行ったり来たりという状態でした。かなり広い森林公園ですし、私たちが、まだ子どもたちが小さかったころは本当に子どもたちの遠足とかバス旅行とかにもよく使われていましたし、大変たくさんいたと思うんですが、それでもやはりそれぐらいの来場者だったということを考えると、果たして22万人というのが本当に妥当なのかということをお大変疑問に、私としては思っております。

どういふふうに算定されたかということはお分かりました。

これについての討論を最終日にさせていただきますので、きょうは質問だけということで、以上、4点にわたっての質問をこれで終わらせていただきます。

○道下政博議長 以上で9番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩をいたしまして、午後2時40分から一般質問を再開いたしたいと思ひます。

〔休憩〕 午後2時27分

〔再開〕 午後2時40分

○道下政博議長 ただいまの出席議員数は、17人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

6番 森山時夫議員。

〔6番 森山時夫議員 登壇〕

○6番 森山時夫議員 6番、森山でございます。

さきほど黒田議員のほうからも震災のことに對して教育現場におけるリスクのほうで質問がございましたけども、私のほうからも一点、町の震災対応について質問をさせていただきます。

震災は一番に生命、財産に直結し、広範囲に甚大な被害を及ぼすのは明白であります。昨年、森本・富樫断層は、マグニチュード7クラスの地震が30年以内に発生する確率が5パーセントから8パーセントに引き上げられ、たかが3パーセントと思いがちでありますけども、これはいつ起こっても不思議ではないという高いレベルであるとの専門家の意見が述べられました。7年前に、これは2007年の3月でありますけども、志賀町、門前を中心とした甚大な被害をもたらした大震災は、実際に現地を見て想像を絶するほどの痛ましい現状で、いまだに記憶に新しいところでございます。津幡町に直結する森本・富樫断層、砺波平野、それと邑知潟活断層の間に位置する津幡町は、県内では地震を受ける確率が非常に高いと言わざるを得ません。ここにありますが、石川県の主要な活断層帯でありますけども、先ほど申し上げました森本・富樫断層、これは確率は8パーセントであります。それで、この8パーセントということは、今後30年の間に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中では高いグループに属すると。もう一つの邑知潟断層でありますけども、これも今後30年間の間に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループにあると。それで、発生確率順位というものがありまして、全国の何百活断層があるのか分かりませんが、森本・富樫活断層は13位の位置にあると。それと、邑知潟活断層は35番目の順位づけであります。そうした非常に高い活断層が津幡町の周囲にあるということなんです。

そこで、津幡町の2分の1が林野であって、当然山間地には集落が数多く点在して、巨大な地震が発生すれば孤立集落が多く発生し、情報収集は極めて困難と推測をされます。ここで、先ほどのマグニチュード7ぐらいの地震が発生すると、津幡町全体、これは震度分布図予測でも震度

5強から震度6強が津幡町全体を示すと。

そこで、ここに津幡町の地域防災計画の中にもありますとおり……、

〔森山議員 津幡町地域防災計画を提示〕

ここに赤く地図になってるのは津幡町全体ですけど、真っ赤っかと。これは震度6強を示す分布図であります。非常にこういうのを見ると、私たちも30年以内には、非常にいつ起こるか分からない、非常に心配なところであります。皆さんも見たか分かりませんが、こういうふうな状態で津幡町が非常に真っ赤っかになっております。そういう状態です。

それで、津幡町の孤立に対しての要因としては、集落に通じる道路は山地を切り開いたり、民家の多くは耐震強度の低い、これは1950年、昭和25年以前の築造された家屋が多く、そこには当然高齢者やひとり暮らしが多数を占めて、震災時には自助、共助による行動は極めて困難であると。年に一度、8月には津幡町防災総合訓練、これはあくまでも組織ぐるみで基本確認を訓練するものであって、津幡町地域防災計画のごく一部にすぎません。今後、行政と各集落の特性を詮索して、緊密な情報を与えて安全を提供していかなければならないと思っております。

ここで町長にお伺いいたしますが、もしマグニチュード7クラスの直下型地震で町が壊滅状態になったときを想像した場合、孤立すると思われる集落は集約しておることと思っておりますけども、そのような集落には災害弱者が多数を占めると思っております。昨年、防災無線も整備されておりますけども、いざというときの機能を果たすか分かりません。こうした土地柄の集落には現在、どうした対策を講じているか。また今後、安心を与えるためにどのような対策を計画しているかお伺いすると、もう1点は、各地区には指定避難場が明記されておりますけども、まず最初は集落の最も安全な場所にて点呼、または安否確認が行われることと思っております。集落によっては集会場などのないところもあり、実際にそうした集落の一時避難所の指定がその集落には周知されているのか。そういうことが非常に心配であります。決められた場所、集合場所があつて初めて、そこでいろんな点呼、確認をしてから共助につながると思っておりますが、現在の町長の見解をお伺いいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 森山議員の災害時の孤立集落の対応対策はとのご質問にお答えをいたします。

森本・富樫断層帯の長期評価が、今後30年に地震の発生する可能性が5パーセントから8パーセントに引き上げられたことは森山議員がおっしゃられたとおりでございます。本町の地域防災計画は、この森本・富樫断層帯も含め、さまざまな地震を想定し、町内全域で震度6弱から7の揺れを想定して作成をしておりますけれども、さらに危機感を持って減災に向け取り組みたいと思っております。震災時に避難所となる全小学校について、平成24年度をもって耐震化を終了したことも減災の取り組みでございます。

さて、ご質問の地震による孤立集落の発生は、土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂崩れ、豪雨時の発生であれば河川堤防の決壊など、さまざまな要素により発生する可能性があり、特に中山間地域の集落では一時的に孤立する可能性があるかと推測をしております。防災行政無線は、これらの集落が孤立した場合にも町独自の通信設備として通信を確保するために整備したものでございます。集落の皆さまがいざというときに使えないということのないよう各集落や地域での防災訓練でも防災行政無線を活用した訓練を取り入れるなど、日ごろから備え

ていただいております。

平成26年度から既存住宅の耐震化を促進するための耐震診断費や耐震改修工事費補助金の助成制度も創設いたします。高齢者やひとり暮らしが多く、自助、共助が極めて困難であるとのことですが、阪神・淡路大震災における救助活動は自助が70パーセント、共助が20パーセント、公助が10パーセントだったと言われております。現実に公助で町民の100パーセントを救うのは不可能であり、だからこそ、日ごろからできる限りの備えをしていただきたいと考えております。家具の転倒防止や防災グッズを備えておく、家族で話し合っただけでも自助につながります。災害時において確実に公助が保障されるものではないからこそ、みずから命を守る備えや対策も重要であると思います。

本町では町内全地区を9地区に分けた自主防災組織が結成されております。毎年開催しております町防災総合訓練では、自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、真剣に取り組んでいただいております。私も心強く思っているところでございます。

また、災害弱者対策といたしまして、平成24年度に要援護者台帳システムの整備を行い、本年2月に関係区長、民生委員に台帳の配付を行いました。この台帳の整備を核として災害時の支援や避難対策に当たる地域の支援につなげていきたいと考えているところでございます。

一時避難場所につきましては近年、各区や町内会において、独自に一時避難場所を想定し、地域住民の約束事としている事例も見られることから、これらの取り組みを多くの地域に広めるとともに、自主防災クラブ員の防災士の育成も継続して行い、地域の防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

震災とは異なりますが、記録的な大雪に見舞われました関東甲信地方では多くの集落が孤立し、救援、復旧に多くの時間がかかりました。これらの災害を教訓とし、災害から身を守る正しい知識を広め、防災意識の高揚や防災行動力の強化に努め、地震対策、地域の共助につなげていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○道下政博議長 森山時夫議員。

○6番 森山時夫議員 ありがとうございました。

再質問は行いませんけれども、実際に震災が起きた場合は、どうしてもトイレ、これは下水道管、または飲料水、そして電気、そういうものはなくてはならないものですし、またそれが地震になると一番最初に甚大な被害を受けることも確かであります。その中では、また現在所有している個人の井戸の水質、そういうものとか、または個人で所有している発電機、そういうものを一応できる限り登録しながら、いざというときにはそのときに使用していただけるような体制も必要かと思っております。

次に、防犯カメラの設置状況について質問をいたします。

ことしに入って、非常に立て続けに女子児童の拉致監禁事件が発生をいたしました。いずれも、これは帰宅後の目の届かないところでの事件でありまして、いずれも3日、4日間、これは本当に警察とか関係者の大捜索にて無事保護されたという安堵な結果となりましたけれども、この犯人の検挙のきっかけとしてもこれは防災無線のメロディー音やタクシー乗務員の直感など、身近には情報源が多くあることを感じさせました。

児童の登下校の監視は、津幡町のみならず全国で防犯パトロール、安全パトロール、見回り隊

など、ボランティア団体で活動しています。一たん帰宅すれば、自由に開放感があり、ほとんどは大人とか周りからは監視されることはないことも事実であります。幸いに、我が町では今日までは児童に関する不幸な事件も起きてはおりませんが、これはいつ、どこで、何が起きるか、起きないという保障はございません。

児童が安心して遊べる公園や遊具設置場所には防犯カメラが設置しておるようですが、町内の防犯カメラは過去に器物損傷被害があった場所や高価な遊具設置場所など、限られたところに設置が見受けられ、犯罪の抑制を図ることが重点であるように思われます。児童の安全監視用の防犯カメラの増設を行い、もっと安全なまちづくりの推進を図ることを望んでおりますが、竹本産業建設部長に今後の見解をお伺いしたいと思います。

○道下政博議長 竹本産業建設部長。

〔竹本信幸産業建設部長 登壇〕

○竹本信幸産業建設部長 公園などに児童の安全監視用の防犯カメラの設置をの質問にお答えいたします。

現在、トイレや大型遊具のある都市公園について、犯罪および事故発生の未然防止、発生時の迅速な対応など、町民の安全および安心の確保に寄与するため順次、防犯カメラの設置を行っております。今年度については中条公園に2台、あがた公園に1台を設置しており、来年度については津幡中央公園と住吉公園に各2台の設置を予定しております。また、平成27年度には、あがた公園の完成に伴い主要な箇所を追加設置を計画しております。

ご質問の犯罪の抑制を図るだけでなく、児童の安全監視用として防犯カメラの増設を望むということですが、広い公園内すべてを常時監視することは現実的には困難であることから完全とは言えませんが、利用頻度の高い箇所に防犯カメラを設置することで犯罪の抑止力を高め、児童の安全を確保していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○道下政博議長 森山時夫議員。

○6番 森山時夫議員 今ほど、竹本部長から回答がございましたとおり、今後の防犯カメラの設置状況、非常に私も期待をしております。またぜひとも、また今後いろんなところでも波及するようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○道下政博議長 以上で6番 森山時夫議員の一般質問を終わります。

次に、1番 八十嶋孝司議員。

〔1番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○1番 八十嶋孝司議員 1番、八十嶋です。

本日の最後の質問でございます。あとわずかでございますが、しばらくお聞きください。

それから午前中、酒井議員が申されましたように、瀧川部長、板坂部長、本当にご苦労さまでした。この議場で見るのは最後だと思うと、ちょっと寂しい気がします。

ということで、私のほうからは2点質問させていただきます。

それでは、質問の1番目でございます。

週6日制、土曜授業復活、教育委員会の見解を問うということで質問させていただきます。

先般、新聞紙上において、文部科学省が今年度、公立校における土曜授業実施要件を緩和したことを受け、県内の公立校で土曜授業が復活する、すなわち脱ゆとり教育を加速させると記載されておりました。土曜授業の実施については現在、12都道府県の都市部で先行していると聞いてい

ますが、安倍現政権下では学校週6日制を公約に掲げていることから、いよいよ県内でも取り組んでいくのかなとの思いがいたしました。早川教育長は先般1月、ある会合の席でジュニアスポーツの指導者の方々にお願いとして、土曜授業向けての国の指針を簡単ではありますがお話しされました。恐らく、指導者に対して土曜授業の復活もあり得ることから、部活動のあり方も考えておいてくださいとの趣旨で言われたと私はとらえております。そんな中で、私の中には輪島市が早々土曜授業を取り入れることを聞いていましたが、いよいよ津幡町もあり得ることかなと感じ、少々複雑な思いがいたしました。私の複雑な思いの背景には、土曜授業がこの十数年来定着した週5日制の今日、土曜授業の復活は地域のスポーツや文化面のかかわりを考えた場合に、土曜日が生活の一部となっている子どもたち、それからその保護者たちに与える影響はどうか。また一方で、土曜の過ごし方を学力面から充実させたい保護者もいるはずで、それもどうか。そしてさらには、かかわる教員はどうかなどの思いにかられました。

文部科学省は昨年11月、学校教育法施行規則を改正し、特別な事情がなくても学校設置者である教育委員会の判断で土曜授業を行えるようにしました。冒頭の教育長の発言もそれなりに意味があったのではと理解しております。考える内容をふやした新学習指導要領の実施に伴い、授業時間を確保することがねらいと見られていますが、子どもたち、教師の負担増も考えた場合、週6日制の導入には慎重に検討している自治体もあると聞いております。脱ゆとり教育、国際競争力に打ち勝つ学力向上へと進むとき多くの課題はあると思いますが、私は真に子どもたちにとってよりよき改革であってほしいと願っております。

そこで、お聞きいたします。

津幡町教育委員会として、週6日制、土曜授業の復活をどのように検討されているのか。以下の点を含めたご見解をお願いいたします。

1番、完全週5日授業が2002年から11年たつが、小中学校はこれまでの土曜日をどのように活用してきたのか。

2番、土曜授業の効果、問題点について。

3番、町教育委員会は、土曜授業実施について議論、検討を行っているのか。

4番、アンケートでの保護者、各学校の教職員の意見調査の意思は。

以上、この辺を含めて、今後の方針を早川教育長をお願いいたします。

○道下政博議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 八十嶋議員の週6日制、土曜授業の復活、教育委員会の見解を問うのご質問にお答えいたします。

その前に、私の知人からきのうでしたか「おい、こないだの国会の議場で、議会で、国会で山谷えり子議員の質問の中に全閣僚に「土曜授業に行ったらあなたはどの指導をしますか」という、こういう質問しとったよっていう、総理は「私はドッジボールが好きだったので、私が土曜授業に指導しに行くとしたらドッジボールを指導するよ」ということを国会の場でやとった」という、そういうことを教えてくれた知人がいましたけども、今、八十嶋議員おっしゃったように、先般の1月のときにお話ししたのは今、国の方向性がこういう形で動いている、そういうことも町として検討しなければならない時期が来るであろうということで、少し情報としてお伝えしたということをご理解いただきたいというふうに思います。

最初に、町の子どもたちの現在の土曜日の過ごし方について申し上げます。平成25年度の全国学力学習状況調査での津幡町の小学校6年生の集計ですが、土曜日の午前中にスポットを当てまして「習い事やスポーツ、地域の活動に参加している」ということに答えた子どもたちが6年生が35.2パーセント、「家で勉強や読書をしている」が19.8パーセント、「家でテレビ、DVDを見たり、ゲームをしている」という子どもたちが20.1パーセント、「家族と過ごしている、友達と遊んでいる」が19.3パーセントとなっております。学校5日制導入の目的としていた地域での活動や家庭での勉強、読書といった心豊かな過ごし方をしている割合は、これをちょっと合計してみますと、約55パーセントとなっているというふうにとらえました。この数字がいいかどうかは別にいたしまして、逆に言うと4割以上の子どもたちが週5日制導入の目的と異なる過ごし方をしているという結果としてとらえることもできるというふうに思います。ちなみに全国との比較に置きますと、津幡町はこの55パーセントというのは全国の平均から見ると7パーセントぐらい高い、つまりいい過ごし方をしているという結果だというふうに思っています。

そうした中、こういう状況の中で文部科学省では、これまで以上に土曜日における教育環境の充実を図るといふねらいのもとで、目的のもとで、土曜日の教育活動推進プロジェクトを進めております。学校での土曜授業もその中心の方策の一つとなっております。そういう意味で、先ほどの国会でもその話題になっているということかなというふうにとらえました。

さて、最初のご質問、完全週5日制の中、これまで小中学校では土曜日をどのように活用してきたのかとのことですが、5日制導入の趣旨を尊重しながら、各学校において地域の実情に応じ、運動会や学校公開等の地域の方々の参画を期待する学校行事等に活用を図ってきております。そうした上で、5日制導入の目的であった子どもたちが家庭や地域において心豊かな時間を過ごすことを目指し、家庭や地域と連携をとってきたというふうに思っております。

次に、土曜授業の効果、問題点についてでございますが、まず効果については、土曜授業を学校の教育課程、この今言ってる土曜授業は教育課程に位置づけて授業を行って振替休日をとらないという意味での土曜授業としてとらえておりますので、土曜授業を学校の教育課程に位置づけ振替休日を設けない授業日とすれば、学力の低下をもたらしたとの指摘がある週5日制の弊害を是正し、子どもたちの学力向上を目指した教科授業を行えることとなります。さらに、教科だけではなく、地域や家庭と連携して、平日ではできない地域の方を招いた授業を行うこともできるようになります。逆に課題としては、今、八十嶋議員ご質問の中で指摘されましたように、すでに生活の中にある土曜日のスポーツあるいは文化活動と学校授業との調整が必要になると思えますし、また教員の勤務対応、勤務のあり方なども課題になってくると思っております。

次に、町教育委員会は土曜授業について議論、検討を行っているかとのことですが、昨年11月の学校教育法施行規則の改正を受け、津幡町教育委員会でも土曜授業のあり方について検討をいたしております。その中で、導入を検討するための土曜授業の試行に向け、これは4月からするとかそういう意味ではありません。できるかどうか、試行もできるのかということ校長会とも情報交換を行っているところでございます。

最後に、アンケートでの保護者、学校教職員の意見調査の意思はとのことでございますが、学校とのかかわりについては学校長を通して今いろいろ情報交換をしているところでございますが、保護者の意見もお聞きしたく、アンケート調査を実施したいというふうに考えております。

いずれにいたしましても土曜授業の導入検討は、子どもたちの将来をどのように考えていくか

という視点から検討を進めていくことが大切だと考えております。導入の目的を学校、家庭、地域が共通理解しながら検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○道下政博議長 八十嶋孝司議員。

○1番 八十嶋孝司議員 再質問いたします。

検討中っていうことは、やるという方向でとらえてもよろしいでしょうか。

早川教育長、よろしく申し上げます。

○道下政博議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 将来的には、やるということになるというふうに思っております。はい。

○道下政博議長 八十嶋孝司議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

すばっと「やる」ということの返答を聞きますと、いろんな形で心の準備もすかっとできるような気がします。我々も子どもたちとかかわっている以上は、そういう方向でいくよということを示すと、保護者も子どもも安心していけるのではないかというふうに思っております。

それですね、私は、過去には受験勉強の激化、それから詰め込み教育、そしてその反省からゆとり教育、そして生きる力を思わんばかりの政策へと転換し、その結果、学力の低下の弊害が生まれたと。そしてそこからさらには校内暴力、いじめ、不登校問題、過去も現在もその国の政策から少なからずその時代を生きた子どもたちが翻弄したり、あるいはさせられたっていうのは大げさですけども、ある面ではかわいそうだったなっていう気がします。そして今回の脱ゆとり教育です。正直、国の政策が学力向上へとよい方向に向かっていけばいいなというふうに思います。私、冒頭に真に子どもたちのための改革であってほしいと言いましたけども、今の教育委員会の決定方針も過去の歴史を学びながら、各種の実態に合った柔軟な制度づくりをぜひお願いしたいなというふうに思っております。

ありがとうございます。

続きまして、第2問に移らせていただきます。

環境教育の取り組みから、町浄化センター敷地を有効利用せよということで質問させていただきます。

私は昨年、9月議会定例会一般質問において、公共施設の屋上に太陽光発電の設置を提案した経緯があります。自然エネルギーへの取り組みです。さらには今般、平成26年度町予算における地球温暖化防止策のために本格的に導入を目指す小水力発電利用促進の調査費計上の点に着目し、試験場となる町浄化センターを見てきました。敷地面積6.7ヘクタールの中に、それぞれ処理施設が点在しておりますが、環境の配慮からか場所によっては芝生化した空き地があるようにも感じられました。小水力発電所を見に来た私にとって、この広大な敷地、しかも町が所有するこの場所で公共施設の屋根貸しではなく、空き地にて少なからずモデルケースとしてでも太陽光発電設置があってもいいのでは強く感じました。ほかにも感じた理由は幾つかあります。1つは、穏やかな平野部にある立地から、町内でも太陽光発電に適すであろうと思った点。2つ目は、このセンターもかなりの電気を消費し、浄化していることから、太陽光発電設置により、少しで

も電気量の消費節減できないかとの点があります。さらに感じたことは、この場所で小水力発電することや太陽光発電の取り組みがあれば、自然エネルギーが集約した場所として町の環境教育に寄与できるとの感があります。

以上が感じたことですが、現在、町は小水力発電を初めとして、自然エネルギーを取り組む中で当然のことながら場所も点在することでしょう。しかしながら、効率的な環境教育を考えた場合、土地を有効利用し、町の代表施設としてまとまった施設を提供することは、これからの自然エネルギーに取り組む町の姿勢として最も大切なことと思います。

今後の下水道計画もあるかと思いますが、ぜひ集約した施設としての取り組みをお願いするものです。

矢田町長のご見解をお願いいたします。

○道下政博議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 環境教育の取り組みから、町浄化センター敷地を有効利用せよとのご質問にお答えをいたします。

いろんなご提案もいただきましたけれども、私も以前に津幡町北中条のシグナスの特設駐車場、調整池ですけれども、バイパスのすぐ横、友人にお願いして、あそこで太陽光発電できんかねという話をさせていただいたことがございます。残念ながら、調整池の容量ですか、体積ですね、がかなりぎりぎりであるっていうこと。それともう一つは、私考えたのは、あの上にグレーチングを敷いて、駐車場にして、その上に太陽光発電をと一石三鳥のことを考えてみたんですけれども、ものを置くには下のコンクリートが薄すぎるんじゃないだろうか。柱を、重いものを置くと、体積が減ってしまって調整池の役割を果たさなくなってしまう。いろんなことがございまして、残念ながら実現にはなりません。これはあくまでも私個人の思いでございましたけれども、役場幹部の皆さん方とは町内の遊休農地等も含めてどこかいいとこないかということで探して、私の部屋には何か航空写真みたいなものが何枚かあるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

さて、ご質問の浄化センターでございますけれども、昭和55年に事業着手し、当時の下水処理方式と町全体計画を見込んで約6.7ヘクタールの用地を取得いたしました。その水処理方式や全体計画の変更を経て、現在の植樹帯を含んだ施設配置となっているところでございます。一方、浄化センターは汚水を処理するために年間260万キロワットアワー余りの電力を購入しております。安価に電力を取得できれば汚水処理費削減にも非常に効果的であるとともに、自然エネルギーによる発電が活用できれば環境対策の一環にもなると考えております。

ご質問の自然エネルギーを使った発電についてであります。平成26年度には、浄化センター塩素混和棟で小水力発電の実験を行うことになっております。さらに、空き地を利用した太陽光発電や風力発電などを行うことは、町の取り組みとして、また施設を見学を訪れる子どもたちの環境教育に非常に効果があると思っております。

浄化センターは国の補助を受けて建設している関係から、自然エネルギー発電施設設置には若干課題もあるような気もいたします。しかしながら、今後太陽光発電や風力発電施設設置の可能性調査を初め、発電施設の建設や維持管理コストの比較検討を行うとともに、課題解決への取り組みを進めたいと考えているところでございます。あわせて、環境教育の拠点となるよう実施に

向け、積極的に関係機関と調整してまいりたいと思っているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○道下政博議長 八十嶋孝司議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

課題はいろいろあるかと思えますけども、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思えます。私は、この原発が不透明感が漂う中、当然今後自然エネルギーに対する考えがますます高まってくると思っております。町は石川高専との連携により、小水力発電を重点に活路を見出しています。しかし、太陽光発電については、地域的な面や財政上の面からまだまだ取り組みには頑張らなくてはならないというふうに思えます。しかし、我が町以北では太陽光発電に取り組む自治体もふえてきております。私は、町が所有するこの土地で、しかも下水場の処理施設での小水力発電もあり、さらには太陽光発電の取り組みがあるとすれば、他の自治体にはない自然エネルギーに取り組む場所の格好の場所として、さらに環境教育の面からも集約された場所として、大げさかもしれませんが、全国に発信できる場所と考えております。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○道下政博議長 以上で1番 八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終結いたします。

<散 会>

○道下政博議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時24分

平成26年3月13日（木）

○出席議員（18名）

議長	道下政博	副議長	多賀吉一
1番	八十嶋孝司	2番	西村稔
3番	黒田英世	4番	荒井克
5番	中村一子	6番	森山時夫
7番	角井外喜雄	8番	酒井義光
9番	塩谷道子	11番	向正則
13番	南田孝是	14番	谷口正一
15番	山崎太市	16番	洲崎正昭
17番	河上孝夫	18番	谷下紀義

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	副町長	坂本守
総務部長	長和義	総務課長	河上孝光
企画財政課長	大田新太郎	監理課長	太田和夫
税務課長	吉本良二	町民福祉部長	板坂要
町民児童課長	羽塚誠一	保険年金課長	岡田一博
健康福祉課長	小倉一郎	産業建設部長	竹本信幸
都市建設課長	岩本正男	農林振興課長	榊田和男
交流経済課長	伊藤和人	環境水道部長	宮川真一
上下水道課長	八田信二	生活環境課長	石庫要
会計管理者	岡本昌広	会計課長	橋屋俊一
監査委員事務局長	田縁義信	消防長	西田伸幸
教育長	早川尚之	教育部長 兼教育総務課長	瀧川嘉孝
学校教育課長	吉田二郎	生涯教育課長	吉岡洋
河北中央病院事務長 兼事務課長	酒井菊次		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹田学	議事係長	瀬戸久枝
総務課長補佐	田中健一	財政係長	杉田純也
管財用地係長	田辺利行		

○議事日程（第3号）

平成26年3月13日（木）午後1時30分開議

日程第1 議案第5号 平成26年度津幡町一般会計予算から

議案第47号 石川縣市町議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてまで

請願第1号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止・撤廃を求める請願

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第2 議会議案第1号 津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

<開 議>

○道下政博議長 本日の出席議員数は、18人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○道下政博議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

○道下政博議長 なお、あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

<議案等上程>

○道下政博議長 日程第1 議案第5号から議案第47号までおよび請願第1号を一括して議題といたします。

<委員長報告>

○道下政博議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

森山時夫総務常任委員長。

〔森山時夫総務常任委員長 登壇〕

○森山時夫総務常任委員長 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長、会計管理者、消防長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告をいたします。

議案第5号 平成26年度津幡町一般会計予算

第1表 歳入歳出予算中

歳入 全部

歳出

第1款 議会費 第1項 議会費

第2款 総務費 第1項 総務管理費

第2項 徴税費

第4項 選挙費から

第6項 監査委員費まで

第8項 防災費

第9款 消防費 第1項 消防費

第12款 公債費 第1項 公債費

第13款 予備費 第1項 予備費

第2表 債務負担行為

第3表 地方債

以上、一般会計予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第14号 平成26年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算、
議案第15号 平成26年度津幡町河合谷財産区特別会計予算、
以上、2件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第18号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第9号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第1款 議会費 第1項 議会費

第2款 総務費 第1項 総務管理費

第2項 徴税費

第4項 選挙費

第5項 統計調査費

第8項 防災費

第9款 消防費 第1項 消防費

第12款 公債費 第1項 公債費

第2表 繰越明許費

第3表 債務負担行為補正

第4表 地方債補正

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。
次に、議案第26号 平成25年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）、
議案第27号 平成25年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号）、
以上、2件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第30号 津幡町生活安全条例の一部を改正する条例について、
議案第31号 津幡町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第32号 津幡町総合計画策定条例について、

議案第33号 津幡町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例について、

議案第34号 津幡町消防長及び消防署長の資格を定める条例について、

以上、2件の条例の制定および3件の条例の一部を改正する条例につきましても、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第41号 下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、
議案第42号 上大田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、
議案第43号 朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、
以上、3件の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第47号 石川縣市町議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第1号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止・撤廃を求める請願については、全会一致をもって不採択といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

これで終わります。

○道下政博議長 角井外喜雄文教福祉常任委員長。

〔角井外喜雄文教福祉常任委員長 登壇〕

○角井外喜雄文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、教育長、町民福祉部長、教育部長、河北中央病院事務長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第5号 平成26年度津幡町一般会計予算

第1表 歳入歳出予算中

歳出

第2款 総務費	第3項 戸籍住民登録費
第3款 民生費	第1項 社会福祉費から
	第3項 災害救助費まで
第4款 衛生費	第1項 保健衛生費
第10款 教育費	第1項 教育総務費から
	第6項 保健体育費まで

以上、一般会計予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第6号 平成26年度津幡町国民健康保険特別会計予算、

議案第7号 平成26年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算、

議案第8号 平成26年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第9号 平成26年度津幡町介護保険特別会計予算、

以上、4件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第16号 平成26年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第18号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第9号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款 総務費	第3項 戸籍住民登録費
第3款 民生費	第1項 社会福祉費
	第2項 児童福祉費
第4款 衛生費	第1項 保健衛生費
第10款 教育費	第1項 教育総務費から
	第6項 保健体育費まで

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第19号 平成25年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、

議案第20号 平成25年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号）、
議案第21号 平成25年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、
議案第22号 平成25年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号）、
以上、4件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可
といたしました。

次に、議案第28号 平成25年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第2
号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第35号 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について、
議案第36号 津幡町子ども・子育て会議条例について、
議案第37号 津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例について、

議案第38号 津幡町国民健康保険直営診療所条例及び津幡町国民健康保険直営河北中央病院事
業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の
設置等に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第39号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、
議案第40号 津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、
以上、1件の条例の制定および5件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一
致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第46号 平成25年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計自己資本金の減
額については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するもの
であります。

以上で、報告を終わります。

○道下政博議長 酒井義光産業建設常任委員長。

〔酒井義光産業建設常任委員長 登壇〕

○酒井義光産業建設常任委員長 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設
部長、環境水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告
いたします。

議案第5号 平成26年度津幡町一般会計予算

第1表 歳入歳出予算中

歳出

第2款 総務費	第7項 防犯と交通安全対策費
第4款 衛生費	第2項 環境衛生費
	第3項 清掃費
第5款 労働費	第1項 労働諸費
第6款 農林水産業費	第1項 農業費
	第2項 林業費
第7款 商工費	第1項 商工費
	第2項 交通政策費

第8款 土木費	第1項 土木管理費から
	第5項 住宅費まで
第11款 災害復旧費	第1項 農林水産施設災害復旧費
	第2項 公共土木施設災害復旧費

以上、一般会計予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第10号 平成26年度津幡町簡易水道事業特別会計予算、

議案第11号 平成26年度津幡町公共下水道事業特別会計予算、

議案第12号 平成26年度津幡町農業集落排水事業特別会計予算、

議案第13号 平成26年度津幡町バス事業特別会計予算、

以上、4件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第17号 平成26年度津幡町水道事業会計予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第18号 平成25年度津幡町一般会計補正予算（第9号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款 総務費	第7項 防犯と交通安全対策費
第4款 衛生費	第2項 環境衛生費
	第3項 清掃費
第5款 労働費	第1項 労働諸費
第6款 農林水産業費	第1項 農業費
	第2項 林業費
第7款 商工費	第1項 商工費
	第2項 交通政策費
第8款 土木費	第1項 土木管理費から
	第5項 住宅費まで
第11款 災害復旧費	第1項 公共土木施設災害復旧費
	第2項 農林水産施設災害復旧費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第23号 平成25年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、

議案第24号 平成25年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、

議案第25号 平成25年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）、

以上、3件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第29号 平成25年度津幡町水道事業会計補正予算（第1号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第44号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第45号 「請負契約の締結について」の議決の一部変更については、全会一致をも

って原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○道下政博議長 これをもって委員長報告を終わります。

<委員長報告に対する質疑>

○道下政博議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○道下政博議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

3番 黒田英世議員。

〔3番 黒田英世議員 登壇〕

○3番 黒田英世議員 3番、黒田です。

私は、議案第5号 平成26年度津幡町一般会計予算については反対討論、請願第1号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止・撤廃に関しては賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成26年度津幡町の一般会計予算について、ハード事業では津幡駅前整備事業や都市公園整備事業、辺地対策事業に加え、ソフト事業においては社会保障、福祉の充実や定住人口の増加促進、医療にかかわる助成金などを予算化し、前年度当初予算比1.1パーセント減額になっております。子ども医療費や社会福祉にもっと予算をとという強い思いはありますが、予算全般については評価するものであります。

以上のことを大前提にしながら、農業公園整備事業についてであります。

平成26年度の当初予算において、354万5,000円が計上されております。調査費ではなく事業費ということですから、来年度から着工ありきの予算であると考えます。町の将来を見据えたこの種の事業には、多額の資金と長い時間が必要なことは十分認識しているつもりでございます。肝心なのは、事業に取りかかる四囲の経済環境と段階的に整備されていく時々における集客力のあるコンテンツについても重要なファクターだと考えております。

将来の津幡町の活性化を見据え、今やらなければとする矢田町長の熱い思いは十分に理解しますが、12月会議の一般質問でも申しましたように、日本経済の再建をかけたアベノミクスの効果も定かでない中、ことし1月の貿易収支は2兆7,899億円の赤字で、単月度の赤字としては1979年以来、最大の赤字であります。政府は、貿易収支の悪化の原因は燃料輸入費の高騰を掲げています。しかしながら、それにも増して、過去にアジアの新興勢力との価格競争において国内の設備投資を控え、海外への投資を増加させてきたことによる国内産業の空洞化を招いた結果でもあります。輸出を主とする大企業だけが円安の恩恵を受け、日本経済の根幹を支える中小企業まではまだまだ潤っていません。こうした中、4月からの消費税増税が日本経済全体にどのような影響を与えるかも未知数でありますし、政府は国の財政が厳しくなってくれば、これまでもあつ

たように国で負担していた社会保障や福祉に関して、地方自治体や企業に押しつけてくることも十分に考えられます。

農業公園には、町債の発行額は第1期工事だけで4億9,000万円を予定し、一般会計からの支出は8,000万円を予定しています。これは、津幡町一般会計の財政規模から考えれば、決して少なくはありません。このことは、若い世代に負担を強いることになります。

以上の観点から、主権者たる町民の声を真摯に聞き、ぜひとも再考されることを強く要望するものであり、ほかの多くの事業予算を評価しながらも反対を表明するものであります。

次に、請願第1号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止・撤廃に向けての請願に賛成の立場で討論をさせていただきます。

戦後、日本はスパイ天国であり、世界各国のスパイが活動しやすい国だと国際的な評価を受けております。私は、国家に国防や外交に関し、秘密と言われるものがあってもしかるべしと考えています。また、国益を損なうこれらの漏えいに関与した者に対し、厳しい規制があるべきとも考えています。しかし、これらの大前提には、憲法で保障された表現の自由、人権の保護が担保されなければなりません。過日制定された特定秘密の保護に関する法律は、国家の秘密を漏らした公務員、自衛官、外交官らを対象として厳罰に処するとされていますが、それだけでなく一般市民も処罰対象になる危険をはらんでいます。秘密を漏らしたり、入手したりしなくても、それについて話し合っただけで処罰される共謀罪の規定があります。現行の刑法にも共謀、共同正犯の規定があり、犯罪の計画や相談に加わると処罰されることがあるとしています。ただし、これは犯罪が実行されたことが条件になっています。ところが今回の特定秘密保護法案では、実際に目的を達成しなくても共謀とみなされ、一緒にやろうと呼びかけを大勢にすれば扇動に当たるとされており、また実際に情報を聞き出そうとした行為は回答が得られなくても秘密の漏えいをそそのかした教唆に問われます。

加えて、この法律は第三者が秘密の妥当性を検証できない点では、戦前の軍機保護法と同じ危険な部分が含まれています。特定秘密とは何なのか、違法とされる漏えいや取得が実際どんなやり方を指すのかあいまいな部分が多くあり、恣意的に運用すればあらゆる口実で罪に問われかねません。さらには、原発事故の実態や国防など、多くの情報に関し、国民の知る権利が担保されていません。この法案に対して、国連の表現の自由に関する独立専門家であるフランク・ラ・ルー氏も「秘密を特定する根拠が極めて広範囲であまいだ」と懸念を示していますし、国連人権高等弁務官も同様の声明を出しています。

したがって、このあいまいな部分が多く、特定秘密の範囲と運用が明確になっておらず、その上、国民の知る権利が担保されていない本法の廃止、撤廃を求める請願に賛成します。

以上で、3番、黒田の討論を終わります。

○道下政博議長 次に、5番 中村一子議員。

〔5番 中村一子議員 登壇〕

○5番 中村一子議員 5番、中村一子です。

私は、議案第5号 平成26年度一般会計予算に反対の立場で、請願第1号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止・撤廃を求める請願に賛成の立場で討論します。

最初に、議案第5号 平成26年度津幡町一般会計予算、第6款農林水産業費第1項農業費の農業公園整備事業費354万5,000円について、私は賛成できません。

農業公園建設計画の詳細が議会に示されたのは、昨年9月のことでした。計画では建設費約20億円、工期は17年、完成は約20年後になるとされています。最初の5年間はイチゴ園の収穫体験が主な収入源とされていたので、私は早速、富山県南砺市の立野原観光農園を維持管理する方からお話を伺って意見を聞きました。立野原観光農園はもう40年以上もイチゴ栽培に取り組んでいる農園ですが、津幡町が計画するイチゴの収穫体験の収入等について達成可能な数値なのか疑問の声を聞きました。また、12月議会で私は一般質問のすべてを農業公園に費やし、今回3月議会でも農業公園について町長の見解を伺いました。その結果、農業公園建設計画は多くの問題を含んでおり、私は農業公園に対し反対の意見を持たざるを得なくなりました。

農業公園における大きな目的、それは3つがあります。1つは、農業を中心とした産業振興。2つ目は、交流機会の確保。3つ目は、食育の推進が挙げられています。

農業公園の建設費は総額約20億円です。その建設費のうち農業関係といえば、イチゴ園と野菜農園と市民農園、それにカキ、ナシ、ブドウ園があり、これらのために約2億2,600万円が充てられています。また、レストラン、売店、体験学習施設には約1億7,400万円という計画であり、総額約20億円のうち約4億円余りが農業関係とレストラン施設等に充てるとされています。では、それ以外は何に使うかという、農業公園建設費用の大半が予定地とされている倶利伽羅地区の山林の開墾、開拓費用となります。町道をつくって、切り土、盛り土、残土処理、伐採処理をしてインフラを整備し、山林を開拓したところに新たに3,000本のもみじを植え、シダレ梅園をつくり、竹林、芝生広場等を整備するとされています。農業公園は農業なのか、公園なのかと問われれば、これは明らかに公園であると言わざるを得ません。目的の一つに、農業を中心とした産業振興が挙げられていますが、農業は後からくっついたおまけではないかと考えてしまいました。

また、管理運営主体は津幡町公共施設等管理公社とされています。町が管理運営を公社等に委託すれば、赤字分は町が補てんすることになります。町長は赤字にしないとおっしゃっていますが、あくまでそれは町長の願いであって、町長は黒字となる根拠を示していません。もし赤字になったら、その分は町が財政負担をしなければいけない。町長の答弁を聞く限り、完成20年後の管理運営についても黒字の見通しについてきちんと説明されているとは言えません。20年後というと、私も町長もいないかもしれない。また、津幡町はないかもしれないという声もある中で、そして今後ますます社会保障費の費用が膨らむ財政事情は予測される中で、そして国の借金が膨らむばかりの日本経済の中で、20年後、さらにそれ以降の遠い先の農業公園は、見通しのない無責任な計画ではないかと考えます。これは、私が反対する大きな理由の一つです。

また、農業公園の2つ目の目的である交流機会の確保についてですが、町長はメジャー観光地としての農業公園を目指すとし、そのためには何としてももみじ山が必要だと言います。町長は、もみじ山の成功事例として、室町時代にさかのぼる京都の国宝級の東福寺のもみじや新潟県長岡市の樹齢150年から200年のもみじ園などを引き合いに出し、だから津幡町の農業公園にももみじ山が必要なのだと説明しています。歴史ある国宝級のもみじ庭園を引き合いに出して、津幡町の農業公園のもみじ山の必要性の根拠とするのは、だれが聞いてもおかしな論理ではないか。津幡町のもみじ山が樹齢200年になるには、その間だれがもみじ山の管理をするというのですか。今後の財政負担をどう考えているのか。

3番目の目的である食育の推進については、農業公園がなくても津幡町なら地域の今ある農業を生かして食育の推進は十分に可能なはずです。また、農業公園について住民への説明会を開催

しない、その理由はなぜか。なぜ開催しないのかという質問をこの3月議会の一般質問で通告していたにもかかわらず、その答弁はありませんでした。

〔「あった」と呼ぶ者あり〕

しっかりとした答弁はありませんでした。

〔議席から笑い声あり〕

このような町の姿勢あるいは町長の姿勢は、私にとっては住民に丁寧な説明をする必要がない、あるいは住民の声など聞く必要がないというように思われました。今後、農業公園推進協議会で推進のための意見を聞けば事足りるということなののでしょうか。また、農業公園はだれの発案でだれが必要としているのかという通告に対しても、町長はだれと言わなければならないのかと反問権を行使した上で、結局、農業公園計画がどこからどのような経緯を経て発案されたのかについてさえ中身のある答弁はありませんでした。町長は、12月議会の答弁で「将来3,000本のもみじが真っ赤になったときに、写真を撮ってポスターにして、私の夢は、そのポスターをべたべたと東京駅のコンコースに張って「津幡町の農業公園へいらっしやい。金沢駅から車で20分」、こう書いたポスターをコンコースにたくさん張りたい。それが私の夢です」とおっしゃっていましたが、これはだれのお金を使って、どのようにしてやっていくのかということ、しかも20年先、30年先のことで、よくよく考えるべきではないか。倶利伽羅地区を歴史ある地域としても今後しっかりと整備していくことについては、私は何ら反対するものではありません。しかし、どこの地域のどの山林であれ、これから山を切り開いて、17年間もかけて農業公園をつくるという計画については反対せざるを得ません。

町は20億円の予算としていますが、17年間の工期ということであれば、間違いなく20億円を超えるでしょう。それが30億円になるかも。いや、もっとかかるかもしれません。よって、農業公園の建設を具体的に推し進める農業公園整備事業費については反対です。

次に、請願第1号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止・撤回を求める請願に賛成の立場で討論します。

特定秘密の対象は、1、防衛。2、外交。3、スパイを念頭とした特定有害活動の防止。4、テロ防止に関する事項とされています。秘密とすることで、海外諸国との連携を図り、地球の平和につながるということであれば、特定秘密は必要であると考えられます。しかし、今回の秘密保護法は、何をしたら罰せられるのかあいまいで分からない内容となっています。罪刑法定主義に基づけば、どのような行為が犯罪に当たるかを国民にあらかじめ知らせることによって、それ以外の行動が自由であることを保障することが自由主義の原理から要請されます。しかしながら、この秘密保護法は、どのような行為が犯罪に当たるかが不明であり、分からないので、国民は何をしてはいけないのか、何をしたら罰せられるのかという法の規定すら分からないというのがこの法律です。しかも、何が特定秘密とされるのかは、時の行政機関の長が指定できるので、国民には何が特定秘密とされたのかも分からないまま、秘密保護法に違反したとされる可能性があります。そういう意味で、この法律は法の定をなしていません。行政機関の長が特定緊密を指定することができるということは、特定秘密に該当される情報は国民のものではなく、官僚のものとなります。情報を握る側が特定秘密を指定でき、何を指定したのか国民に知らせないまま、半永久的に秘密を保護できる可能性があります。これは行政、政府による情報の独占を許し、国民の知る権利や取材、報道の自由が大きく制約されるということです。また、知る権利が大きく制約

されるだけでなく、国民は国家に知られない権利を失い、国民は国家に知られない自由が侵害されます。このことは国防という名のもとで国民のプライバシーが奪われ、警察国家のような状況が生まれてしまうおそれがあります。公安警察の強大集権化のおそれがあります。このようなことから、行政職員が萎縮し、みずから情報を流さないようになるということも大いに想像でき、これは情報公開の流れに逆行するものです。

そして、裁判の問題です。逮捕状や起訴状、判決文では具体的な秘密内容を明らかにされず、弁護人も秘密の開示対象にならなくなるおそれがあり、そうなると弁護人は何が秘密なのか分からないまま弁護しなければならず、そのような弁護は弁護とは言えません。裁判で弁護不可能な状況となります。また、裁判で弁護士や本人が何が秘密なのかと検察に質問しても、それは特定秘密に指定されているから明らかにできないとされて、どのような特定秘密を犯したのかさえ分からないまま有罪とされてしまうおそれがあります。裁判は政治犯罪、国民の基本的な権利が問題となっている事件では、憲法82条2項によって、公開の原則があるにもかかわらず、裁判で警察官、裁判官、弁護士らは知り得た特定秘密を漏らせば、処罰の対象となるでしょう。その場合、特定秘密の漏えい自体、どうやって審議できるのでしょうか。

数え上げたら切りがないほど、この法律には問題があります。国会では第三者機関設置の提案もされていますが、そのようなことでは解決できないほど多くの問題を抱えていると判断せざるを得ません。

よって、特定秘密の保護に関する法律の廃止、撤廃を求めます。

5番、中村一子の討論を終わります。

○道下政博議長 次に、1番 八十嶋孝司議員。

〔1番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○1番 八十嶋孝司議員 私は、平成26年3月会議において、町長から提案されました議案第5号から議案第17号までの平成26年度津幡町当初予算について、また議案第18号から議案第29号までの平成25年度一般会計、特別会計、事業会計の各補正予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

平成26年度の一般会計当初予算は、前年度当初予算と比較しますと1.1パーセント減の総額120億3,300万を計上しています。津幡駅周辺整備事業やふれあい広場整備事業など、前年度当初予算の重点事業として計上してきた事業が大きく減額となったことで商工費が62.7パーセントもの大きな減額となる一方、あがた公園ほか2つの都市公園整備事業を初め、町道竹橋俱利伽羅線や八重桜再生など、大河ドラマ誘致の拠点となる俱利伽羅公園周辺の整備や町民の安心、安全に大きな役割を担う消防救急デジタル無線の整備や河合谷消防分団車の更新、さらに災害復旧事業費や土木、農林関係の計画決定事業および継続事業を中心に緊急度の高いものが計上されております。また、小中学校の特別支援員の増員や入所希望者が定員を大きく上回る見込みの津幡小学校区での放課後児童健全育成施設の追加設置に加え、乳幼児に対するB型肝炎ワクチン接種や骨髄移植ドナーへの助成金など、教育、福祉関係経費の充実、さらに一定の経済効果をもたらした住宅リフォーム助成金を廃止して、新たに婚活事業を含む定住促進助成金を計上するなど、メリハリをつけた予算編成は町民の皆さまにより一層の安全、安心をもたらすものであり、津幡町の行政基盤を固めるものであります。また、屋内温水プールの基本構想調査や農業公園の図化業務、大河ドラマ誘致関連経費や科学のまちづくり経費についても、今後、町の交流人口拡大や観光振

興につながるものとして、津幡町のさらなる活性化に必要な不可欠なものだと思います。

歳入については、景気回復などによる個人および法人町民税の回復を初め、すべての税目で増額を見込んでおり、町税全体で前年度当初予算比3.3パーセント増の37億6,000万円余りを見込んでおります。一方、地方交付税は国の地方財政計画で1.0パーセント減となることに加え、普通交付税に算入される町債残高が減少する要素を盛り込み、前年度予算比1.9パーセント減の36億1,000万円とするなど、決して過大に見積もることもなく、見込み得る歳入を適正に計上してあります。また、町債発行は消防救急デジタル無線整備事業のほか公園整備事業や道路整備事業、実質的な地方交付税である臨時財政特例債など、必要な財源を措置しながら総額で10億円以内の9億2,100万円とし、平成26年度の償還元金16億9,627万円を大きく下回ることによって町債残高を減らし、財政運営に対する健全性確保への姿勢がうかがえます。

特別会計、事業会計においても、町民の視点に立った事務事業で、それぞれの目的に対応しながら経費の抑制、効率化を図り、経営健全化に向けた努力が見られます。特に河北中央病院事業会計では病床数を80床から60床にしながら、病室等の快適性を高めるなど、緊急度、必要度に応じた予算となっています。

また、各補正予算についても年度末を迎えての各種事業実績に基づく増減が中心であり、必要な予算措置を行ったものと言えます。

今後、各予算の実際の執行に際しては、さらなる経費削減を図りながら、町長の目指す安心、安全なまちづくり、笑顔があふれるまちづくりを目指して、より一層の創意と工夫が満ちた事業となることを期待し、私の賛成討論といたします。

○道下政博議長 次に、9番 塩谷道子議員。

〔9番 塩谷道子議員 登壇〕

○9番 塩谷道子議員 私は、議案第5号 平成26年度津幡町一般会計予算のうち第2款1項14目自衛官募集事務費、第6款1項3目農業公園整備事業費には反対の意見を述べます。また、議案第31号 津幡町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に反対の意見を述べます。請願第1号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止・撤廃を求める請願には賛成の意見を述べます。

まず初めに、議案第5号 平成26年度津幡町一般会計予算について述べます。

先に述べられた議員方が言われましたように必要な予算はたくさんあるんですが、時間の制限の中で今先ほど言いました2つの反対するものについてのみ述べさせていただきます。

私は以前から金額をほんのわずかでも自衛官募集費に町から税金を出すことには反対してきました。2月25日に、NNNドキュメント'14という番組がありますが、その中で「自衛隊の闇」が放映されました。2007年に起きた海上自衛隊内におけるいじめ自殺の問題を取り上げたものです。先輩隊員による何日もにわたるエアガン、関節技、暴行などのいじめで追い詰められ自死に至ったというものです。今二審で争われており、ことしの4月23日に判決が出ます。その中で一番問題になっているのは、海上自衛隊艦船での生活についてのアンケートをとっておきながら破棄したとして公表せず、問題をやみの中に葬ろうとしたことです。そのことが明らかになったのは、防衛省内の主席法務官という自衛官にかかわる裁判で自衛隊側の弁護をする、その方の努力によるものです。この方はアンケートの写しを入手した後、防衛省の上官に訴え、話し合いをし、その内容も録音するなどして内部告発をするしか真実を明らかにする方法はないと考え、覚悟の

上、裁判にアンケートの写しを提出されたことによります。この裁判で救われたのは、内部告発という手段に訴えてでも真実を明らかにしようという人がいたということです。番組の中では、2012年には公務員の2倍を上回る人が自衛隊員の中で自殺していると言っていました。自殺された方は、自衛隊に入って国際貢献をしたいと希望に燃えていたということでしたので、この事件が起こったということは本当に悲しいことであります。

今、平和憲法のもとでは、仮想敵国をつくる軍事同盟ではなく、外交、話し合いの上で問題はあっても戦争にはしないというための努力をすることこそが必要なことで、東南アジアでの平和の枠組みをつくる方向こそ求められるべきです。今、安倍政権の解釈改憲への危険性がますます広がる中で、町が自衛隊の募集事務に税金を使うことには反対です。

もう一つの反対理由であります農業公園については、今年度の予算の主なものが航空写真を利用し、詳細な地形図を作成するというものですが、私は農業公園建設問題は税金の使い道の問題であり、農業公園をつくることは税金の無駄遣いだと考えていますので、農業公園計画を進めるための予算は認められません。

農業公園計画に反対する理由を述べます。

今、少子高齢化を迎え、町の人口は今後横ばいを続けるかもしれませんが、ふえることは望めません。高齢者にとっては年金の減額が押し寄せる上に、4月からは消費税のアップが重なります。国ではさきの臨時国会で可決されたプログラム法にのっとり、社会保障の見直しが進みます。国の社会保障政策が望めないとしたら、地方自治体が足りない分を補完すべきです。要支援1、2の方への給付も必要となるのではないのでしょうか。また、国民健康保険税を引き上げないための一般財源からの繰り入れも必要になるのではないかと思います。地方自治法第1条の2には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」と書かれています。また、社会保障だけでなく、今後、公共建設物に対する点検補修が必要となってくることも明らかです。シグナス、各学校の補修点検、町営住宅の建てかえも必要になってくるでしょう。さらに、デフレ不況の改善は大企業にしか及んでいません。安倍政権は労働者派遣法を改悪し、派遣労働を期限のないものにしてしまいました。そして、消費税率は8パーセントにとどまらず、さらに10パーセントに、財界からは17パーセントにという要望すら出されていますから、国民の所得はふえるどころかますます格差が大きくなるばかりで、トリクルダウンは起こってこないと思います。

津幡町の商店街、中小零細企業、農業などに対する腰を据えた支援策こそ求められています。津幡町を取り巻くこのような状況を考えたとき、不要不急の大型事業はすべきではありません。さらに、この事業は町民からの熱い願いが託されたものではないと思います。今までの一般質問など聞いておきますと、新幹線開業に合わせた観光施設をとという町長の思いが先行した事業で、津幡町の第四次総合計画にも盛り込まれてはいませんでした。

津幡町の農業公園にかかわる幾つかの問題点も述べたいと思いましたが、先ほど中村議員も言われましたので簡単に述べます。

1つ目は、来場者の算定です。

22万人と言っておりますが、その後背人口となっている津幡町が参考としました安城市のデンパーク、伊賀市のモクモク手づくりファームなど、后背人口となる都市の大きさが違い過ぎますし、来たくなるということが成功するかどうかのかぎになっています。私も町の人には農業公園について訪問したときによく聞いておりますが、一度は行くだろうけれども、何度も何度もは行

かないと思うという答えの人がほとんどでした。消費税が上がり、年金が減らされ、今後景気が悪化すれば、来場者が減少するというのは明らかだと思います。

2つ目は、工期と工事費用についてですが、先ほど中村議員が詳しく述べられましたので、あまりそれについて詳しくは述べませんが、いろんな建設費用、それから地方債、利子、20年間で11億2,000万円の返済など考えれば、これだけの税金を農業公園建設に使うのか、福祉、公共施設の点検補修、町の基幹産業の育成に使うのかが問われているというわけです。

3つ目は、用地の問題です。

もともとゴルフ場が建設される予定だった場所にあります。ゴルフ場をつくろうと思っていた業者は倒産し、その業者がほかの業者に転売し、それを町の土地開発公社が買い、1億円で買い、買ったといういわくつきの土地であります。その後、開発公社の赤字分を補てんするために8,000万円の町の一般会計からの持ち出しも決まりました。こういう場所につくるということ、そのことに問題があるのではないかと考えています。

4つ目は、もみじ山とオーナー制度ですが、競争相手になるのではないかとされる加賀フルーツランドのオーナー制、これはブドウとかリンゴの木に対するオーナー制ですので、魅力の点でもかなり差があると思われます。桃栗三年柿八年と言われていますが、果物だけでなく、もみじも見ごろになるのに10年、20年という方もいます。冬場の積雪を考えると管理も大変かと思えます。この面からも、新幹線を見込んだ観光は難しいと思われます。

4つ目は、事業主体についてです。

倶利伽羅塾を事業主体として計画されていますが、倶利伽羅塾が引き受けるに当たっての条件や要望など、きちんと受けとめられているのでしょうか。私が議会の中で幾つか訪問させていただいた農業公園、例えば伊賀の里モクモク手づくりファームでは、伊賀の養豚家の20軒の方が200万円ずつ出資してハム工房モクモクを設立したことに始まっています。また、みはらしファーム、長野県ですが、近隣のイチゴ農家を中心になり、羽広の温泉などが一体となって事業が拡大されてきたものです。また、滋賀県の高島市でも、マキノピックランドはクリ栽培のパイロット事業がもとになりまして、それが大きくなってきているものです。施設をつくってもらって自分たちがやり、そして事業を任せ、そして収益を上げるということが義務づけられるということはかなり負担感が大きいのではないのでしょうか。

農業公園建設には疑問が幾つもあり、来るか来ないか分からない観光客任せの農業公園建設に税金を回すのは、いかにももったいないと思います。人口が減少し、私たちの暮らしが悪化することが懸念されるときに、税金を何に使うべきかは明らかです。暮らしをよくするためにこそ税金は使うべきです。農業公園をつくって、だれが一番喜ぶのかということを町民の方からお聞きしました。農業公園が農業公園として売り上げを上げるかどうかはやってみないと分かりません。しかし、1期に行われる上下水道工事を含めた町道整備約3億5,265万円、野菜園、イチゴ園、ブドウ園、もみじ山などの公園施設整備費約5億7,000万円は確実に進めることができます。たとえ将来的に農業公園がうまく稼働しなくても工事関係者は潤うはずで、だれが一番喜ぶのかという町民の声に対して、私は工事関係者だと思いますと答えました。町民の税金は町民の暮らしを支えることに使うべきだと思います。

議案31号については、消費税の引き上げに伴いケーブルテレビ料金も引き上がるもので、4月からの消費税増税や年金の引き下げ、今後実施されるであろう社会保障の引き下げを考えると、

町民に負担を強いるものには賛成できません。

最後に請願第1号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止・撤廃を求める請願について意見を述べます。

全協では総務常任委員会で全会一致で不採択とお聞きしましたが、法案はすでに成立しているからという理由だとお聞きしました。

法案が成立しているからこそ、しかもその法案があまりにも悪法だからこそ、廃止、撤廃を求めているわけで、法案の中身も審議しないで不採択というには審議をするという責任を放棄するものだと思います。

特定秘密の保護に関する法律の中身がいかにも悪いかを4点にわたって述べます。

1つ目の問題は、情報が公開されないということです。

さきに自衛隊の問題でも述べましたが、国に都合の悪いことは隠したいというのが本音です。非核三原則があるにもかかわらず、核を持ち込んでも不問にするという密約が交わされていたことが明らかになりましたが、結局政府としては問題にしませんでした。密約が明らかになるのは、いつも相手国の情報公開によるものです。この法律では情報公開されるということはありません。一応60年という枠は設けましたが、この法律では理由があれば公開を先延ばししてもよいとされているからです。

2つ目の問題点は、秘密そのものが秘密にされているということです。

戦前の軍機保護法違反で北海道の大学生、宮澤弘幸さんが検挙され、懲役15年の刑を科せられました。同大学のアメリカ人教師レーン夫妻に根室や樺太の海軍飛行場などについて話したとして逮捕されたのですが、これはすでに公開されていたものです。それでも裁判は非公開、家族にも何の機密を漏らしたのかさえ知らされなかったのが、家族は世間の視線にさらされ、転居を繰り返したと言います。この悪名高き軍機保護法を模してつくられたのが、いわゆる秘密保護法です。外交、軍事、テロ、スパイなどについて国が秘密と断定すれば秘密となり、だれの目にも触れません。国会議員でも例外ではありません。違反の罪で逮捕されたとしても弁護士にも秘密は伝えられませんので、結局はすべてやみの中です。

そして3点目は、新憲法が述べている国民主権が国家主権に置きかえられてしまうということです。

戦後、旧憲法が行政権を一番上に置いていたことを反省し、新憲法では三権分立が盛り込まれました。しかし、秘密保護法によって、秘密を特定する行政権が一番上にまた置かれることになります。

そして4点目は、秘密保護法がジャーナリストを初め、原発反対や核兵器廃絶などの運動を進めている人々を取り締まることを目的としているということです。

秘密を漏らすことだけでなく、秘密を聞き出そうとすることも罪としています。今、安倍政権が進めている海外で戦争できる国づくりの一環として、この法案が出されていることは明白です。国家安全保障会議、秘密保護法、日本が攻められてもいないのに海外に自衛隊を出すという集団的自衛権を認めるなど、安倍政権が今の憲法を解釈や法律で変えようとしていることをしっかり見きわめることが大切だと思います。

憲法98条、99条を読ませていただきます。憲法第98条「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力

を有しない。」、第99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重する義務を負う。」、秘密保護法は明らかにこれに反していると思います。秘密保護法がもしてきたとすれば、日本は監視社会になり、戦前の暗さを思わせる社会になることを大変危惧しています。今こそ一人一人、今後の日本のあり方を考えるということが求められていると思います。

以上、私からの意見を終わります。

○道下政博議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「はい。7番、角井」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 7番 角井外喜雄議員。

〔7番 角井外喜雄議員 登壇〕

○7番 角井外喜雄議員 私は、議案第5号 平成26年度の一般会計予算に対し、賛成の立場で討論を行います。

特に農業公園について、集中的に述べたいと思います。

今ほど、この農業公園に対する危惧をするような発言がありました。この26年度の予算については経常的経費やらあるいはまた今後迎えるであろう高齢者社会に対するいろんな施策、そしてまた地域から要望されている事業など多くあります。

そこで、この農業公園につきまして、私も意見を少し述べたいと思います。町が将来に向かって夢や希望を持ってはいけないんでしょうか。決してそういうことはありません。今後、この津幡町の若い人らが夢や希望を持って、このまちづくりを進めてまいります。そしてまた、27年度に北陸新幹線が開通し、多くの旅行者がこの石川県へ来ると思います。さて、金沢へは行くでしょう。里山・里海、能登へは行くでしょう。加賀温泉も行くでしょう。いろんなことを考えたときに、さあ津幡町、何があるのかなど。確かに森林公園はあります。しかし、これは県の持ち物であります。今町長が、この将来に向かって農業公園を立派な事業として進めていきたいという決意を前回の一般質問の答弁でも述べております。私は、町の執行責任者である町長が将来に向かって夢や希望を発してはいけないんでしょうか。そしてまた、皆さんが言う、事業を始めない前から、やれもうからんであろうと、赤字なるであらうと、えらいおかしいことを言うなど。もう結果が分かるとるんですか、あなた方は。そういうことはないでしょう。我々議員は、その事業が、その進捗状況を見てチェックをかけるのが議員の役割だというふうに思っております。もしそういう状況になったときには、今私は賛成をしておりますが、その時々によって議員はそれぞれの判断をし、行政に対して物を言うべきだというふうに思います。やる前から、やれ心配事ばかりを論じているのはちょっとおかしいなと感じました。そしてまた今後、この農業公園の事業に関しては、恐らくこれから開かれる会議の中で上程はされます。恐らくそのたびたびに、今回反対を討論された方々、同じようなことを言われるんじゃないかなという心配が危惧されます。いいかげんにしてくれと。その結果が出たときに正々堂々と反対の討論を行ってほしいなど。私は、町長が掲げている、将来に対する夢と希望に対して大いに賛成をいたします。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○道下政博議長 ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○道下政博議長 議案第5号 平成26年度津幡町一般会計予算を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者3人〕

○道下政博議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成26年度津幡町国民健康保険特別会計予算から議案第30号 津幡町生活安全条例の一部を改正する条例についてまでを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号から議案第30号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 津幡町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○道下政博議長 起立多数であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 津幡町総合計画策定条例についてを採決いたします。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 津幡町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○道下政博議長 起立全員であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 津幡町消防長及び消防署長の資格を定める条例についてから議案第47号 石川縣市町議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてまでを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 異議なしと認めます。

よって、議案第34号から議案第47号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止・撤廃を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者4人 不起立者13人〕

○道下政博議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたしまして、午後3時05分から会議を再開いたしたいと思っております。

〔休憩〕 午後2時49分

〔再開〕 午後3時05分

○道下政博議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

<議会議案上程>

○道下政博議長 日程第2 議会議案第1号を議題といたします。

河上孝夫議員ほか4名提出の議会議案第1号 津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を求めます。

17番 河上孝夫議員。

〔17番 河上孝夫議員 登壇〕

○17番 河上孝夫議員 議会議案第1号 津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第112条ならびに津幡町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出するものであります。

提出者は私、河上孝夫、賛成者、谷口正一議員、山崎太市議員、洲崎正昭議員、谷下紀義議員でございます。

本案は、地方自治法第91条第1項の規定に基づき、津幡町議会議員の定数を新たに18人から16

人に改めるものであります。

津幡町議会では、これまでも県内議会ではいち早く一般質問での一問一答方式の導入、執行部への反問権の付与、また全国で初めてとなる法定の通年議会の実施など、議会改革に取り組んでまいりました。こうした中、議員定数につきましては、平成23年8月に地方自治法が改正され、それまで上限を人口区分に応じて定めてあったものが、議会制度の自由度を高めるため、定数の決定は各自治体の自主的な判断にゆだねることを目的に、法定の上限が撤廃されております。そのため、今は議員定数についての理論的根拠、あるべき基準が示されていない状況にあります。

ただ、議会活性化の先進地の一つと言える三重県伊賀市議会では、議会基本条例の中で「議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする」という議員定数の考え方が定められています。一自治体の例ではありますが、議員定数の基本的な考え方ではないかと私は思います。

当町議会でも議員定数などの審議に当たっては、人口、面積、財政規模などの類似する市町村および県内市町との比較検討をしております。この比較検討をした際の資料では、津幡町と同じ類似団体類型区分、これはV-2に属する町村のうち当町に最も近い人口、面積、財政規模の3要件が類似する10町村議会の議員定数の平均は16.7人であり、同様に人口が最も類似する10町村議会の平均は16.5人、この対象を20町村議会に拡大したときの平均は16.6人です。面積が最も類似する10町村議会の平均は15.5人、20町村議会の平均は16.2人、財政規模が最も類似する10町村議会の平均は17.9人、20町村議会の平均は17.5人という調査結果が出ております。この類似団体の比較検討した際の各議員定数の平均値を参考とし、今回、議員定数を18人から16人に2人削減することの根拠としたものであります。

議会は、議員数が多ければより多く民意を反映でき、より質の高い議会になるものでもありません。逆に議員数が少ないからといって民意を反映できず、質の低い議会になるというものでもないと思っております。我々議員の質と自覚にかかってくる問題であり、今後とも二元代表制の一翼を担う意思決定機関として、町民の皆さまの負託にこたえるべく、議員一人一人が研さんに努めるとともに、議会改革をより一層進めてまいりたいと思っております。

以上、提案理由の説明を終わりますが、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の提案理由の説明とさせていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

<質 疑>

○道下政博議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○道下政博議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

1番 八十嶋孝司議員。

〔1番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○1番 八十嶋孝司議員 私は、今回の議員定数削減に対し、反対の立場から討論いたします。

この議案は、議員定数を現行の18人から16人に削減するための条例改正を行うというものであります。議員定数削減をめぐっては、議会改革委員会での協議では賛否両論、議員協議会でも個々の意見聴取でも賛否両論、具体策のないままに最終的に議会運営委員会から出された議案が今回の削減案であります。

議員定数は……、

〔「議会運営委員会から出していないぞ」と呼ぶ者あり〕

議員定数は民主主義の基本であり、その扱いは慎重に行わなければなりません。私が一貫として反対してきた理由は、定数を削減し、報酬を引き上げれば若い人が立候補し、議会活性化につながるなど、定数削減の議論の中で、その多くに報酬を絡めた論議がなされてきたことにあります。そもそも定数と報酬は全く次元の違うもので……、

〔「提案理由にないぞ」と呼ぶ者あり〕

一緒に議論すべきではない。さらに、議会は報酬を諮問する権利も報酬を決定する役割もありません。また、報酬が低いことが若い層の立候補を拒む要因との意見が賛成者に多くありました。社会状況の変化の中、報酬だけが要因ではありません。逆に定数削減により当選ラインのハードルが高くなり、ますます若い人たちが立候補しにくくなることにもなります。そして、厳しい経済情勢の中で役場職員の給与も削減されております。町民感情からいって、この報酬の引き上げには相当の厳しい目が向けられるでしょう。

さらに、今回の議論の過程に近隣のかほく市の18人から15人の削減実施や内灘町もその傾向にあるなど、他市町に追随する根拠のない議論もありました。他市町では市町村合併の弊害や財政危機から定数を削減した例も多くあります。また、いろんな考え方もありました。しかし、津幡町はその面積、人口からいっても、現行の議員定数18人は妥当な数字とされています。さらに、財政も健全化であり、私は現行数として堂々と判断すべきと思っております。

行革を推し進めるために議会も身を削らなくてはならない、他市町の人口と議員定数を単純に比較し、削減すべき議論は、議会の役割を後退させることともとれます。議会は行政側と対峙するためには、ある程度の人数と多様な意見が必要です。行政側を問い、さらにより方向に導くのは議会議員しかいないのです。また、町民の多くが議員定数削減を望んでいるとの賛成者からの意見もあります。確かにそのような意見もあるかもしれませんが、しかし、なぜ町民がこのような思いを持つのでしょうか。私は、議会が何をしているのか、議会の活動が住民に伝わらない、この疑問が長年蓄積されたその結果として、町民側に不信感が募ったと私は感じております。このような中で、議会側も何もしてこなかったわけではありません。私が新人議員として経験したこの3年間、通年議会の開催、委員会の傍聴許可、区長会との意見交換会など、開かれた議会として大変努力したことは理解いたします。これもこれも18人の議員から成る多様な意見の結果として生まれたことを忘れてはいけません。

最後に、私は議員として立候補した経緯は、誇れる津幡のまちづくりに参画したい、その一念で議員になりました。当然報酬も考えた上でのことであります。議員報酬は一般のサラリーマンが給与として受け取る生活給とは異なり、仕事に対して金銭が支払われていることを忘れてはなりません。むしろ町民に対しては、報酬議論には謙虚になるべきです。

さらに、この削減論は時間をかけて外部委員に委嘱し、議員定数、議員歳費について十分議論し、検討することも一案であります。今なすべきことは議員定数削減ではありません。18人の議

員がお互いに切磋琢磨し、まさに今始まった議会改革を継続的に推し進め、町民に対して丁寧に議会の役割を説明し、正しい理解を求めていくことこそ急務であり、町民から議会への信頼を獲得することなのです。

以上、議員の皆さまの賢明な判断を求めます。

終わります。

○道下政博議長 次に、2番 西村 稔議員。

〔2番 西村 稔議員 登壇〕

○2番 西村 稔議員 2番、西村 稔でございます。

議会議案第1号、議員定数削減の反対討論を行います。

傍聴席の皆さまにも関心を持っていただきたいと思えます。

定数削減の議会提案者、河上孝夫議員は8期連続勤めた大ベテランであります。また、議長経験者、谷口正一議員、山崎太市議員、洲崎正昭議員、谷下紀義議員も長年6期から10期までやられた方の紹介議員ということでもあります。今何か提案理由の説明がありましたように、石川県の平均をとるから津幡町もそうだというような意味で、削減のための目的が私には理解できません。今まで議員定数が少なくてもよかったと言わんばかりの提案であります。

そもそも議会で言われていたことは、第1に議員報酬が少ないため、職業議員になるための若い人が出たくても生活していけないと。定数を削減し、その分残った議員で割り振れば、町民の理解が、上げることに理解されるということです。

また、第2に近隣の市町で減らしている、また減らす傾向にあるということでもあります。

以上のように、目的があいまいであり、また削減した場合にどういう問題が起こり得るか全く意見が出ず、ただ削減ありきで十分な論議が出尽くしてるからの採択だということです。議員報酬をアップしようということは到底、町民の理解が得られるとは思えず、さらに……、

〔「提案理由にないよ」と呼ぶ者あり〕

〔「報酬のことは提案理由で何もしとらんぞ」と呼ぶ者あり〕

〔議席から笑い声あり〕

しとらんげんけど中身を今、皆さんに聞いてもらっとれん、あんたの言っとったこと。

〔議席から笑い声あり〕

今、議題にはないけどね。

実情が違うために、86もの集落があり、実情が違うのに我が町が左右されることがあってはならないと思います。町の財政は健全であると矢田町長も答弁しておられます。単に議員の定数を削減してしまえばいいという非常に乱暴な提案であります。私はこのような非常識な提案を出すことが議会改革とは思えません。

議会改革とは議員定数を削減し、報酬を上げるのではなく、議員の質を向上させ、意識改革を促すことに力点を置くべきと考えます。パブリックコメントの機会もあることはありますが、大多数の町民は直接物を言わず、事の成り行きを見守っているのが現状であります。多様化する町民のニーズをいかに吸い上げるかが問題になっている時代に、議員の定数を削減しなければならない理由が全く分かりません。過疎化していく集落を切り捨てる、少数意見を無視する議会になることは間違いないと思います。この時期に削減することがよいことなのでしょうか。現状の定数でまだまだ町民の声を聞くことが重要かと思えます。

以上をもちまして、反対討論を終わります。

○道下政博議長 次に、3番 黒田英世議員。

〔3番 黒田英世議員 登壇〕

○3番 黒田英世議員 3番、黒田です。

議会議案第1号、議員定数削減に関する条例の変更に賛成の立場で討論させていただきます。

津幡町議会の議員定数は、平成14年9月の定例会において20名から現在の18名に変更する議案が採択され、翌年の平成15年4月から実施に移されました。その後約10年間にわたり何回か議論はされたものの、さまざまな理由から現在まで18名のままで推移してきております。この間、隣接するかほく市を初め、県内では幾つかの自治体で議員定数の削減が図られました。

そこで、県内を初め、全国の自治体において議員定数削減されたのはなぜかということですが、一つには民意があると思っています。当町にもそのような声があるのではないのでしょうか。一口に民意といっても千差万別で、中には本来の議員としての仕事や役割を十分理解せずに意見をおっしゃって言われる方もいらっしゃるでしょう。十分理解した上で意見を言われる方もおります。また、私たち議会も町民の皆さんに議会の役割を理解していただくために、議会改革を実施、推進してまいりました。各委員会の傍聴や議員と同じ資料の提供など、そしてまた区長会を対象にした議会報告会などなどを実行に移してまいりました。私は、唯々諾々と民意に迎合するだけが本来の民主主義だとは思っておりません。しかし、真摯に耳を傾けなければならないのは確かであります。

そこで、津幡町の議員定数は一体何人が妥当なのか。これは人によって、時期によって意見が異なるのだと考えます。しかしながら、客観的に見てこの10年間、IT技術の発達に伴い情報伝達環境は大きく変化をしてきておりますし、議員個人にとっても議員活動に必要な情報の収集には以前に比較し、その環境は大きく変化しています。また、議員活動の一環としての情報発信環境も変化しています。これまでのように、個人議会報告会のようにひざとひざとを突き合わせ人間関係を形成していくのも大切でしょうが、先日の私の一般質問でもお話ししましたように、行政のみならず、個人的にもLINEやTwitter、Facebookなどといったコミュニケーションアプリに加え、動画サイトであるYouTubeといったソーシャル・ネットワーキング・サービスを利用し、さまざまな世代に向けた情報発信環境は10年前とは比較できないほど多くの情報を発信することが可能であり、議員個人の情報収集や発信に関する時間は確実に減少しています。もっともその時間を別の議員活動に充てると言われるかもしれませんが、このことは極めて個人的に差が大きいものと考えます。

以上のような観点から、私は議員定数削減に賛成することを表明し、討論といたします。

○道下政博議長 次に、6番 森山時夫議員。

〔6番 森山時夫議員 登壇〕

○6番 森山時夫議員 私は、議会議案第1号について、反対の意見を述べさせていただきます。

これは、私はこれまでにみずからの議員活動を振り返って意見を述べます。

初めに、私が議員を志すきっかけは、50歳を過ぎたときに第二の人生をどうすべきかということで、定年になってからのんびり暮らすか、それとも元気なうちに一肌脱いでまた違った道を選ぶかということを考えたときに、17歳から私は社会に出て、津幡町に籍を置きながら金沢人間であるということで、町内や地域のことは何も知らずに時が過ぎたことを気づき、今のうちに、元

気なうちに地元に残すことができる仕事がないかと考えたときに、議員選に出馬することを決意をいたしました。

議員の1年生の2年間は、町政や地域にどうしてとけ込むかということで無我夢中で進んでいたことを思い出します。少しなれてきたときに、ある人から「議員は身障者や高齢者、弱者の目線で物事を考え、自分目線の考えや行動は町や地域の足しにはならんぞ」という強いおしかりをいただき、それからは、みずからの考えや行動の甘さをずっしりとそのとき感じました。以後、物事などは必ず出向き、じかに聞き、気楽に対話のできる環境づくりに努めてまいりました。また、私はフラットパトロール、これは自分で決めたんですけども、要するに軽トラで、普段着で、目的は別に定めず、町内を回って自然の暮らしと出会い、また声かけやそういうことも重要な議員活動と思っております。特に高齢者が占める山間地は、集落の特性や人、田、畑など、理解なしでは打ち解けた会話は難しく、地区議員は大きな役割を担っていることと思います。

議会運営では、総務常任委員会、また文教福祉委員会、産業建設委員会など、3部会に分かれて多くの付託された案件を各6人体制で審議をしておりますけども、議員数が減ることによって、現3常任委員会を継続すれば5人体制になり、審議に何かの理由で欠員が出て4人、3人になれば審議の正当性が薄れて、また2常任委員会に集約すればボリュームが膨らみ、類似性のない案件も同時に審議、採決することになり、スムーズな議会運営になるかも疑問であります。

それで、私のまとめとしては、議員削減は時代の流れで県内の市町でも改革が進んでいることは十分承知であります。しかし、86集落で成り立っている津幡町は、七尾線を境に人口分布ははっきり二分化して、町内の約3万7,500人の、七尾線を境にして人口の3万人、約8割が西側17集落に住み、東側に残り7,500人ほどと集落の約8割、69集落に分散されております。そこで、一集落世帯数を見ますと、50軒以下が60集落、100人以下の集落が46集落など、数多くの集落には若者もいなく、老夫婦、ひとり暮らし、生活弱者など、こうした方々の相談や行政のパイプ役として地域を知る地元議員の大きな役割であり、我が町の特性を詮索すれば、議員削減は得策ではないと考えております。

以上で、私の反対討論を終わらせていただきます。

○道下政博議長 次に、9番 塩谷道子議員。

〔「議長、ちょっとお伺いいたしますが、途中でいろいろ返答みたいないろんなことを言うのはありなんですか。かなりいろいろと言われておりましたが、それぞれの意見を言う場なので、きちっと聞けるようにということをお願いしたいと思います」と呼ぶ者あり〕

〔「下手なことを言ったら言うぞ」と呼ぶ者あり〕

〔「言いたい場合はちゃんと立って言われたらいいと思いますので、やっぱり一人一人のは聞くべきだと思います」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 議場ですので、お静かにお願いします。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 はい。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

〔9番 塩谷道子議員 登壇〕

○9番 塩谷道子議員 私は、議会議案第1号に反対の立場から意見を申し上げます。

反対の理由は2点ありますので、2点にわたって述べたいと思います。

1点目は、議員定数削減の提案、これに大義がないということです。

もともとこの議論が始められたのは、近隣の自治体が議員削減を実施していることとか、日本の各地の自治体で議会改革の一つとして議員削減問題を提案したことにあります。もう一つは、町民から議会は何をしているのか、議員は何をしているのか見えない、何をしているのか分からないのなら18人も必要なのかという意見が出されてきているところにあると思います。ところが、議論が始まってみますと、定数を減らせばいいという議員の多くの意見が、議員を減らして、減らした分で議員の報酬を上げれば若い人たちも立候補できるのではないかという議論でした。もちろん先ほどの提案理由には、それは入っていませんが、私たちは今までに何度も議論してきましたし、その中で出された意見というのはやはり大事なものだと思っています。白山市でも議員数を減らして議員報酬を引き上げたということでしたが、しかしそれには多くの市民から反発の声が上がっています。もちろん、定数減と報酬を引き上げるという問題は別だからという意見も出ました。それは別にして考えようという意見になりましたが、いつの間にかやはり報酬を上げて若い人をという意見になっていました。もともと議会改革で定数減が提案されてきたのは、議会の費用を削減しようではないかという議論だったと思います。その最たるものが、矢祭町の議員の日当制なるものでした。残念ながら津幡町での議論には、議会の費用削減という意見は出ていません。町民からの議会が見えないとの意見については、議会改革検討委員会などを立ち上げ、委員会審議の傍聴ができるようにとの取り組みも始めましたし、議会報告会の開催など、少しずつではありますが取り組みが進んでいます。まだまだ不十分なことは感じていますが、一歩ずつ進めていきたいという思いでみんながこの改革に取り組み始めたところです。この改革がもっとも進むことで議会の姿も理解していただけるのではないかと思っています。定数減が報酬値上げとセットになって議論されてきていること、議会改革の途中であることなども考えれば、議員削減の提案には大義がないと思っています。

2点目は、そもそも議員の仕事は何かということです。

私は2つの面があると思っています。一つは、行政の行き方をしっかり監視するというのではないかと思います。町長のしたい事業であっても税金の無駄遣いになるのではないかなど、本当にしっかり検討しなくてはならないと思いますし、そのための意見も必要かと思っています。また、役場の仕事の仕方にも監視の目が必要だと思います。そしてもう一つは、町民の意見や要望をいかに当局に伝え、実現の道を探るかということだと思います。いろんな意見を吸い上げるためには、議員はある程度の人数が必要です。津幡町の議会も22人から20人、そして18人と減ってきているわけですから、これで多いとは思えません。私に入ってくる情報や意見、要望と他の議員の方に入ってくるものとはおのずと違います。今回の議員定数減の問題にしても、私に対して言ってくれる意見は定数を減らすなというものでした。定数を減らして報酬を上げよなどの意見は全く聞こえていません。また、ある議員の方は、町民から聞いていることは定数を減らして報酬を上げればよい、議員の報酬は少ない、若い人が出るためには報酬を上げるべきだというものでした。これだけ各議員に聞こえてくる声は違ってくるわけですから、それぞれの議員が町民からの意見を聞き、それを反映させるということは大事だと思いますし、人数も必要だと思います。どれだけITの技術が広がったとしても、議員は町民の声をじかに聞くという仕事はとても必要なことです。使えない人も必ずいますし、そういう方こそ本当は聞いていただきたいこと

を持っているのに、聞いてもらえない、伝えられないという方がいらっしやることを私はやっぱりそういう中で感じてきています。そういう町民の声をきちっと聞く、それを町に届けるという仕事をするためにも18名の議員が必要だと思っています。

以上、2つの点から議員定数削減には反対いたします。

○道下政博議長 次に、7番 角井外喜雄議員。

〔7番 角井外喜雄議員 登壇〕

○7番 角井外喜雄議員 私は、議会議案第1号 議員定数削減の条例改正に賛成の立場で討論を行います。

討論に入る前に、先ほどから討論の中でしばしば議員数を減らして、議員報酬を上げるという話が出ております。確かに議会全員協議会の中ではそのような話は出ましたが、議員報酬は別の問題だというふうに恐らくその場で統一した認識が出たというふうに思っております。

さて、地方議員にとって最大の権限と責任は、議決権の執行にあります。したがって、議員は町民の声や調査から適正な判断をしなければなりません。では、何名の議員構成で行うのが適正なのか。客観的な根拠はありません。現状の18名を維持しなければ、町民の負託にこたえられないとする根拠もありません。今、町民の価値観やニーズは多様化しており、議員間でもいろいろな考え方を持っております。情報公開制度ならびにインターネットにより瞬時に議員が審議する最低限必要な情報は収集できるようになっています。すでに議員定数削減を行った自治体から、議員数が減ったから住民生活に支障が来した、まちづくりが後退した、あるいはチェック機能が低下したことにより無駄遣いが膨らんで財政状況が悪化したというようなことは、私は耳にしたことがありません。こうした状況を踏まえ、議員定数を削減しても十分に町民の負託にこたえることは可能であると考えます。

今回の議員定数の議案に賛同した最大の理由は、今、町職員数であります。少子高齢化の進展により社会福祉施策の対応や社会基盤整備など、行政の業務は増大しております。行政改革で職員の適正な定員管理で、町は必要最小限の職員で業務を遂行しております。町民にとって最後の相談窓口は国・県でもありません。ましてや我々議員でもありません。町役場であります。多くの要望に対し、少ない職員で対応しなければならないことは、議員各位十分承知してることと思います。そうした中、我々議員が今のままでよしとしていいのでしょうか。少なくとも我々議員は町民の悩みや町職員の苦悩を思えば、まず我々議員が痛みを受け、さらに切磋琢磨することが住民の負託にこたえる姿勢ではないかと確信しております。

削減なくして町職員に意欲的に取り組めと言えますか。議会選挙は、選挙で選ばれる議員のためにあるものではありません。議員を選出する町民のためにあります。町民が議員削減をどう思うかと考えた場合、大多数の町民は削減を選択すると思います。定数削減は我々議員が自分の保身で判断するのではなく、町民の立場に立って判断すべきだというふうに思います。仮にこの会議でこの案件が成立しなくても、私は次の議会、次の議会、いずれはこの問題は避けて通れない案件だというふうに思います。

以上で、私の定数削減の賛成討論といたします。

○道下政博議長 次に、10番 多賀吉一議員。

〔10番 多賀吉一議員 登壇〕

○10番 多賀吉一議員 私は、議会議案第1号に反対の立場で討論いたします。

我が津幡町の議員定数は、先ほど黒田さんですか言われたように、平成15年4月の選挙から20名から18名に削減し、執行され、現在に至っています。当時、平成14年12月31日、町の人口は3万5,987人、現在2月末の人口は3万7,808人となって、当時に比べ1,821人ふえています。また、去年から町の政策によりまして定住促進政策を積極的に取り入れ、人口増に向けて取り組んでいるところです。なのに、なぜ今、議員定数の削減なのでしょう。何のための削減なのでしょう。近年、類似市町や近隣市町が競い合うがごとく定数削減を行っています。よその町が減らしたから我が町もという発想は、何ら削減の理由にはなりません。現時点でも類似市町や近隣市町と比較して突出して定数が多いことは決してありません。先ほど提案理由の中で河上議員も述べられましたが、16. 幾つ、17. 幾つ、それ平均でありますから、多少高いのかもしれませんが、それは果たして突出していると言えるのでしょうか。いたずらに周りを見渡して削減していけば、デフレスパイラルならぬ、議員定数削減スパイラルに陥るやもしれません。

私は、議員の役割というのは住民の意見を吸い上げ、くみ取り、議会というまないたに乗せて議論するものと考えています。定数を削減することにより少数意見や人口の少ない地域の意見が議会に届きにくくなることは明白であります。また、定数が減ると当選ラインが上がります。意欲のある新興住宅団地や若い世代の候補者にとっては、かなり高いハードルとなってしまいます。多種多様な議員が集まって議論してこそ、議会の活性化につながるものではないでしょうか。

そして、もともこの議員定数については、議会改革検討特別委員会で検討したものであります。前にも話も出ましたけれども、委員会では議員報酬と定数問題をセットで検討いたしました。しかし、委員会では意見を集約することができず、議員協議会に意見の集約をゆだねることとなりました。その後のことは全議員ご存じのことと思いますが、議員協議会の中では、賛成議員の中の意見として、定数を減らし報酬を上げるべきとか、定数を減らし報酬を上げる環境づくりをという意見が何人かの議員から出されました。この発想は、議員報酬という一つのパイを18で分けて足りないから16で分けるかということ。もちろん、そういう意見に集約されることなく、定数と報酬は切り離して考えようということで意見の集約を試みましたが、しかし、どこまで議論しても平行線だということになり、わずか1時間程度で打ち切られてしまいました。

そして、その直後の定数削減の改正条例案です。もし定数削減の根底に報酬増があるとすれば、痛みを伴うのは果たして議員なのでしょう。定数削減を報酬引き上げのパフォーマンスにしてはいけません。私は目的のはっきりしない、大義のない、この条例改正案に反対の意を表します。

以上、10番、多賀の反対討論を終わります。

○道下政博議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 8番 酒井義光議員。

〔8番 酒井義光議員 登壇〕

○8番 酒井義光議員 議会議案第1号 津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、私は定数を削減しても十分町民の負託にこたえられると考えます。削減する人数が何人であろうと、それぞれ削減した自治体で何らかの方法を見つけ、努力することで乗り切っているからだと思えます。

当町では議会改革検討特別委員会を設置して、議員定数の削減を検討してきたところですが、

削減に反対される議員は、類似団体と比較すると16人から18人となっているから18人が適正、近隣の市町の人口比率から見ると18人が妥当と述べています。しかし、人口比率でとらえることは一応の参考となるものの、それぞれの自治体で考えるものと思います。内灘町では10日開催の議会全員協議会で、議員定数を16から3減の13とする検討結果が報告され、3月定例会最終日に議会議案として条例改正案が提出される見通しと新聞に掲載されていました。結果については、私には分かりませんが、どこの議会でも何か改善しようと取り組みをしています。

地域の少数意見をなるべく正確に反映するや多くの町民の声が行政に届きにくくなる等の意見もありますが、それは我々議員の努力の問題であり、定数を削減すれば声が聞けないというのはないと思います。それぞれの議員の日ごろの活動によるものであり、議員の人数イコール町民の声ではないと考えます。行政の監視力が低下するような意見もありますが、これは議員の資質の問題であり、議員数が減ったから悪くなるものではないと考えます。また、議員が減ることにより選挙の当選ラインが上がり、若者が出にくいとの意見ですが、当選ラインは幾分か上昇するのは確かですが、だから若者が出にくいということに結びつけることはないと思います。どうしたら若い人が町政に参加できるか問題もありますが、議員が2人減となっても、議員全員で努力し、解決していくべきと考えます。また、当然可能であると思います。

よって、現状に甘んずることなく、常に高い志を掲げ、改革精神を全うすべきと考え、議員定数を18名から16名へ削減する条例改正を議員として誇りを持って賛成するものでございます。

賛成の立場での討論とさせていただきます。

○道下政博議長 ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 5番 中村一子議員。

〔5番 中村一子議員 登壇〕

○5番 中村一子議員 5番、中村一子です。

私は議会議案第1号、議員定数を18人から16人に改正する条例について、反対の立場で意見を言います。

いろんなさまざまな意見を聞いて、私はもっともだなと賛成、反対、両方納得できるところもあり、納得できないところもありました。しかし、一番自分の中に今根本的にあるのは、何人議員がいたら、その議論が適正人数として成り立つのだろうかということを考えておりました。議員が議論するのに何人必要か。最低人数は3人。2対1の構図ですね。採決の場合、必要だからです。じゃ、議会は3人でいいのか。そんなことはありません。たった2人の賛成や、あるいは反対で決められたら本当に困ります。議会改革のこういう専門家の意見の中で、議論をするには最低6人、それから8人ぐらいの人数の中で議論をするということが妥当ではないかという意見が多く見られました。

そこで、津幡町議会を見ていきますと今、津幡町は常任委員会3つございます。そして、津幡町議会は常任委員会に付託し、そこで議論する委員会主義、委員会を重点的に重視した議論を続けております。もし16人になった場合、この3常任委員会、つまり総務常任委員会、文教福祉常任委員会、産業建設常任委員会、この3つを維持するときには、委員会は5人構成となります。必ず委員会には委員長がおりますし、委員長は委員会の中では議長的な役割を果たします。そこで、採決になった場合、4人が反対、賛成の意見等、手を挙げたりします。そのとき2対2にな

ったときに、委員長判断としてその委員長の判断が委員会の採決の結果となります。委員会では、町民からの請願も審議されております。5人のうち3人が賛成すれば、あるいは反対すれば、そこで委員会の採決の結果が決まります。3人で本当にいいのでしょうか。もちろん本会議はあります。本会議で最終的な採決に至るわけですが、委員会の判断というのは重いものです。

そこで今、16人ということについて議論されてるわけですが、もし16人にするのであれば、私はこれを2つの常任委員会に分けざるを得ない、分けなければならないと思います。たった3人の賛成あるいは反対で決められては、やはり私は問題があると思うからです。ところが、この16人という提案の中に、他市町と比較して16人という意見は出ましたが、この16人の構成でどのように今後議会を運営していくのかという具体的な内容については審議されていないように思われます。本当に重要なのは、16人にしたらどのような委員会でどのような形で議会を運営していくのかという中身がなくては意味がないというか非常に軽い議論になるのではないかと思うからです。そういったことも含めて、私は議員定数を決めるに当たっては、その人数で議会運営をどうすべきかが最大の課題だと考えます。

それともう一つ、議会改革イコール議員定数削減というような風潮といいますか、社会的な傾向があります。私はこれを非常に不安な、何ていうんでしょうかね、懸念をしております。なぜなら本当に町民にとってそれはいいことなのかなって、一人一人町民の方に考えていただきたいんです。議員の定数を減らす、議員の数を、例えば内灘だったら16人から今13人という意見がありますということをおっしゃられましたけど、そうなった場合、13人のうち議長が12人、12人のうちの賛成、反対で、たった5人か6人の賛成、反対で議会が決まってくるということも考えてほしいと思います。

〔「内灘町の議員が傍聴に来ていますよ」と呼ぶ者あり〕

だから、ですので私としては、この議員定数の削減については、議会運営、今後の議会運営をきっちりと審議した上で改めて次回の新しい議員の中で審議していただき、そして町民の意見も聞き、定数を改めて決めていくということをおもっております。

以上により、この定数改定については反対の討論といたします。

○道下政博議長 ほかにありませんか。

〔「11番、向」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 11番 向 正則議員。

〔11番 向 正則議員 登壇〕

○11番 向 正則議員 11番、向でございます。久しぶりにこういうところに立つとちょっと上がっておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

私は、議会議案第1号に対して賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど来、河上議員がおっしゃったとおり市町村の議員定数は各市町村の条例で定めることとなっております。従前は、地方自治法91条により、人口に応じた上限定数が規定されておりましたが、2011年の地方自治法改正により、上限が撤廃されております。

先ほど来、議会改革、議員定数イコールじゃないよとおっしゃってますけど、私の考えでは、議員定数、議会改革は議会の永遠の問題だと思っております。津幡町議会では、3年前より議会改革検討特別委員会を設置し、以前からの諸課題に取り組んでまいりました。通年議会に取り組んだのも皆さん周知の事実だと思っております。定数問題にしても昨年より審議され、結論を議会運営

委員会に託したという経緯があります。その後、議員協議会での意見交換も皆さんのご存じのとおりです。また、昨年11月1日に試行開催しました区長さん方との議会報告会では、定数問題の質問があり、前議長の南田議員が3月会議で何らかの結論をと答弁いたしております。それ以来、議論が白熱し、今回の議案提出に至ったと私は思っております。

さて、先ほど角井議員がおっしゃいましたが、私も同感だと思っております。地方議員にとっては最大の権限と責務は、やはり議決権の行使だと思っております。議員の使命と責務は多岐にわたりますが、住民要望をみずからの調査、研究から到達した結論を町政に反映させること、行政の監視、チェックをすることなどにあります。では、何名の議員構成で行うのが妥当なのかという客観的な根拠は全くないのが現実です。また、先ほども角井議員が言いましたが、現状の18名の議員を維持しなければ住民の負託にこたえられないという根拠も当然ないわけでございます。

しかし、定数削減を手放しで肯定することはできないと思っております。削減は新たに立候補を考えている人の機会を奪うことにつながる可能性があります。地方分権化の進展により、自治体の主体性と責任がより以上求められる中、住民と密接にかかわる議会の弱体化は避けなくてはならない課題ですが、私自身の思いは、議員個々の日々の努力で解消されると思っております。

私が議案に賛成する理由は、断じて近隣自治体の動向や流れ、削減による財政メリットだけではありません。さきに言ったとおり、定数が削減されても十分なチェック機能や審議が可能であるといった判断からだけでもありません。議会人としての心構え、姿勢が最も大切であるからと考えるからであります。厳しい財政状況の中、厳しい時代であるからこそ、議員みずから厳しい立場に身を置かなければ、住民からの理解は得られないと考えております。そして、それを住民が求めているのであれば、なおさら実践していかなければならないのが住民から選ばれる議員の第一条件ではないでしょうか。

我々議員は、住民の痛みや現場の職員の苦悩を思い、まず我々議員が先んじて痛みを受け、さらに切磋琢磨することが住民の負託にこたえる議員としての姿勢であると確信しております。2名の定数削減は、議員からしてみれば狭き門となります。しかし、あえてみずから厳しい選択をすることが住民や職員との信頼をより深めるきっかけとなると確信しております。それこそが議員定数削減の最大の効果であると思っております。

最後に、先ほども言いましたが、近隣自治体の動向や流れを見てではなく、津幡町議会みずからの意思で実行すべきであると思っております。

以上、議会議案第1号 津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の賛成討論といたします。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

終わります。

○道下政博議長 ほかにありませんか。

〔「議長、16番、洲崎」と呼ぶ者あり〕

○道下政博議長 16番 洲崎正昭議員。

〔16番 洲崎正昭議員 登壇〕

○16番 洲崎正昭議員 私は、この議会議案につきまして賛成、もちろん賛成者の中に名前を連ねておりますので、賛成者の一人として、黙ってそのままというわけにいかないだろうということで、この場で急遽立ったわけでありましてけれども、先ほど来、皆さんの討論を聞いていますと、確かに議員協議会で議論した折には、削減と報酬というものについては多くの議論が出ました。

ただ、何人かの方は、この報酬というものに絡ましているから反対だというお話がありましたけれども、今回の議案につきましては、先ほど河上議員が提案理由を申し述べました。あの提案理由の説明以上でもなければ以下でもない。全くその中には、報酬等については含まれておりません。報酬等については、これ全く別の機関であります津幡町の報酬等審議会、ここの議論にゆだねるべきだというのが議員協議会の中の最終結論であったと。ただ、それと全く別に議員定数というのは議論しなきゃいかんということで、議員定数削減というものが今、今回、河上議員のほうから提案されたということで、私も賛成者の一人として名前を連ねております。

15年の選挙で20名が18名になりました。そのときも確かに私も積極的に20名を18名にするのにかかわってまいりました。そのときも皆さん、ある政党の方々から少数意見が吸い上げられなくなるという議論が出ました。20名が18名になって、じゃ少数意見が吸い上げられなくなったのかと。何も変わらなかったと思います。皆さん、やっぱりそれだけ一生懸命議員活動を進められたということだろうと思っております。

今回の議員定数の削減、中には削減の前に議会としてやるべきことがあるというふうにおっしゃる方もいらっしゃいます。ただ、議会改革というのは、これエンドレスなんです。いつまでたっても議会改革は進むわけでありまして。私は定員削減も大きな議会改革の一つだと思っております。まず議会改革の一端として定数を削減して、そして委員会審議とか委員会の構成とかいうものは、これ枝葉末節な話だと思ふんです。定数18が16になったときに、皆さんと議論をして、どういう形の委員会が一番ベターなのかということも議論していけばいいと思います。まず、議員が率先して身を切る努力をする、これが大事だろうと思ってます。

逆に18が16になるということはやはり、はっきり申し上げると、議員さん方がそれぞれにもっと汗をかきなさいということになるだろうと思います。それぞれの資質を高めなきゃいかん、そしてそれぞれの活動を高めなきゃいかんということになると思いますので、私は全く、先ほど来言っている、議会運営委員会が出したとか報酬等が絡んでいるとか、全くそういうことは今回、この提案には関係はないということを申し上げながら、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○道下政博議長 ほかにありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○道下政博議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

なお、議長指示があるまで起立をお願いいたします。

〔起立者11人 不起立者6人〕

○道下政博議長 起立多数であります。

ご着席ください。

よって、議会議案第1号は、原案のとおり可決されました。

<閉議・散会>

○道下政博議長 以上をもって、本3月会議に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成26年津幡町議会3月会議を散会いたします。

午後4時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 道下 政博

署名議員 洲崎 正昭

署名議員 河上 孝夫

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	2
1. 委員会審査結果表	3
1. 請 願	9

平成26年津幡町議会3月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	13番 南田 孝是	1 デマンド方式による福祉バスの運行を検討できないか	町 長
		2 アクティブシニア応援事業を	町 長
		3 歯と口腔の健康づくり条例の制定を	町 長
		4 職員採用試験に特別枠を	町 長
2	8番 酒井 義光	1 自転車の逆走禁止に対応した道路整備を	町 長
		2 空き家解消に向けた条例の制定を	町 長
3	2番 西村 稔	1 2期目4年間の町長の施策について	町 長
		2 おくれをとらない道路政策について	町 長
		3 定住人口増加のための一提案としての上下水道部の第三セクター方式について	町 長
		4 高齢社会における行政の区割り見直しについて	総 務 部 長
		5 町民の幸せづくりのための演出について	教 育 長
4	5番 中村 一子	1 「ないものねだり」から「あるもの探し」へ	町 長
		2 町農業公社の設立も視野に学校給食と地元農家をつなぐ農業振興を	町 長
		3 農業公園構想はだれの発案によるもので、だれが必要としているのか	町 長
		4 プールの温水をどう確保するのか、温水プール基本構想の見直しを	町 長
5	3番 黒田 英世	1 災害時の教育現場におけるリスク管理体制を強化せよ	教 育 長
		2 行政情報の発信強化を	企画財政課長
6	4番 荒井 克	1 旭山工業団地の公園整備を	都市建設課長
		2 商店街の街路灯をLED照明に	産業建設部長
		3 学校にエレベーターの設置を	学校教育課長
7	9番 塩谷 道子	1 福祉灯油を実施せよ	町 長
		2 介護保険から要支援者を外す問題点を問う	町 長 町民福祉部長
		3 学力テストの結果を公表しないように	教 育 長
		4 農業公園利用者数の算定根拠を問う	農林振興課長
8	6番 森山 時夫	1 震災時の孤立集落の対応、対策は	町 長
		2 公園などに児童の安全監視用の防犯カメラの設置を	産業建設部長
9	1番 八十嶋孝司	1 「週6日制」土曜授業復活、教育委員会の見解を問う	教 育 長
		2 環境教育の取り組みから町浄化センター敷地を有効利用せよ	町 長

平成26年3月13日

津幡町議会議長 道下政博様

提出者 津幡町議会議員 河上孝夫
賛成者 津幡町議会議員 谷口正一
同 津幡町議会議員 山崎太市
同 津幡町議会議員 洲崎正昭
同 津幡町議会議員 谷下紀義

津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会
会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

津幡町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

津幡町議会議員の定数を定める条例（平成14年津幡町条例第28号）の一部を次のように改
正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般
選挙から適用する。

改正理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、津幡町議会
議員の定数を新たに定めるもの。

平成26年津幡町議会 3月会議
 常任委員会議案審査結果表
 総務常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第5号	平成26年度津幡町一般会計予算 第1表 歳入歳出予算中 歳 入 全 部 歳 出 第1款 議会費 第1項 議会費 第2款 総務費 第1項 総務管理費 第2項 徴税費 第4項 選挙費 第5項 統計調査費 第6項 監査委員費 第8項 防災費 第9款 消防費 第1項 消防費 第12款 公債費 第1項 公債費 第13款 予備費 第1項 予備費 第2表 債務負担行為 第3表 地方債	原案可決
議案第14号	平成26年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算	〃
議案第15号	平成26年度津幡町河合谷財産区特別会計予算	〃
議案第18号	平成25年度津幡町一般会計補正予算（第9号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 入 全 部 歳 出 第1款 議会費 第1項 議会費 第2款 総務費 第1項 総務管理費 第2項 徴税費 第4項 選挙費 第5項 統計調査費 第8項 防災費 第9款 消防費 第1項 消防費 第12款 公債費 第1項 公債費 第2表 繰越明許費 第3表 債務負担行為補正 第4表 地方債補正	〃
議案第26号	平成25年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第27号	平成25年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第30号	津幡町生活安全条例の一部を改正する条例について	〃
議案第31号	津幡町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第32号	津幡町総合計画策定条例について	〃

議案番号	件名	議決の結果
議案第33号	津幡町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第34号	津幡町消防長及び消防署長の資格を定める条例について	〃
議案第41号	下河合辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
議案第42号	上大田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
議案第43号	朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
議案第47号	石川県市町議会議員公務災害補償等組合格約の変更について	〃
請願第1号	「特定秘密の保護に関する法律」の廃止・撤廃を求める請願	不採択

平成26年津幡町議会 3月会議
 常任委員会議案審査結果表
 文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第5号	平成26年度津幡町一般会計予算 第1表 歳入歳出予算中 歳 出 第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第2項 児童福祉費 第3項 災害救助費 第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第10款 教育費 第1項 教育総務費 第2項 小学校費 第3項 中学校費 第4項 幼稚園費 第5項 社会教育費 第6項 保健体育費	原案可決
議案第6号	平成26年度津幡町国民健康保険特別会計予算	〃
議案第7号	平成26年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算	〃
議案第8号	平成26年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第9号	平成26年度津幡町介護保険特別会計予算	〃
議案第16号	平成26年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算	〃
議案第18号	平成25年度津幡町一般会計補正予算（第9号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第2項 児童福祉費 第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第10款 教育費 第1項 教育総務費 第2項 小学校費 第3項 中学校費 第4項 幼稚園費 第5項 社会教育費 第6項 保健体育費	〃
議案第19号	平成25年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第20号	平成25年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第21号	平成25年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第22号	平成25年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号）	〃
議案第28号	平成25年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第2号）	〃

議案番号	件名	議決の結果
議案第35号	津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第36号	津幡町子ども・子育て会議条例について	〃
議案第37号	津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第38号	津幡町国民健康保険直営診療所条例及び津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第39号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第40号	津幡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第46号	平成25年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計自己資本金の減額について	〃

議案番号	件名	議決の結果
議案第24号	平成25年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第25号	平成25年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第29号	平成25年度津幡町水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案第44号	町道路線の認定について	〃
議案第45号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更について	〃

受理番号	請願第1号	受理年月日	平成26年2月19日	付託委員会	総務常任委員会
件名	「特定秘密の保護に関する法律」の廃止・撤廃を求める請願				
請願者 住所氏名	金沢市兼六元町9-40 安保破棄石川県実行委員会 事務局長 柴原和美 石川憲法会議 代表委員 菅野昭夫 石川県平和委員会 事務局長 山野健治 国民救援会石川県本部 会長 藤牧渡 自由法曹団石川県支部 支部長 西村依子 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟石川県本部 会長 北口吉治 平和・民主主義・革新の日本をめざす石川の会 代表世話人 東孝二		紹介議員	黒田英世 中村一子 塩谷道子	
<p>【請願趣旨】</p> <p>「特定秘密の保護に関する法律」は、去る第185回臨時国会において、安倍内閣と自民党・公明党の強行採決によって、成立となりました。</p> <p>同法では、何が秘密かが秘密であり、特定秘密を漏らしたとされた人・知ろうとした人、更に、それらの行為を共謀・教唆・煽動したとする人も処罰対象となり、重罰が科せられます。裁判でも特定秘密の不開示で、無罪の弁明ができず、暗黒裁判となります。国会の活動も制限されます。同法は、日本国憲法の基本原理である国民主権、平和主義、基本的人権尊重を根本から踏みにじり、日本をアメリカと共に「海外で戦争する国」へ変える戦争法と言わざるを得ません。</p> <p>短期間の国会審議でも憲法と相容れない同法の本質が明らかになり、反対の世論と運動は全国で急速に巻き起こり、各種世論調査で、「反対」が過半数、「慎重・徹底審議」が7～8割となり、各界・各層・各分野の反対声明が続々とだされました。また、国連機関や外国メディアなどからの批判も相次ぎました。</p> <p>安倍内閣と自民党・公明党が、このような反対や批判を無視し、国会内の多数を頼みに、審議を突然打ち切り、採決を強行するなど、民意と議会制民主主義を全くないがしろにした国会運営に終始したことは大問題です。</p> <p>同法の内容や審議方法から、この法が憲法に適合すると認めることは到底できず、国民の多くは、「成立」後も怒りと不安を募らせています。</p> <p>私たちは、「特定秘密の保護に関する法律」を施行せず、廃止・撤廃することを国に強く求めます。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定により、請願いたします。</p> <p>【請願項目】</p> <p>1. 特定秘密の保護に関する法律を施行せず廃止・撤廃することを国に求めること。</p>					